



日本柔道 京都府柔道整復師会

社團法人設立四十周年記念誌

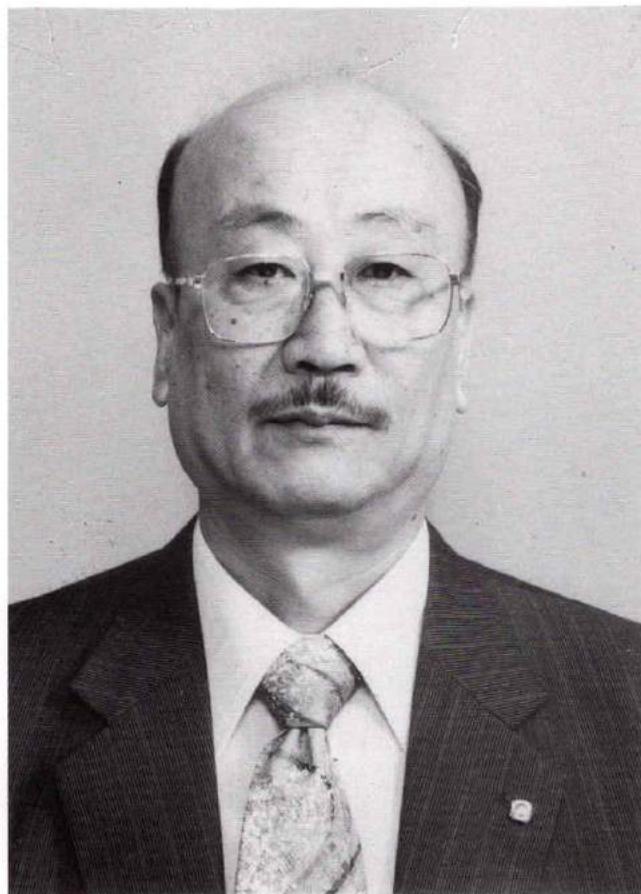


京都府柔道整復師会館全景

現　　会　　長  
名　　譽　　會　　長



現 会 長  
原 健



名 誉 会 長  
片 川 吉 雄

顧問役  
相談役

顧問



京都府知事  
荒巻 穎一



京都市長  
田邊 朋之



参議院議員  
林田 悠紀夫



衆議院議員  
奥田 幹生



衆議院議員  
野 中 広 務



衆議院議員  
谷 垣 穎 一



衆議院議員  
伊 吹 文 明



参議院議員  
西 田 吉 宏



京都府会議員  
徳田 善一



京都府会議員  
石田 邦



京都市会議員  
福島 滋弥



京都市会議員  
北川 明



京都府医師会会長  
横田耕三



医学博士  
川上登



医学博士  
室賀龍夫



医学博士  
藤田隆生

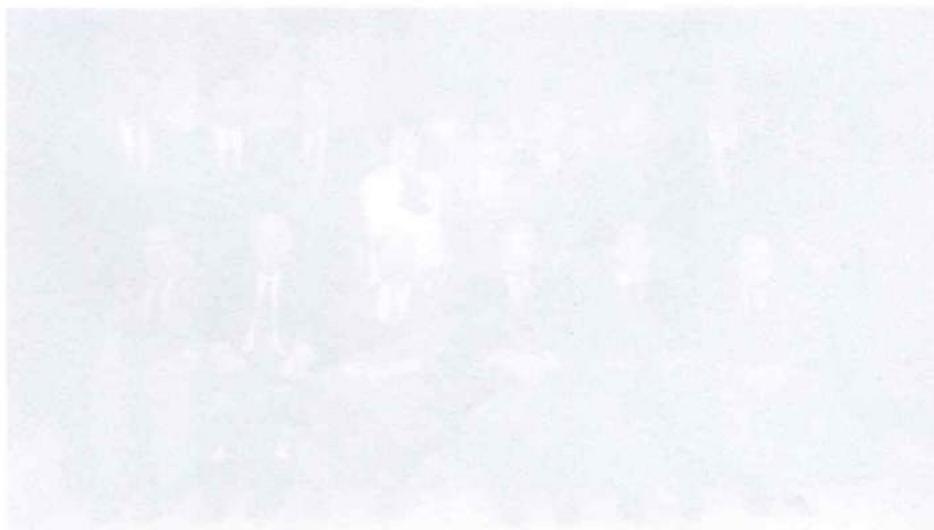
事務局



弁護士  
中田順二



税理士  
森金次郎



原田謙泰

相 談 役



足 立 幸 雄



水 本 正 夫



現 執 行 部

## 御 挨 捶



会 長

原 健

社団法人京都府柔道整復師会設立四十周年記念誌発刊にあたり謹んでご挨拶申し上げます。

昭和五十九年六月十七日、京都府柔道整復師会会館竣工式典及び、法人設立三十周年記念祝賀会、併せて三十周年記念誌を発刊させて頂き、早や十年の歳月が流れました。

以来我が京都府柔道整復師会の十年の歩みは決して平坦な道ばかりではなく、糺余曲折、幾多の困難に直面しましたが片川会長を中心に各役員並びに会員の結束及び関係各位のご指導ご支援により克服してまいりました。

この四十周年記念誌も十年間に亘る本会の激動と発展の足跡を示す貴重な資料であり、将来の会発展の原動力になればと希望するものであります。この十年間会長として寝食を忘れ、会発展改革のため献身努力された片川吉雄先生のご功績に対し、心から敬意を表するものであります。

ここに四十周年記念誌発刊に当り松浦広報部長を中心に広報部員の責任感あふるるご努力、ご苦労、又ご協力頂きました関係各位に厚く御礼申し上げます。

京都府柔道整復師会一同、四十周年を一つの節目として一層の結束を固め、地域住民から真に「信頼され」「期待され」愛される柔道整復師としての新しい歴史に向かって発展飛躍を誓いご挨拶と致します。

## 御 挨 捶



名譽会長

片川吉雄

初夏の風薰る5月、ここに社団法人京都府柔道整復師会の会創立70周年、法人設立40周年記念式典を挙行致しました所、政、官、公は勿論日整関係では全国各地より多数ご来賓の皆様方に御光来御臨席を賜り、錦上花を添えて戴きました事に対して、心から厚く御礼申し上げます。又会員の先生方も先の総会（4月29日）に続いての式典にも関りませず、多数ご出席を戴きました事に対して重ねて厚く御礼を申し上げます。これを機に原会長を中心にして一層資質と学術の向上に努力を致す覚悟でございますので、倍旧のご指導とご厚情を賜ります様お願い申し上げご挨拶と致します。

### 徒然に

さて私も昭和23年に柔整の免許を取得し47年が過ぎました。そこで40周年誌が刊行されるに当り少し思い出を綴って見ました。

#### (1) 歴代会長と功績（行跡）

- ・稲葉太郎氏 大正11年会を創立初代会長に就任し会発展に努力された為、現在の本会が在る。
- ・松浦 新氏 昭和11年療養費払で保険取扱に努力をされる。

(当時は府県単位で協定を結んで保険取扱をする)

- ・清水久治郎氏 昭和13年京都市電気局健保組合と保険協定を結ぶ。(当時はバスが無く市電だけの為、現在の京都市交通局健保組合と思われる)
- ・昭和26年に本会分裂
  - イ. 清水久治郎氏 新会会長 全日本柔道整復師会京都支部
  - ロ. 齊藤善一郎氏 旧会会長 京都府柔道接骨師会
- ・久家 恵氏 旧会は昭和29年社団法人京都府柔道接骨復師会を設立し初代会長に就任
- ・昭和32年1月に新旧の会が一本化され同時に(社)京都府柔道整復師会と改称、会員数約70名
- ・昭和39年に会館竣工(旧会館と呼ぶ)
- ・田中寛成氏 昭和47年に会長に就任し卓越した知識と行動力で保険料金改訂の為奔走
- ・中村治一郎氏 昭和48年7月会長に就任し昭和50年に距離制、修習制を撤廃し入会しやすくなる。
- ・片川吉雄 昭和58年11月会長に就任し、昭和59年6月会館竣工記念式典(新会館と呼ぶ)と法人設立30周年記念式典を行。その他金井保樹氏の地位確認裁判(俗に京都裁判と言う)に大阪高裁で全面勝訴、又仏眼厚生学校柔整科設置反対運動にも勝つ。
- ・原 健氏 平成6年5月1日会長に就任し会創立70周年、法人設立40周年記念式典を行う。

## (2) エピソード

確か昭和50年だと思う、兵庫県で近畿ブロック会が有ったので、新快速に乗り車中で理事一同、中村会長を囲み雑談中鉄橋を渡るたびに「あれは何々川」「あれは何々川」と言う説明が有る、初めは感心し乍ら聞いて居たが同じ川の名前が2つも出てきたので、不思議に思った有る理事が「会長は博学で色々教えて貰って居ますが、先

ほどから聞いて居ると同じ川の名前が出て来ますが本当ですか」と尋ねた所、答は「お前たちは何を言ってもハイハイと言って聞くから、いい加減に言っただけさ」に一同ギャフン。

### 保険取扱

昭和30年代に入りぼちぼちと保険取扱の患者が来院する様に成ったが(30周年誌参照)、当時は療養費と言う事で、患者の休業補償費と我々の支払が同一の日と時間に行われた為、それぞれの社会保険事務所(当時は事務所と言う)や労働基準監督へ、支給申請書に押した印鑑を持って行くと、患者と鉢合わせやら、後先に柔整師が並んだりで名前を呼ばれたら窓口へ行き印鑑を出すと、セロファン紙に印を押して申請書に押した印と合わせ、間違いが無ければ小切手(少額の場合は現金)で支払われるが、何せ其の日にお金の欲しい我々は直ぐ河原町二条の勧銀へ行って現金に換えて貰つたものである。

### 昭和20年代から30年代の柔整師

この頃の柔整師は食えなかった、何となれば保険の取扱いが出来ても被保険者が少なかったので、現金扱いが主で、患者は怪我をしたらまっ黒な按摩膏薬やメリケン粉を酢で練って紙に延ばして幹部に当て湿布をして、数日して治らないと来院、そこで捻挫や打撲と言ったら最後もう後は来ない、前述の如き方法で治してしまう。当然柔整師も霞を食べて生きては行けないので内職をする。一番良いのが人目につかない夜の仕事(夜警とか守衛等)続いて昼間家で出来る仕事を考えたものである。土地と建物の有る先生は夜の6時頃から9時頃まで柔道の教授をして、月謝を戴いて生活したものでした。当時は患者も少ないので治療時間も平日(月曜~土曜)は午前中9時~12時まで、昼1時~5時まで、夜6時~9時までの拘束12時間労働をし、日曜日のみ午前中治療で、午後は休みと言った状態でした。今とは大変な差が有る事に気付かれるでしょう。その

代わり色々な経験をしたものです。夜中に起こされたら頸関節脱臼、肩関節習慣性脱臼、肘内障等が多かった。又、骨折等も色々有って特に大腿骨の体部骨折には特製の固定台を作り（手作り）体を柱に固定をした上レンガを使って索引をした等々、大凡今の先生方では考えられない方法で治療に当たったものです。でも、其の様にして骨が折れたら「ほねつき」へと言われる様に先輩が努力をして来た結果今の柔整師が在ると思うので、近代医学を学び乍ら骨折や脱臼の整復にも長じて貰い度いと切に念じる。

いずれ余暇が出来ましたらエピソードを交えて回顧録を作つて見たいと思って居ります。その節には諸先生方のお助けを賜ります様お願い申し上げ徒然を終ります。

## 祝　　辞



京都府知事

荒　巻　禎　一

社団法人京都府柔道整復師会法人設立40周年を迎えられ、この度、記念誌を刊行されるに当たり、京都府知事としてお祝いの言葉を申し上げます。

貴会の皆様方におかれましては、平素から、保健医療水準の向上と、府民の健康増進のために御尽力いただきており、心からお礼を申し上げます。

御承知のとおり、豊かな生活を送るためには、健やかな心身の状態を保つことが重要であることから、近年、府民の健康に対する関心は、非常に高まってきております。

貴会におかれましては、地域の保健・福祉の増進に対する府民の期待に応えて、柔道整復の発展のために精力的に活動を行っていただいておりますことは、会長をはじめ役員の方々や会員の皆様の強い結束と多大の御尽力によるものと、深く敬意を表する次第であります。

このような皆様のたゆまない御努力の結果、平成4年には柔道整復師の資格と免許が厚生大臣所管となり、その社会的地位が大きく向上したところであります。

また、昨年は、片川先生、栗原先生が労災保健行政の推進の御功績により労働大臣表彰を、原先生、山崎先生が柔道整復業務における御功績により厚生大臣表彰を受賞されましたが、40周年の区切りを一層意義あるものとするため、この機会に多くの先達の歩まれた道をあらためて振り返っていただき、府民の健康の保持増進に一層邁進されますようお願い申し上げます。

京都府におきましては、府民一人ひとりが眞の豊さを実感できる社会を目指し、様々な施策を展開しておりますが、本年は、平安建都千二百年という記念すべき年でありますことから、さらに積極的に各種事業を展開してまいる所存でありますので、引き続き、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、貴会のますますのご発展と会員の皆様の御健勝を心から念願いたしまして、お祝いの言葉といたします。

## 祝　　辞



京都市長

田邊朋之

京都府柔道整復師会が社団法人設立40周年の記念すべき年を迎えたことを、心からお祝い申し上げます。

京都府柔道整復師会におかれましては、市民の健康を守るため日夜ご努力いただき、また、本市の国民健康保険事業や保健医療行政をはじめ、市政発展のために一方ならぬご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年、京都は平安建都1200年という記念すべき年を迎えました。京都市では、先人の偉業に学び、昨年3月に策定した「新京都市基本計画」を「平成の京都策」として位置付け、これを市政運営の総合的指針としながら、「平成の京づくり」に向けた取組に着手いたしました。

特に、市民の皆様が健やかに安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉を総合的に推進していくことが、市政の最重要課題の一つであると考えております。

平均寿命の伸長や少子化の進行による本格的な高齢社会の到来の中で、人生80年時代を迎えた今こそ、いかにいきいきと充実した生活を送るのかが問われ、そしてその向上のための保健・医療・福祉

の充実が求められております。

このような中で、柔道整復術に対する市民の期待はますます高まっており、市民の健康と福祉を守るために、京都府柔道整復師会におかれましては、今後とも市民の健康の保持増進にご尽力いただきますとともに、本市市政への格別のご協力、ご支援をお願い申し上げます。

最後に、貴会のますますのご発展と会員の皆様方のご健勝を心からお祈りいたしまして私のお祝いの言葉といたします。

## 祝　　辞



参議院議員

林　田　悠紀夫

京都府柔道整復師会が、法人設立四十周年を迎えられ、いよいよ発展の一途を歩んでおられますことを心から慶祝申しあげます。

私は昭和四十一年に参議院議員に当選させていただいて以来、二十八年になりますが、その間歴代の会長、役員・会員の皆様には、大変親しくしていただき、御指導御支援をさせてまいりました。私は中学、高校時代、柔道部に所属しておりましたので、中学時代指導をいただいた先輩諸兄や、高校時代の師範であった栗原先生の御弟子様方が、柔道整復師として活躍しておられ、大変御世話になりました。

柔道整復師会館が西大路通に出来たときは大変喜んだものであり、小川半次先生を先頭にして、私達若輩も御招きさせて総会に参加したものでした。

昭和四十五年四月に、柔道整復師法が制定され、その資格・地位はいよいよ高まりましたが、法制定の前には、全国の整復師の皆様が国会に集まられて協議が行われたことを思い浮かべます。私の知事在任中であったと思いますが、現在の素晴らしい会館が建設されて、柔道整復師会はその基盤を固められ、一段と発展してこられま

した。

今や四人に一人が六十五才以上の高齢者となる時代を迎えるとしており、皆様の御活躍に候つべき面は一層大きくなつてまいりました。

法人設立四十周年を期として、幾多先達の偉業を偲び、柔道整復師の先生方が、いよいよ社会福祉医療のために力を尽くしていただきたいことを希い、京都府柔道整復師会の更なる発展を祈りあげます。

## 祝　　辞



衆議院議員

奥田幹生

恒武天皇によって平安京が遷都され、千二百年の記念すべき年に、社団法人京都府柔道整復師会の設立四十周年を迎えることは、誠に意義深いものがあり心よりお祝いを申しあげます。

「男性76.9才・女性82.22才」と世界最高水準の長寿国となった今日、健やかで明るく、活力のある長寿社会の実現は、府市民すべての願いあります。この様な中で、府市民の疾病の治療と健康の増進に日々ご尽力をたまわっております柔道整復師会の会長をはじめ諸先生方に深く敬意を表しますとともに、今後高齢化社会にむけて先生方の果たされる役割はますます重要なものになると存じ、その御活躍に大きな期待を寄せるものであります。

私は、昨年八月、衆議院環境委員長に就任させていただきました。以来、かけがえのない地球環境を守り、豊かな環境を子孫に引き継ぐため、環境基本法や水質保全に関する法律の制定に努力してまいりましたが、地球環境問題は人類の生存の基盤にかかわる重大な課題であり、オゾン層の破壊、地球温暖化、熱帯雨林の減少、酸性雨、絶滅に瀕している動植物の種の保存問題など、どれ一つをとっても対応を誤れば、地球環境は取り返しのつかない深刻な事態に直面す

るものばかりですのでこれからも真剣に取りくんで行きたいと思っております。引き続き先生方の温いご指導・ご鞭撻をお願い申しあげます。

京都府柔道整復師会の先生方におかれましては、この四十周年という記念すべき年を契機として、更に発展・飛躍され、府市民の健康づくりにご尽力をたまわりますようお願い申しあげますと共に、先生方の御健勝、御多幸をお祈りし、私のお祝いの言葉とさせていただきます。

## 日高義之 中野

日高義之先生、お誕生日おめでとうございました。この日は、私自身、久々に先生の誕生日おめでたすお祝いをして、心からおめでたすことをお伝えできることを喜んでいます。また、この日は、先生がお亡くなりになられたお父様の誕生日でもあります。お父様の誕生日に、お父様の御子孫としておめでたすお祝いをすることが、とてもうれしいです。

私が開業十四年であります。その間、先生の誕生日おめでたすお祝いは、必ずおめでたすお祝いをしてきました。そのお祝いは、必ずお父様の誕生日のお祝いと一緒にあります。お父様の誕生日のお祝いは、必ずお父様の誕生日のお祝いと一緒にあります。

開業十四年であります。その間、先生の誕生日おめでたすお祝いは、必ずおめでたすお祝いをしてきました。お父様の誕生日のお祝いは、必ずお父様の誕生日のお祝いと一緒にあります。

## 祝　　辞



衆議院議員

野　中　ひろむ

社団法人京都府柔道整復師会におかれましては、平安建都千二百年の記念すべき本年、法人設立四十周年をお迎えになられ、記念誌を発刊されるにあたり、お祝いのご挨拶を申し上げます。

先ずもって、貴会の今日に至るまでの四十年間の長きにわたる尊い歩みと、会長をはじめ歴代役員各位並びに諸先生方の多大なご尽力とご労苦に深甚なる敬意を表する次第であります。

さて、近年の急激な社会経済情勢の変化は柔整界にも大きな影響を及ぼしており、諸先生方には日々ご苦労の多いことと存じております。

しかしながら、貴会におかれましては、今日までの四十年間にわたる輝かしい歴史のうえに確立されました諸先生方の力強い団結とたゆまぬご研鑽により、府民の健康増進とともに、柔整界の発展や柔道整復師制度の振興のために、多大なご貢献をいただいておりますことに深甚なる敬意を捧げる次第であります。

昨今の内外の情勢には、誠に厳しいものがありますが、私は、国政の場において、元気に活動を続けさせていただいており、これからも、ふるさと京都の限りない発展と、わが国の将来に過ちなきよ

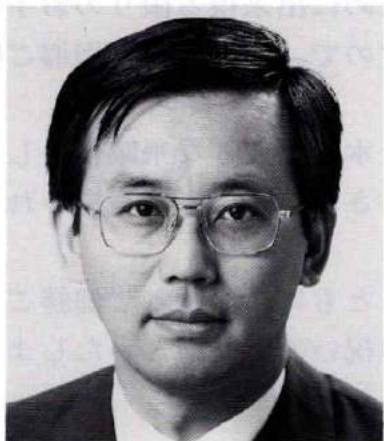
う勇気と情熱をもって努力いたす所存であります。

また、平素から諸先生方より賜っております暖かいご温情に報いるためにも、貴会のさらなる発展のために出来得る限りのお手伝いをさせていただきたく存じておりますので、変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

貴会におかれましては、記念すべき本年を大きな飛躍台として、諸先生方の団結をさらに強固なものとされ、大いにご発展されますようご期待申し上げる次第です。

結びにあたり、諸先生方のご繁栄とともにご活躍とご健勝ご多幸を心からお祈りいたしまして、私のお祝いのご挨拶といたします。

## 祝　　辞



(社)日本柔道整復師会顧問  
衆議院議員  
弁護士

谷垣楨一

会員の皆様にはご健勝にてご活躍のことと存じます。  
平素は何かとご厚情を賜り深く感謝致しております。  
今般、社団法人京都府柔道整復師会が四十周年を迎られ、このような記念誌が発刊されましたことに対し、心からお慶び申し上げます。

貴会が社団法人の設立以来歴代会長様はじめ数多くの会員各位のご努力により年々発展を遂げてこられましたことに対し、深甚の敬意を表する次第です。

近年、人口高令化の進展や疾病構造の変化等に伴い、国民の医療サービスに求めるニーズが多様化している中で、今後ますます、柔道整復師に対する国民の期待が大きくなってくると思います。

まだ、医療の世界では、医療従事者と患者との信頼関係に基づいた医療の重要性が叫ばれています。

そもそも柔道整復師の皆様は、伝統的な医療として長年にわたり地域に深く根差して国民の求める保健医療サービスを提供してこられ、地域保健医療の向上に大きな役割を果たしてこられました。これからは、地域の中で培ってこられた信頼基盤を基礎に、これまで

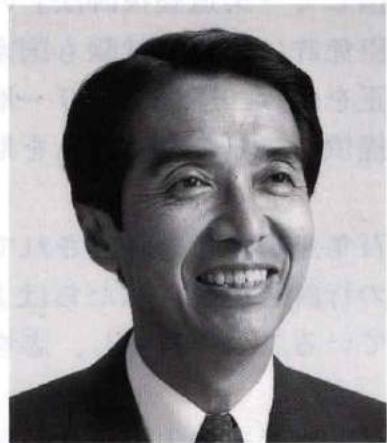
以上に、その真価を發揮されるものと強く確信をしております。

また、長年の懸案でありました一部改正問題も関係者の皆様と共に努力を重ね、施術者の資質向上を目指して「柔道整復師法」の一部を改正し、平成四年十月より厚生大臣免許に、資格試験も国家試験になったところであります。この改正を受け、皆様がより一層資質の向上に励まれ、良質のサービスを提供していただくことを期待しております。

折から、古都京都では平安建都千二百年を祝う行事が催されています。千二百年の都を築き守った古人の行跡を偲び、私たちはより大きく輝かしい都を築く使命を託されていることを自覚し、志を新たに頑張る決意です。

会員各位のご多幸とご健康ならびに京都府柔道整復師会の一層のご発展を祈念し、今後共、ご支援とご鞭撻を賜りますよう心からお願いして私のごあいさつといたします。

## 祝　　辞



(社)日本柔道整復師会顧問  
衆議院議員

伊　吹　文　明

社団法人京都府柔道整復師会が、平安建都一二〇〇年という歴史的な年に法人設立四十周年を迎えてられましたことをお祝い申し上げます。

貴会は、昭和二十九年に社団法人を設立されて以来、柔道整復師の資質と学術技術の向上を通じ国民の健康のため、会員の先生一丸となって貢献してこられました。また、柔道整復を通じて高齢化社会の福祉にも大きな役割をはたされてきたのであります。これは現会長はじめ歴代会長先生のご努力と会員諸先生のご尽力の賜ものであり深い敬意を表します。

日本は、世界で類をみない健康で治安も整った安全で豊かな国であります。その基礎の一つである健康管理に対する関心は益々高まっています。また、高齢化社会に急速に進展し、医療の役割も疾患治療からリハビリ健康づくり安らぎの確保と多様から高度化しています。従って、柔道整復術による医療サービスに寄せる期待も変わってきており、大きくなっています。このような社会的要請に応えるためにも先生方の日々のご努力が不可欠です。学術団体としての社団法人京都府柔道整復師会の役割もまた重きをますと存じます。

社団法人京都府柔道整復師会が法人設立四十周年を契機とされ、充実した福祉社会に貢献される団体として二十一世紀に向け益々ご発展されますことと会員の先生方の更なる御活躍と御繁栄を祈念いたしまして、私のお祝いの言葉と致します。

## 祝　　辞



参議院議員

西　田　吉　宏

社団法人京都府柔道整復師会設立40周年にあたり、心からお祝い申し上げます。

京都府柔道整復師会が設立以来今日まで、会員みなさま方が一致団結され、柔道整復を通じて府民の疾病治療、健康の維持増進にご尽力されるとともに、わが国の国技である柔道を通して、次代をになう青少年の健全育成に力をそそぐ等、そのご業績はまことに大きなものがあり、衷心より感謝申し上げますとともに深く敬意を表するものであります。

いま、わが国は世界の経済大国といわれるまでになりましたが、同時に世界第一の長寿国にもなりました。これからわが国が高齢化社会に向かっていく中で、とくに高齢者に対する健康保持増進のために、疾病の予防、治療、リハビリテーション等を含んだ総合的な研究、活動もより一層要求されてくるものと思います。

貴会におかれましてはこれからに対応するために、すでに京都府プライマリケア協議会を設立して、専門的立場からこれらのニーズに対応するため、さまざまな諸事情を展開され、そのご活動に対し多くの人々から高い評価をうけておられるのであります京都府柔道

整復師会におかれましては、このたび40周年を一つの景気として、府市民の大きな期待とみなさま方に課せられている社会的使命に思いを新たにされ、さらにご研鑽をつまれて国民の健康保持のためにご尽力賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、社団法人京都府柔道整復師会の一層のご発展と会員みなさまのご健勝をお祈りし、一言お祝いのことばといたします。



## 祝　　辞

京都労働基準局長

伊　藤　　眞

社団法人京都府柔道整復師会が、法人設立40周年という、輝かしい記念すべき年をお迎えになりましたことを心から御祝い申し上げます。

ひとくちに、40年と申しましても平坦な途ばかりではなく、幾多の困難な問題もあったかと存じます。

此の間、現会長はじめ、歴代の役員の方々、並びに会員の皆様方の常日頃のよりのたゆまぬ御努力と、御協力のもとに今日の社団法人京都府柔道整復師会へと発展されましたことにつきまして、改めて深く敬意を表する次第であります。

さて、日頃より、会長はじめ、役員の皆様方、並びに会員の皆様方には、私共労働基準行政の運営に、深い御理解と格別のご協力を賜っておりますとことを、厚く御礼申し上げます。

とりわけ、労災補償行政におきましては、労災患者の施術料にかかるわり、労災審査部会を設けて頂き、積極的に、かつ、円滑に審査業務を実施して頂いていることにつきまして、重ねて御礼申し上げます。

ご承知のように、我国は21世紀を間近にひかえ、本格的な高齢化

社会を迎えようとしております。

多くの先人の方々や、皆様方の常日頃からのたゆまぬ努力が実り、整復医業が国民医療として、地域に根ざし幅広く理解されていることは、誠に喜ばしいことあります。

私共、労働基準行政は、働く全ての人達への安全、かつ、健康で豊かなゆとりある生活の実現を目指して、労働時間短縮や、労働者の安全と健康確保対策、又、不幸にして労働災害に被災された方々や、その御遺族の方々に迅速・適正な労災補償給付等、各般の施策を展開しているところであります

社団法人京都府柔道整復師会におかれましては、このような施策を積極的に推進している私共の労働基準行政に対しまして、従来にも増して一層の御理解と、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に社団法人京都府柔道整復師会の益々の御発展と、会員皆様方の御健勝を祈念申し上げまして御祝いの言葉とさせて頂きます。

（略）



## 40周年記念誌発刊を 祝して

京都府医師会長

横田 耕三

社団法人京都府柔道整復師会が、本年40周年という記念すべき年を迎えるにあたり、心からお祝申し上げます。

京都府柔道整復師会は、昭和29年に創設以来、今日まで40年の永きにわたり、歴代役員の御努力と会員諸氏のご協力のもとに、柔道整復師の資質・技術の向上と地域住民の方々や患者さんの健康の維持・増進のため、多いに御活躍されてこられましたことに対しまして、まずもって深甚なる敬意を表する次第であります。

ご承知のとおり、世界第1位の平均寿命に到達した我が国は、一方で世界に類をみないスピードで超高齢化が進み、疾病構造が大きく変化する中で、今日国民の医療ニーズは多様化し、21世紀に向けたライフサイクルに沿った保健・医療・福祉等幅広い総合的な施策と新しい対応が求められているところであります。

これらの施策を推進するためには、行政や地域住民団体の協力は勿論のこと、医療関係者の相互理解と緊密なチームワークを必要とするることは申すまでもありません。

貴会におかれましても、早くから私共や関係団体と連携を密にされ、地域に密着した諸活動を開催され、大いなる成果をあげてこら

れたところであります。

どうか、この40周年記念誌発刊を機に、貴会が今後ますます京都府民・京都市民の健康保持・増進のため、多いに活躍されますことをご期待申し上げますとともに会員の皆様方のご健勝を祈念してお祝いの言葉といたします。



## 祝　　辞

(社)日本柔道整復師会会长  
松　本　好　司

京都府柔道整復師会が、法人設立40周年を迎えるにあたり、心よりお祝い申し上げます。

これを機会に「記念誌」を発刊されること重ねてお祝い申し上げます。

さきには会館竣工を機に、法人設立の30周年を迎えられ、更に10年後の今日、更に飛躍され、今回の記念をみたのでありますが、その間の10年間は正に激変する社会情勢に象徴される如く、わが柔道整復師にとっても激動の10年でありました。柔道整復師法の一部改正、それに伴う柔道整復研修試験財団の設立、日本柔道整復師国民年金基金の設立、日本柔道整復・接骨医学会の独立、全国柔整学校協会の社団設立等々、日本国内の政治、経済の変化とあわせての変動がありました。

貴会においては、大正11年初代会長稻葉太郎先生より今までの間、昭和15年の分裂、昭和18年の合併、戦後の昭和26年の分裂、昭和32年の合併と、紆余曲折があったのでありますが、これらは全て時代の変遷に伴ったものであり、京都府柔道整復師会は常に時代を先取りする視野をもち、着々とその地歩を固め、会員各位が歴代会

長以下執行部役員と共に一丸となって会組織の向上発展に、又誠心誠意地域住民の保健向上に仁術を尽された努力の結果が今日の繁栄をもたらし、確固たる基盤と結束を築いておられることは誠に慶賀に堪えません。

大きな変革期を迎えており、日本の政治経済と共に大転換期を迎え、世界、自然界も変化をきたしつつあるとき、医療の社会、特にわが柔道整復師にとってもきたる21世紀以降におけるその存立には極めて厳しいものがあります。

会員各位におかれましては、この記念誌の刊行を機に、日本の伝統ある柔道整復師として精進され、又貴会躍進の一つの節目として、創立以来嘗々と努力せられた諸先生、故人の先生方のご労苦を称え、ご遺徳を偲びつつ、将来を見直して誤りのない対策を樹立し、会長を中心に一致団結され、さらに貴会のますますのご発展と会員皆様のご健勝とご繁栄を祈念いたしますと共に、今後共関係各方面の絶大なるご高配をお願い申しあげ、ご挨拶といたします。

# 目 次

写 真 現 会 長  
名 誉 会 長  
顧 問

御 挨 拶 社團法人京都府柔道整復師会会长 原 健  
社團法人京都府柔道整復師会名誉会長 片 川 吉 雄

祝 辞 京 都 府 知 事 荒 卷 褚 一  
京 都 市 町 田 邊 朋 之  
參 議 院 議 員 林 田 悠 紀 夫  
衆 議 院 議 員 奥 田 幹 生  
衆 議 院 議 員 野 中 ひ ろ む  
衆 議 院 議 員 谷 垣 褚 一 明  
參 議 院 議 員 伊 吹 文 明  
京 都 勞 働 基 準 局 長 伊 西 吉 宏  
京 都 府 医 師 会 長 伊 藤 真  
社團法人日本柔道整復師会会长 橫 田 耕 三  
松 本 好 司

# 第一章

総務部	
定期総会	1
学制改革案及び柔道整復師法一部改正	19
仏眼厚生学校柔整科設置問題	46
地位確認等請求事件	83
事業部	
事業部の活動	95
プライマリケア	96
シルバー事業	98
財務部	
財務報告	100
学術部	
京都府柔道整復師会関係	110
日本柔道整復師会関係	121
近畿ブロック会関係	123
近畿学術研究会	127
保険部	
保険算定報告	129
記載説明	133
広報部	
広報の推移	139

## 柔道部

少年柔道教室10年の歩み.....	141
近畿ブロック、日整柔道大会の記録.....	144
現会員栄光の軌跡.....	153
奇跡の逆転劇.....	155

## 選挙対策委員会

本会顧問の選挙報告.....	159
----------------	-----

## 青年部

規約.....	163
活動報告.....	166

## 第二章

### 柔道整復師法

柔道整復師法の概要.....	170
----------------	-----

## 第三章

叙勲・賞を受賞された会員.....	173
-------------------	-----

## 第四章

組織構成	177
------	-----

## 第五章

### 京都府柔道整復師協同組合

組合設立までの経緯	183
-----------	-----

## 第六章

会員名簿	187
------	-----

物故者御芳名	201
--------	-----

会員写真	202
------	-----

年表	239
----	-----

四十周年を祝う	244
---------	-----

# 第一章

(1)

## 總務部

1. 定時総会
1. 学制改革案及び柔道整復師法一部改正
1. 仏眼厚生学校柔整科設置問題
1. 地位確認等請求事件

# 定時総会

会員登録

参加登録

会員登録

参加登録

## 昭和58年度定時総会

昭和59年5月20日午後1時より、京都府中小企業会館に於て開催  
出席会員 205名中189名（代理人選任届58名）

議長 栗原 寿雄 理事長

議事録署名人 中京支部 森田 勝 会員

北支部 室賀 雅男 会員

式次第 司会 山崎 良三 理事

1. 捧默禱 足立 幸雄 副会長

2. 開会の辞 片川 吉雄 会長

3. 会長挨拶 片川 吉雄 会長

4. 新入会員紹介 (正会員15名)

5. 会務報告 片川 吉雄 会長

6. 議長選出 西川 洋次 理事

7. 会計報告 足立 幸雄 副会長

昭和58年度決算報告 } 西川 洋次 理事

昭和59年度予算案 } 足立 幸雄 副会長

特別会計報告 橋村 七衛 監事

8. 会計監査報告 橋村 七衛 監事

9. 質疑応答

10. 役員改選  
11. 新会長就任挨拶  
12. 閉会の辞

原 健 副会長

## 片川会長の会務報告

### 1. 日整関係

- イ. 料金改正交渉の件
- ロ. 福井メディカル短大と養成コース開設の件
- ハ. 観察機器開発の件

#### 二. その他

日本医師会の会長改選直後の会議で柔整師に関する議題が二題出た

### 2. 近畿ブロック会関係

30年以上の永年会員表彰があり、沢田・水本・吉岡・西川・高野の各会員が表彰を受けた

### 3. 本会関係

#### イ. 功績会員待遇事項

- ロ. 沢田宗右衛門先生を名誉会長に水本正夫先生を相談役とする
- ハ. 定款第29条に関する件
- ニ. 会館維持管理協力金の件

#### 二. 新会館建設の大要について

#### ホ. 特別会計規約配分の件

#### ヘ. 事務職員の件

加藤事務局長が退職のため西陣セツツルメント所長であった、  
大江憲男氏が入局された

#### ト. 老人保健手数料の新会館維持費への繰入について

質疑応答では活発な発言があったが、議案及び承認事項総てが可決承認された。

役員改選は松浦慎夫選挙管理委員長により、無投票で会長に片川吉雄、監事に黒木道太郎、橋村七衛の各会員が選出された。

## 昭和59年度定時総会

昭和60年5月12日に、京柔整会館に於て開催

出席会員 219名中200名（代理人選任届32名）

議長 栗原 寿雄 理事長

議事録署名人 中京支部 高木 音治 会員

右京支部 菅野泰二郎 会員

式次第 司会 山崎 良三 理事

1. 捧黙禱

2. 開会の辞 足立 幸雄 副会長

3. 会長挨拶 片川 吉雄 会長

4. 新入会員紹介 (正会員8名)

5. 会長表彰

6. 会務報告 片川 吉雄 会長

7. 議長選出

8. 会計報告

昭和59年度決算報告 西川 洋次 理事

昭和59年度特別会計決算報告 足立 幸雄 副会長

会計監査報告 橋村 七衛 監事

昭和60年度予算案 西川 洋次 理事

昭和60年度特別会計予算案 足立 幸雄 副会長

9. 質疑応答

10. 閉会の辞 栗原 寿雄 理事長

### 片川会長の会務報告

1. 日整関係

イ. 骨観察装置の開発について

ロ. 学制改革と料金問題について

ハ. 生涯教育について

2. 近畿ブロック会関係

- イ. 共済掛金について
  - ロ. ブロック学会、柔道文化大会について
  - 3. 本会関係
    - イ. 本府国保その他の欄について
    - ロ. 特別会計返済方法について
    - ハ. 支部助成金について
    - ニ. 入会後研修について
    - ホ. コンピューター設置委員会について
  - 4. その他
    - イ. 学校健康会用紙取扱について
    - ロ. 老人医療費及び事務費の取扱について
    - ハ. 京都仏眼厚生学校に於る柔整師養成校設置について
- 質疑応答では活発な意見があったが、議案及び承認事項総てが可決承認された。

## 昭和60年度定時総会

昭和61年5月18日に、京柔整会館に於て開催	出席会員 224名中202名（代理人選任届33名）
議長 本物 川西	原 勝 副会長
議事録署名人 李 立	西京支部 西尾宏一郎 会員
	向日市・長岡京市支部 田村 治夫 会員
式次第	司会 山崎 良三 理事
1. 捧默禱	
2. 開会の辞	足立 幸雄 副会長
3. 会長挨拶	片川 吉雄 会長
4. 新入会員紹介	(正会員9名)
5. 会長表彰	
6. 会務報告	片川 吉雄 会長
7. 議長選出	

8. 会計報告
- 昭和60年度決算報告 西川 洋次 理事  
昭和60年度特別会計決算報告 足立 幸雄 副会長  
会計監査報告 橋村 七衛 監事  
昭和61年度予算案 西川 洋次 理事  
昭和61年度特別会計予算案 足立 幸雄 副会長
9. 質疑応答
10. 役員改選
11. 新会長挨拶
12. 閉会の辞 栗原 寿雄 理事長

- 片川会長の会務報告
1. 日整関係
- イ. 臨床整形外科学会への対応  
ロ. 生涯教育  
ハ. 料金折衝の経過と日整臨時会費について  
ニ. 日整学会及び柔道大会について
2. 近畿ブロック会関係
- イ. レントゲン問題について  
ロ. 三年制推進経過について  
ハ. ブロック会費値上げについて  
ニ. ブロック学会及び柔道・文化大会について
3. 本会関係
- イ. 仏眼厚生学校柔整科設置反対に対する経過報告  
ロ. 老人保健等、老人医療の実態調査について  
ハ. 本会の選挙対策について  
ニ. 各部の活動について
4. その他
- イ. 老人保健取扱手数料及び定率会費について  
ロ. 今期に限り役員任期の1年延長について

質疑応答では本会の発展に根ざす活発な発言があり、議案及び承認事項総てが可決承認された。

役員改選は松浦慎夫選挙管理委員長により、無投票で会長に片川吉雄、監事に橋村七衛、藤野勝弘の各会員が選出された。

## 昭和61年度定時総会

昭和62年5月10日に、京柔整会館に於て開催

出席会員 238名中221名（代理人選任届32名）

議長 原 健 副会長

議事録署名人 東山・山科支部 福島 光義 会員

下京・南支部 佐藤 隆信 会員

式次第 司会 松浦 進 理事

1. 捧黙禱

栗原 寿雄 副会長

2. 開会の辞

片川 吉雄 会長

3. 会長挨拶

4. 新入会員紹介

（正会員20名）

5. 会長表彰

6. 会務報告

片川 吉雄 会長

7. 議長選出

8. 会計報告

昭和61年度決算報告 } 西川 洋次 理事

昭和61年度特別会計決算報告 } 西川 洋次 理事

会計監査報告 橋村 七衛 監事

昭和62年度予算案 } 西川 洋次 理事

昭和62年度特別会計予算案 } 西川 洋次 理事

9. 質疑応答

10. 閉会の辞 山崎 良三 理事長

## 片川会長の会務報告

1. 目整関係
- イ. 地方公務員共済組合の協定書について
  - ロ. 学制改革と身分法改正について
  - ハ. 柔整師のレントゲン取扱について
- 二. 第二組合対策について
- ホ. 生涯教育について
2. 近畿ブロック会関係
- イ. ブロック共済について
  - ロ. ブロック柔道大会及び学会について
  - ハ. 臨床整形外科学会について
3. 本会関係
- イ. 仏眼厚生学校柔整科設置問題について
  - ロ. 定率会費値下げについて
  - ハ. 会旗・会章制度について
- ニ. 会員除名について
- ホ. 事務の簡素化と迅速処理について
  - ヘ. 保険者と本会のかかわりについて
  - ト. 会費徴収形態について
- 質疑応答では顧問税理士変更についての質問があったが、議案及び承認事項総てが可決承認された。

## 昭和62年度定時総会

昭和63年5月15日に、京柔整会館に於て開催

出席会員 246名中224名（代理人選任届29名）

議長

原 健 副会長

議事録署名人

伏見支部 布施 正和 会員

向日市・長岡京市 田村 治夫 会員

式次第

司会 松浦 進 理事

1. 捧默禱

2. 開会の辞	栗原 寿雄 副会長
3. 会長挨拶	片川 吉雄 会長
4. 新入会員紹介	(正会員21名)
5. 会長表彰	
6. 会務報告	片川 吉雄 会長
7. 議長選出	
8. 会計報告	
昭和62年度決算報告	西川 洋次 理事
昭和62年度特別会計決算報告	
9. 会計監査報告	橋村 七衛 監事
10. 昭和63年度予算案	西川 洋次 理事
昭和63年度特別会計予算案	
11. 質疑応答	
12. 閉会の辞	山崎 良三 理事長

### 片川会長の会務報告

1. 日整関係
  - イ. 学制改革について
  - ロ. 料金改定について
  - ハ. 第二組合について
- 二. 日本接骨学会について
2. 近畿ブロック会関係
  - イ. 第14回近畿ブロック柔道大会、第13回文化大会について
  - ロ. 第13回近畿ブロック学会について
3. 本会関係
  - イ. 第二回日本接骨学会開催について
  - ロ. 入会金融資制度について
  - ハ. 消費生活協同組合設立について
  - ニ. 本会の現状について
4. その他

- イ. 自賠責について
  - ロ. 生涯教育の日整表彰について
  - ハ. 民生保護用紙と労災指導管理料について
- 質疑応答ではコンピューター委員会の予算についての質問があり、その後議案及び承認事項総てが可決承認された。

## 昭和63年度定時総会

平成元年5月14日に、京都パークホテルに於て開催

出席会員 265名中195名（代理人選任届35名）

議長 原 健 副会長

議事録署名人 左京支部 河村 正明 会員

宇治支部 布施 誠 会員

式次第 司会 松浦 進 理事

1. 捧默禱

原 健 副会長

2. 開会の辞

片川 吉雄 会長

3. 会長挨拶

4. 新入会員紹介

(正会員15名)

5. 会長表彰

6. 会務報告

片川 吉雄 会長

7. 議長選出

8. 会計報告

昭和63年度社団会計決算報告

西川 洋次 理事

昭和63年度保険会計決算報告

昭和63年度特別会計決算報告

9. 会計監査報告

藤野 勝弘 監事

沢田 哲 監事

10. 昭和64年度社団会計予算案

西川 洋次 理事

昭和64年度保険会計予算案

昭和64年度特別会計予算案

11. 平成元年度事業計画案 田中 一吉 理事  
12. 質疑応答  
13. 役員選挙  
14. 新会長就任挨拶  
15. 閉会の辞 山崎 良三 理事長

### 片川会長の会務報告

1. 日整関係  
イ. 柔道整復師研修試験財団について  
ロ. 消費税導入に伴う料金改正について
2. 近畿ブロック会関係  
イ. 協同組合設立について  
ロ. 大阪ビジネスシステムK.Kについて
3. 本会関係  
イ. 第13回厚生大臣旗争奪日整全国柔道大会と第2回日本接骨学会（通算22回）の京都府開催について  
ロ. 特別加算について  
ハ. 重複請求について  
ニ. 民生保護の取扱について
4. その他  
整形外科医会について

質疑応答では顧問料についての質問があり、その後議案及び承認事項総てが可決承認された。

役員改選は田中一吉選挙管理委員長により、無投票で会長に片川吉雄、監事に藤野勝弘、沢田 哲の各会員が選出された。

### 平成元年度定時総会

平成2年5月13日に、京都パークホテルに於て開催  
出席会員 275名中246名（代理人選任届35名）

議長	原 健	副会長
議事録署名人	中京支部 森田 勝	会員
	左京支部 河村 正明	会員
式次第	司会 松浦 進	理事
1. 捧默禱	原 健	副会長
2. 開会の辞	片川 吉雄	会長
3. 会長挨拶		(正会員20名)
4. 新入会員紹介		
5. 会長表彰		
6. 会務報告	片川 吉雄	会長
7. 議長選出		
8. 会計報告		
平成元年度一般会計決算報告		
平成元年度保険会計決算報告	西川 洋次	理事
平成元年度特別会計決算報告		
9. 平成元年度事業報告	田中 一吉	理事
10. 会計監査報告	藤野 勝弘	監事
	沢田 哲	監事
11. 平成2年度事業計画案	田中 一吉	理事
12. 平成2年度一般会計予算案		
平成2年度保険会計予算案	西川 洋次	理事
平成2年度特別会計予算案		
13. 質疑応答		
14. 閉会の辞	栗原 寿雄	副会長

### 片川会長の会務報告

1. 日整関係・開拓のこゝれ・合職同業・左旗開拓の企画・五感地  
イ. 日整の現況  
ロ. 柔道整復師研修試験財団について  
ハ. 柔道整復師国民年金基金について

- ニ. 第3回日本接骨学会・第15回日整全国柔道大会について
  - ホ. 標準経費率について
2. 近畿ブロック会関係
- イ. 第15回近畿ブロック学会について
  - ロ. 第16回近畿ブロック柔道大会、第15回文化大会、第2回少年柔道大会について
  - ハ. 近畿事業協同組合連合会について
3. 本会関係
- イ. 除名問題に関する裁判の経過について
  - ロ. 重複請求について
  - ハ. 社団外柔整師の対応について
- ニ. 日整学会の助成について
- ホ. 秋の本府学会について

### 田中理事の事業報告

- 1. 総会及び社団設立35周年記念式典について
- 2. 会員の移動状況について
- 3. 平成元年に行った事業について
  - イ. 柔道整復術の振作昂揚に関する事項
  - ロ. 柔道整復術の医学的研究と技術の進歩発展に関する事項
  - ハ. 柔道整復師の資質向上に関する事項
- ニ. 国民体位向上に関する事項
- ホ. 会員の福利増進及び相互扶助に関する事項
- ヘ. 会報発行に関する事項
- ト. その他、本会の目的達成のための必要事項

質疑応答では、領収書の発行・定率会費・申請書の提出日程・定款改正・総会の質問形式・協同組合・せいこつ新聞・京都裁判等について活発な発言があり、その後議案及び承認事項総てが可決承認された。

## 平成 2 年度定時総会

平成 3 年 5 月 12 日に、京都パークホテルに於て開催

出席会員 283名中224名（代理人選任届48名）

議長 原 健 副会長

副議長 中京支部 森田 勝 会員

議事録署名人 東山・山科支部 橋村 恵三 会員

下京・南支部 佐藤 隆信 会員

式次第 司会 松浦 進 理事

1. 捧默禱

2. 開会の辞 原 健 副会長

3. 会長挨拶 片川 吉雄 会長

4. 新入会員紹介 (正会員16名)

5. 会長表彰 片川 吉雄 会長

6. 会務報告 片川 吉雄 会長

7. 議長選出

8. 平成 2 年度事業報告 田中 一吉 理事

9. 平成 2 年度一般会計決算報告

平成 2 年度保険会計決算報告 西川 洋次 理事

平成 2 年度特別会計決算報告

10. 会計監査報告 藤野 勝弘 監事

沢田 金哲 監事

11. 役員選挙

12. 新会長就任挨拶

13. 平成 3 年度事業計画案 田中 一吉 理事

14. 平成 3 年度一般会計予算案

平成 3 年度保険会計予算案 西川 洋次 理事

平成 3 年度特別会計予算案

15. 質疑応答

16. 閉会の辞 栗原 寿雄 副会長

## 片川会長の会務報告

### 1. 日整関係

- イ. 組織機構検討会の答申について
- ロ. 柔整師国家試験に柔道実技の存続要望について
- ハ. 日本接骨学会の独立について
- ニ. 日整代議員の定数について
- ホ. 認定柔整師制度について
- ヘ. ハップ剤について
- ト. 国民年金基金について

### 2. 近畿ブロック会関係

- イ. 自動車賠償責任保険、損保会社との話し合いについて
- ロ. 近畿ブロック学会について
- ハ. 近畿ブロック柔道・文化大会について
- ニ. 高齢者に対する在宅ケアについて
- ホ. 近畿ブロック税務講習会について

### 3. 本会関係

- イ. 厚生大臣指定講習会について
- ロ. 海外からの産業研修生に関する施術について
- ハ. 統一地方選挙の結果について
- ニ. 日整柔道大会・学会参加者の助成について
- ホ. 重複請求について
- ヘ. 法制委員会より答申のあった定款改正案について
- ト. 会館維持管理費及び定率会費の利率引下げについて
- チ. 金井裁判の経過について

## 田中理事の事業計画

定款第4条及び第5条の規定に基づき行う平成3年度の事業計画を、次の項目ごとに発表された。

1. 柔道整復師の振作昂揚に関する事項
2. 柔道整復術の医学的研究と技術の進歩発展に関する事項

3. 柔道整復師の資質向上に関する事項
4. 国民体位向上に関する事項
5. 会員の福利増進及び相互扶助に関する事項
6. 会報発行に関する事項
7. その他、本会の目的達成のための必要事項

議案及び承認事項総てが可決承認された。

役員改選は田中一吉選挙管理委員長により、無投票で会長に片川吉雄、監事に松浦慎夫、藤野勝弘の各会員が選出された。

## 平成 3 年度定時総会

平成 4 年 5 月 17 日に、からすま京都ホテルに於て開催

出席会員 284名中266名 (代理人選任届47名)

議長 原 健 副会長

副議長 左京支部 河村 正明 会員

議事録署名人 右京支部 八木 高大 会員

西京支部 西尾宏一郎 会員

式次第 司会 松浦 進 理事

1. 捧黙禱

2. 開会の辞 原 健 副会長

3. 会長挨拶 片川 吉雄 会長

4. 新入会員紹介 (正会員16名)

5. 会長表彰

6. 会務報告 片川 吉雄 会長

7. 議長選出

8. 平成 3 年度事業報告 田中 一吉 理事

9. 平成 3 年度一般会計決算報告 } 清水 憲雄 理事  
平成 3 年度特別会計決算報告 }

10. 会計監査報告 藤野 勝弘 監事

松浦 慎夫 監事

11. 平成 4 年度事業計画案 田中 一吉 理事
12. 平成 4 年度一般会計予算案 } 清水 憲雄 理事  
平成 4 年度特別会計予算案 }
13. 質疑応答
14. 閉会の辞 粟原 寿雄 副会長

### 片川会長の会務報告

1. 日整関係
    - イ. 施術料金一部改正について
    - ロ. 生涯教育の点数改正について
    - ハ. 日本柔道整復・接骨医学会について
  - 二. 四年生大学の設置について
  - ホ. 日整協同組合について
  2. 近畿ブロック会関係
    - イ. 会計検査院の調査について
    - ロ. 近畿接骨医学会設立委員会について
    - ハ. シルバー柔道体操について
  - ニ. 柔整国際セミナーについて
  3. 本会関係
    - イ. 事務局へのオフコン導入の件について
    - ロ. 日本柔道整復・接骨医学会の入会金助成について
    - ハ. 自賠・自損会社等との話し合いについて
  - ニ. 国民年金基金の加入について
- 議案及び承認事項総てが可決承認された。

### 平成 4 年度定時総会

平成 5 年 5 月 9 日に、京都パークホテルに於て開催

出席会員 287名中248名（代理人選任届け40名）

議長 原 健 副会長

副議長	中京支部 森田 勝 会員
議事録署名人	伏見支部 佐々木 茂 会員
	伏見支部 伊藤 茂基 会員
式次第	司会 道家 勝昭 理事
1. 捧默禱	
2. 開会の辞	原 健 副会長
3. 会長挨拶	片川 吉雄 会長
4. 新入会員紹介	(正会員16名)
5. 会長表彰	
6. 会務報告	片川 吉雄 会長
7. 議長選出	
8. 平成4年度事業報告	田中 一吉 理事
9. 平成4年度一般会計決算報告	清水 憲雄 理事
平成4年度特別会計決算報告	
10. 監査報告	藤野 勝弘 監事
	松浦 慎夫 監事
11. 役員選挙	
12. 新会長就任挨拶	
13. 平成5年度事業計画案	田中 一吉 理事
14. 平成5年度社団会計予算案	清水 憲雄 理事
平成5年度保険会計予算案	
15. 質疑応答	
16. 閉会の辞	栗原 寿雄 副会長

### 片川会長の会務報告

1. 日整関係
  - イ. 法人設立40周年記念式典について
  - ロ. X線問題研究会の答申について
  - ハ. 超音波診断装置の開発について
- ニ. 第1回国家試験について

- ホ. 大学問題進行状況について
  - ヘ. 一人法人と有限会社方式について
  - ト. 会計検査院の調査について
  - チ. 自賠責問題について
2. 近畿ブロック会関係
- 医療政策研究会について
3. 本会関係
- イ. 日本柔道整復・接骨医学会について
  - ロ. 定款改正検討委員会について
  - ハ. 本会の社団設立40周年記念式典について
- ニ. 田邊市長再出馬要請について
- ホ. ゴールドプラン参入と協力について
4. その他
- 骨髄バンク登録の推進について
- 大江憲男事務局長退局にともない平成5年4月1日より新事務局長に本田義廣氏が就任。
- 議案及び承認事項総てが可決承認された。
- 役員改選は田中一吉選挙管理委員長により、無投票で会長に片川吉雄、監事に松浦慎夫、関 弘美の各会員が選出された。

# 学制改革及び柔道整復師法一部改正

内閣訓令第百四十一号

明治七年三月二十二日付内閣訓令第百四十一号によれば、接骨業は単科医業として認められていた。それが、明治十八年三月二十三日、内務省通達甲第7号によって、「入歯歯抜口中療接骨営業者取締方」が発せられた。「入歯歯抜口中療接骨等営業者ハ明治十六年十月第三拾四号布達ニ據り医術開業試験ヲ経ルニ非サレバ新規開業不相成候条來之営業者ハ此際各地方庁ニ於イテ鑑札ヲ付与シ相当之取締法相立可申此旨相達候事但、既ニ取締法相設居候向ハ本文之手続ヲ為スニ及バズ。」

この時から、接骨の禁止令が出され、医療制度の近代化の名のもとに消滅の行政方針が打ち出された。そして一千年の歴史を持つ伝統医学としての接骨術を守ってきた接骨師の苦難の歴史が始まった。

明治三十九年（1906）に日本で始めて整形外科学が東京大学医学部の田代義徳博士によって開講され、従来の外科学部門から独立した。

柔道整復術は法の枠外におかれたとは言うものの、根強い庶民の力に支えられて伝統を守りつづけ、大正二年（1913）に始まった柔道整復術公認期成会による苦節8年に及ぶ猛運動の末、大正九年4月21日、内閣総理大臣原敬及び内務大臣床次竹次郎の時に、内務省令の「按摩術営業取締規則」の省令の改正として、内務次官小橋一太より各地方府長に通達された。

柔道整復術公認期成会結成当初は200人を越す同志も、大正九年の

公認の頃には40数名にまで減っていたそうである。

## 第1回柔道整復師試験

大正9年10月第1回柔道整復師試験が、東京警視庁を初め各府県に於て施行され163名の方が合格された。受験資格は4ヶ年間接骨師に就き、その学術と実施を習得し一定の道場に於て柔道の教授をなす者で、受験科目は①人体の解剖学②生理学③消毒学④柔道整復学で、実施試験は①口頭試験②柔道整復術の実施③柔道の実技であった。

公認された~というものの、我々を満足させてくれるものではなかった。柔道整復師の誰もが望んでいたことは、独自の国民医療、伝統ある国民医療としての接骨術の復権であった。その悲願達成は単行法の実現へと向けられていった。

昭和7年日本最初の柔道整復師養成学校として大阪接骨学校（医学博士行岡忠雄氏創立）が設立されたが、現在の厚生省認定の養成学校が設立されたのは、昭和23年になってからであった。

外地からの引揚者に対し、昭和21年6月19日厚生省令28号「按摩術営業取締規則及び鍼灸術営業取締規則の特例に関する件」が公布された。

昭和21年9月、戦後の復興のなかで受験資格を有するものに対して法令に基づく第1回目の学術講習会が実施された。

昭和21年12月29日厚生省令47号「柔道整復術営業取締規則」として制定されたが、その内容は「按摩術営業取締規則」をそのまま継承したものであった。

昭和22年12月20日「柔道整復術営業取締規則」が、新憲法発布によって失効し、按摩・鍼・灸及び柔道整復術営業法として発令された。

昭和21年に始まった免許取得のための学術講習会も、昭和23年第3回学術講習会を以って廃止となり、以降は柔道整復専門学校を卒

業しなければならなくなつた。

日整では昭和42年度の定時総会で、単行法請願運動について議決され2年4ヶ月の運動の結果、学制改革は成功しなかつたが昭和45年3月17日に単行法は衆議院を通過し、即日参議院に送付され、3月31日に参議院で可決成立し、柔道整復師法が誕生した。

## 柔道整復師法の成立と施行

柔道整復師法が昭和45年4月14日、法律第19号をもって公布され、同年7月10日から施行された。

これに伴い、柔道整復師法施行令及び柔道整復師法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が昭和45年7月9日、政令第217号及び第218号を以て、柔道整復師法施行規則及びあん摩、マッサージ指圧師、鍼師、灸師、柔道整復師等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令が昭和45年7月10日、厚生省令 第41号及び第42号を以てそれぞれ公布され、いずれも同年7月10日から施行された。

## 流浪の日々

昭和45年の第1回目の学制改革以来、昭和51年に中学校を入学資格とする養成施設を廃止させ、柔整学校を一挙に大学へ昇格させ、修業年限を4年制にしようと狙ったが成功することが出来ず、昭和53年には学校自体が5年後に自主的3年制を約束したが果たせず、昭和55年には身障者年間ということでおあづけになってしまった。

これらの経過を省みると、その原因は柔道整復が医療体系の中に入っておらず、医療類似行為のなかにあるためで、そんなに学問をする必要がないというわけであった。

こうした中で柔道整復師の倫理問題が起こってきたので、倫理綱領を作ると同時に原因の根本を探ってきた。

つまりこうした問題が起きるのは教育制度にある。中卒4年高卒

2年という今の制度では、人格の向上はとっても出来ない。更に学術、技術の向上は無理である。向上を図るために3年制にして頂きたいと言うことを論拠にして、社労議員の先生を通じて医師会、厚生省に働きかけをしてきた。

## 磧礪

近年、医療技術の急激な進歩発展に伴い、診療業務に対する国民及び地域社会の要請に変化をきたし、より高度で、且つ良質な医療を求め、その要求は多様化の傾向にある。

この社会情勢の流れの変化を背景に、日整執行部が全国学校協会と相提携し、柔道整復師の資質の向上を図り、良質な医療技術を提供するための運動を展開した。

学校協会との最初の話し合いで、中学校卒業後4年制の教育課程を廃止して、高等学校卒業後3年制以上の教育課程とする事と、厚生大臣免許で国家試験にすることでは意見の一致を見たが、全日制にすることと卒後の臨床研修を義務づけるという2つ点では意見が分かれた。

当時の柔整学校は昼間は2校のみで、昼夜間が7校、夜間のみが5校であった。この当時の小倉会長は、全日制の学校と卒後臨床研修の2点は一番欲しかった点と述懐されている。

昭和60年2月8日日整第6回理事会第6号議案で、全国柔整学校協会との協議について岩佐学術部長が次のように報告されている。

### <日整からの要望>

1. 学制改革問題（3年制の推進）
1. 柔道整復師免許は国家試験に昇格させ、厚生大臣免許としたい。

### <学校協会からの要望>

1. 学校内に施療所の開設（日整に団体で加入したい）
1. 諸請願に当たっては、学校協会と日整とで共同に行っていき

たい。

昭和61年5月17日に学校協会会長米田一平先生と日整法制委員会との懇談会のあとを受けて、午後3時より学校協会と日整執行部との連絡協議会が開催された。

協会側からは米田会長、増渕理事が、日整側からは小倉会長、福田、金城両副会長、西山、伊藤、松本、岩佐、反町、森の各常務理事及び堀越理事、山川情報企画局長が出席し種々の協議が行われた。

協会側からは

1. 学校制度（3年制）について、鍼灸併設校の合意が得られず、協会脱会も敢えて辞さずとする強硬な態度を示しているので、なお同意を得るため努力中である。
2. 中央審議会委員は、米田会長と谷口健蔵氏（東洋療法学校協会会長）が1年交代で任命されることになった。
3. 柔整理論については、全国各校が分担執筆して作成を完了し、厚生省の監修を受けて、全国養成校が同一内容の教科書による教育が可能になる。

と説明され、日整側からは

1. 学制改革、身分法改正とこれに伴う待遇改善。
2. 国家試験、大臣免許獲得の要望。
3. 第2組合問題。
4. 柔整業務と鍼灸との関連について、ある学校では鍼灸卒業生を柔整科に優先入学せしめ、一般からは入りがたい状態にある。このため業界に柔整と鍼灸などの併設者が増加し、業務の純一性が侵される傾向を助長している、と説明。
5. 日整役員による学生に対する特別講義については、日整の事業計画に対し、
  - (1) 基本的に賛成であり同意する
  - (2) 講師によって内容が異なることのないようカリキュラムを作

成し同一内容とすること

(3) 学校の教育計画に入れるには実務担当者間において協議すること

などが要望された。

6. 法改正、学生改革の請願については、柔整理論の確立を条件とする。柔整理論は前述のとおり完成したが、これが医学のなかで独立したものとして認知されねばならない。その上で請願の運びとなるが、具体的には双方の実務担当者で協議しつつ進めていきたい。等が協議され、今後も密接な連繋のもとに相協力する旨の合意を得た。

昭和61年11月1日発行の日整広報第68号の巻頭言で、小倉会長は「(前略) 本会歴代の宿願である法改正・学制改革の問題を、政治情勢の現況を絶好の機会として、養成校の修業年限3年制の法制化と、国家試験、大臣免許の獲得に向け、業権の擁護と拡張、これの実現のための法改正の推進力は、その業界も決して例外ではありません。この状況のなかで、過去に幾度か戦って果たしえなかったこの目的を達成するためには、全会員が業界の命運のかかる運動であるとの認識を持たれ、絶大なるご協力とご支援をねがうとともに、業界の総力の結集によって、目的貫徹を期したいと念願する次第であります。」と、力強い決意と意気込みを示された。

この時より、小倉体制での執行部がしばしば理事会で法改正について審議を尽くし、各方面での地道な活動が展開されていったのである。

以後の理事会記録を主軸に流れを追ってみる。

昭和61年7月15日日整第3回理事会第5号議案で学制改革について審議され、法的問題や学校協会の問題について説明が行われたのち、結論としては重要な問題であるので、今後も協力して学制を充実させ、柔整師の資質や社会的地位の向上を目指していくことで意見が一致した。

昭和61年10月1日の日整第4回理事会第6号議案では、柔道整復師法一部改正請願について次のように記されている。

「陳情書起案に当たった堀越理事により、運動経過報告とともに陳情書案の内容について詳細に説明が行われ、特に公的使命として応召義務獲得の必要性について縷々力説する所があり、その上で応召義務の獲得が主目的たる大臣免許獲得上の障害となる場合は、大臣免許のみに絞るもやむなしとし、陳情書案の表現に多年にわたる感情が入りやすく、不適切の個所あらば修正或いは立案者を交代せしめても代案を作成すべきであることを要請し、幸い今回代案が提出され、内容簡潔で表現穏当であるので、この採用と起案者の趣旨説明を求めたが採択に至らず、金城副会長より、現行と改正案の条文対照表について追加すべきことの有無について諮るところがあり、市毛理事よりもっと要望したいことがあるが、角を矯めて牛を殺すことにならぬよう原案に賛成の旨発言があった。結果的には小倉会長より、提出された代案を参考としながら、至急陳情書を作成印刷の要があるので、常務理事間でさらに原案の推敲を行い作成することの指示があり、全員異議無く了承された。」

昭和61年6月8日開催された通常代議員会に於て、昭和60年10月26日設置された生涯教育準備委員会を前身とするもので、生涯教育委員会を正式に発足させ同会規定第2条及び第3条に掲げられている目的や活動を推し進めることにより、法改正や学制改革のための周辺整備を進めていった。

## 社団法人 日本柔道整復師会 生涯教育委員会規定

### 第1章 名称及び目的

第1条 本委員会は(社)日本柔道整復師会生涯教育委員会(以下「生涯教育委員会」という。)と称する。

第2条 生涯教育委員会は、本会会員に対し、生涯に亘る教育を行

い、会員の学術の昂揚及び人間形成並びに会員相互の団結を図ると共に、国民保健の向上に寄与することを目的とする。

第3条 生涯教育委員会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 所定の教育機能をもってする教育推進
2. 受講単位の認定及び管理
3. その他、目的を達成するため必要な事項

第4条 生涯教育委員会の構成は次のとおりとする。

1. 委員長 1名
2. 副委員長 若干名
3. 委員 若干名

第5条 生涯教育委員会の委員は、会員の中から理事会の議を経て会長がこれを委嘱する。

第6条 前条の任期は、これを委嘱した会長の在任期間とする。

第7条 生涯教育委員会の委員長、副委員長は委員の互選とする。

第8条 委員長は生涯教育委員会を代表し、委員会を統括し議長となる。

第9条 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代行する。

第10条 委員は委員長の指示に従い、目的達成のために生涯教育委員会活動を行う。

第11条 生涯教育委員会は必要に応じ会長の承認を得て委員長がこれを招集する。

第12条 生涯教育委員会の議事は、委員の過半数の同意を得て決し、可否同数の場合は委員長が決定する。

第13条 委員長は必要に応じて委員以外の者に対して委員会に出席して意見を述べさせることができる。

第14条 この規定にないものは、正副委員長会議の議決により実施する。

第15条 生涯教育委員会の運営及び活動に関する費用は、(社)日本

柔道整復師会の事業費より支出する。

附則 本規定は昭和61年6月8日より実施する。

### 生涯教育委員会委員名簿 (61.7.30)

役職名	氏名	担当	都道府県
担当副会長	金城孝治		大阪
担当理事	岩佐之		宮城
"	市毛富士穂		東京
"	堀越良一		千葉
委員長	鳥居良夫		東京
副委員長	本田亨		大阪
"	中村重昭		群馬
"	牧内吉		東京
"	池添祐彬		"
委員	須藤安通	事務局	"
"	米沢三郎	事務局	"
"	佐藤元巳	関東(兼務)	神奈川
"	横田辰夫	近畿(兼務)	埼玉
"	西村貴司		大阪
"	山口祐二		京都
ブロック連絡委員	茂野俊三	北海道	秋田
"	菅原陽照	東北	岐阜
"	清水俊一	東北	新潟
"	星松明	信	山口
"	横井輝	中四	高知
"	磯江信	四九	鹿児島
"	林岩男		

昭和61年12月11日日整第5回理事会での小倉八郎会長は、ご挨拶で次のように述べられている。「学制改革、法改正等について運動を展開しているところがあるが、厚生省より3年制については、陳情書の細目について裏付けを示してほしい旨求められ、学校側より3年制のカリキュラムを作成して提出したい。」

更に柔整師の卒後研修制度であるが、厚生大臣の指定する施術所において、卒後研修制度が新設されるよう追加して陳情したい。

学制改革や法改正等によるメリットについてとわれたが、これは独立営業の私たちが、法改正により身につけたものを将来に延ばすための基礎づくりであることを申し述べた。」

同日の第2号議案では、柔道整復師法一部改正について福田副会長より次のことが説明されている。

- ①中学4年を削除することとし、高卒3年以上と改めていただきたい。
- ②現在の都道府県知事試験・免許を、厚生大臣試験・免許とされたい。
- ③卒後研修制度を創設されたい。

学制での補足で小倉八郎会長は、全日制の3年制を考えており、夜間は廃する考えである。普通教員養成も養成校でやっているが、本会では考えていないとのお話があった。昭和62年2月13日日整第6回理事会第2号議案で柔道整復師法一部改正案について審議され、福田副会長より陳情書が朗読され議案として提出された。

昭和62年2月25日午前7時に自民党本部玄関に集まった日整執行部は、22名出席の本会顧問団の朝食会に臨み陳情趣旨説明と共に陳情書を出し、9時20分閉会した。

昭和62年3月10日日整第7回理事会第5号議案でも柔道整復師法一部改正案について審議され、小倉会長より陳情書の内容に変更無き旨説明がなされた。

# 柔道整復師法の一部改正に関する陳情書

## 陳情の趣旨

接骨又は整骨術は、日本の伝統医学として、大正9年に法制化され、柔道整復師制度として発足しましたが、昭和45年に従来の「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関する法律」から分離し、「柔道整復師法」として制定されております。

しかし、その内容に関しては、制度当初の「按摩術営業取締規則」を踏襲するもので、66年前とほとんど変わらず、現在、柔道整復師が社会の重要な医療の一端を担っている実情は、社会保険関係療養費の取扱件数が年間1,569万件以上におよぶことによっても明らかであり、この社会貢献度を勘案され、これに相応するよう法の一部を改正してただきたく、謹んで、陳情する次第であります。

## 陳情事項

- 柔道整復師養成施設の修業年限「中学校卒業後4年（高等学校卒業後2年）以上」を「高等学校卒業後3年以上」に改正されたい。

### （理由）

- (1) 医師等の養成制度の変遷は、時代の進展と社会情勢の変化に対応し学制が改革されてきました。さらに看護婦等の養成制度も業務上の養成から逐次教育レベルが引き上げられている今日、柔道整復師の養成もまた、医学の進歩に伴って学制が改革されるべきものであると考えられます。
- (2) 国民の教育レベルが高くなり、権利意識が強くなっている今日、このような社会の実情に即応し得る柔道整復師を養成することが強く要請されています。この要請に応えるためにも、業界では量より質の向上に目を向け基礎医学の充実による医学的レベルの向上と、人間形成のための一般教養や医の倫理教育として医学概論の追加など、また、十分な臨床実習を経験させることによって優

れた柔道整復師を養成する必要があります。

- (3) 教育内容の向上には、将来、大学に教員養成のための柔道整復科の設置又は3年制の医療短大に柔道整復科の設置が望まれますが、当面の措置として、現在の高等学校卒業後の2年の修業年限を全日制として3年にする必要があります。
- (4) 修業年限「中学校卒業後4年」の課程については、現在の中学校から高等学校へ90%以上の高い進学率を示していること、また、法制定以来実態のないものであるからこれを削除し、高等学校卒業後3年以上に改正されることを強く要望いたします。

## 2. 柔道整復師の試験及び免許権者を都道府県知事から厚生大臣に改められたい。

(理由)

柔道整復師の施術対象は、専ら骨折・脱臼の非観血的徒手整復と打撲・捻挫等の新鮮な皮下損傷の治療に限られております。

柔道整復師の施術過程及び治療手技は、独自の治療体系を持って独立開業できる業務であり、医師の指示のもとに従事するパラメデカルとは異なる主体性を持つ業種であります。また、非外傷性の慢性疾患を対象とする他の医業類似行為とは明らかな相違が認められ、単行法となっております。

前述の陳情事項に記載したとおり柔道整復師試験の受験資格を高め柔道整復師の社会的地位の向上を図り、柔道整復師業務がより適正に行われるようするため、現行の都道府県知事が実施している柔道整復師試験を全国統一する必要から厚生大臣実施に改め、併せて柔道整復師の免許権者を都道府県知事から厚生大臣に改められるよう法の改正を強く要望するものであります。

## 3. 柔道整復師の卒後臨床研修制度を創設されるよう法を改正されたい。

(理由)

柔道整復師の資質向上を図る目的をもって、社団法人日本柔道整復師会は生涯教育委員会を設け、本会会員の学術の昂揚及び人間形

成並びに国民保健の向上に寄与することとして研修会、講習会、講演会等を実施しているところですが、更に有効適切な卒後教育を行い、柔道整復業務がより適正に行われるようするため、免許を受けた後、2年以上柔道整復師学校、柔道整復師養成施設の臨床実習施設又は厚生大臣の指定する施術所（臨床研修指定施術）において、臨床研修を行う新たな制度を創設されるよう法の改正を要望いたします。

昭和62年5月28日日整第2号理事会での小倉八郎会長は、ご挨拶でこのように述べられている。「法改正、学制改革の陳情に対しては、厚生省、日本医師会、養成学校協会との交流を図ってきた。学制延長に対しては医師会には好意を持っていただいている。しかし、学校協会とは昨年来5回ぐらい協議を重ねてきたが、学校協会側の態度で残念ながら未だ完全な合意に達せず、今後一層の努力が必要な状態である。懸案であった倫理綱領は学校協会との協議の結果まとまりました。」

昭和62年9月30日日整第4回理事会での小倉八郎会長は、ご挨拶で「学制改革運動で、高校3年制の申請を出しております。学校協会にも早く申請を出していただくよう、要請致しております。卒後研修2年の見直しもお願いしております。厚生省医事課長のお話では、諸情勢に鑑み一応3年制に徐々にその線に乗せていったらどうかとのことでした。」とのお話をあった。

第2号議案では、次期内閣が決まりその後の通常国会において成立を期して参りたいとの事で審議された。

昭和63年2月25日、柔道整復師法一部改正の陳情書の説明会が、自民党本部で行われた。

昭和63年3月4日日整第6回理事会第2号議案で法改正のその後の経過報告について福田副会長の説明がなされている。「学校協会と日整におきましては何度も会議を重ねまして、3月9日に顧問議員団と日整が朝食会を開催して詰めをするというところまで参りました

たので、近々に結論が出るのではないかと考えられます。尚、順序と内容は次の通り」と報告された。

- ①学校及び養成施設の入学資格を大学入学資格者とする。
- ②修業年限を3年以上とする。
- ③資格取得試験を厚生大臣の行う国家試験とする。
- ④免許権者を厚生大臣とする。

昭和63年3月15日日整第7回理事会第1号議案で柔道整復師法一部改正に関する陳情についての緊急報告が福田副会長より次のようになされた。「去る3月9日午前8時30分より、自民党本部におきまして斎藤邦吉先生以下16名の国会議員と、日整から正副会長3名、学校協会から米田会長、高山副会長、日本鍼灸師会を中心とする関係団体の協議会から7名の代表が出席して学制改革について協議したわけですが、日整としては、

＜改正事項＞

1. 柔道整復師の学校又は養成施設の入学資格を大学入学資格に改正していただきたい。
2. 柔道整復師の学校又は養成施設の修業年限を3年以上に改正していただきたい。
3. 柔道整復師の資格取得試験を厚生大臣の行う国家試験に改正していただきたい。
4. 柔道整復師の免許権者を厚生大臣に改正していただきたい。

以上の4項目を陳情し受理されたわけですが、厚生大臣の免許、厚生大臣の統一試験ということになると、この事務処理に厚生省としては担当者の増員が必要になってくる。この事は現在の行政改革に逆行するものであるのでどう処理すべきかとのご提案で、厚生大臣の免許、統一試験の事務処理を委託できるような財団法人機関を作る意思があなた方には有るかどうかと言うことであるましたが、日整においては用意ありとの回答をし、それならばよろしいということになりましたので重要な報告事項に加えて報告いたします。」

また、「柔道整復師法一部改正は陳情ではなくて議員立法で行われ

るのか確認したい」との片川吉雄理事の質問に「議員立法でまいります」と答えられた。

昭和63年3月22日日整第8回理事会第7号議案で柔道整復師法一部改正案について審議され、昭和62年7月以来、日整と学校協会側とが度々話し合いを持ちまして、昭和63年3月9日の自民党本部における顧問議員団と日整代表、学校協会代表並びに日本鍼灸師会を中心とする7団体の代表との話し合いの結果、日整より提出した陳情書が受理されました。内容につきましては学校協会会长米田一平氏と小倉八郎日整会長の間で正式に昭和63年3月7日付で調印された4項目である事が報告された。

同時にこれを担当される国會議員は、社会部会長の丹羽雄哉先生、社会労働委員長の稻垣実男先生、医療問題基本調査会会长の戸井田三郎先生、文教部会長の工藤巖先生と決まり、事務的な処理も順調に進んでいるとの情報を得ました。との報告が成された。

昭和63年5月17日日整第1回理事会第1号議案④で柔道整復師法一部改正案について福田副会長より、ようやく来る5月25日に最終決定との事で今までの経過について次のような報告が成された。「5月12日に社会部会並びに政調審議会を通過し、翌13日に自民党総務会を通過しました。この間、社会部会は88名の国會議員の先生方、政調審議会は42名、総務会は30名、更に社会労働委員会は野党を含めて、61名という国會議員の先生方のご審議を経て、5月19日に衆議院を通過し、5月25日に参議院を通過して成立することになっております。」

昭和63年5月31日の日整全国会長第2号議案でも取り上げられたが、前記5月17日日整第1回理事会の内容と同一のためここでの記載は省略する。

昭和63年7月9日日整第3回理事会第4号議案では、念願の柔道整復師法一部改正の祝賀会について審議することが出来た。

## 法改正の目的

今回の法改正の目的は、柔道整復師の資質の向上と養成教育のより一層の充実を図ろうとするもので、その主な内容は、

1. 柔道整復師免許を与えるもの及びその試験を実施するものを、都道府県知事から厚生大臣に改めたこと。
2. 資格試験の受験資格について、高等学校卒業後3年以上学校養成施設において必要な知識及び技能を習得……に改めたこと。
3. 国家試験実施に関する事務及び免許の登録の実施に関する事務については、厚生大臣の指定するもの（財團）に行わせることができること。
4. この改正法は、平成2年4月1日から施行すること、なお、学校養成施設等に関し、必要な準備は公布の日から行うこととなっております。

しかし、この度の改正も、本来あるべき接骨師の復権という我々の宿題からみれば、今後も歩み続けなければならないステップの一つでしか過ぎません。この成果を今後の運動にどの様に結び付けていくかが、この改正を生かす鍵となるのではないでしょうか。

柔道整復師法一部改正により、平成5年3月に第1回の厚生大臣による国家試験が実施された。これにしたがって人事院より医療職初任給基準に柔道整復師も所載された。

給実甲第723号

平成5年3月30日

厚生事務次官 殿

人事院事務総長

給実甲第326号の一部改正について（通知）

給実甲第326号（人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の運用について）の一部を下記のように改正したので、平成5年3月30日以降は、これによってください。

別表第6の医療職俸給表(2)初任給基準表中

あん摩マッサージ指圧師	短大卒	1級4号俸
はり師	新高4卒	1級3号俸
きゅう師	旧中5卒	1級2号俸
柔道整復師		

を、

あん摩マッサージ指圧師	短大卒	1級6号俸
はり師	短大2卒	1級4号俸
きゅう師	高校卒	1級2号俸
柔道整復師		

に改める。

法改正のため、日整執行部は盛んに厚生省医事課を訪問し、我々の意向をお伝えし理解いただく運動をしてきたが、たまたま医事課長さんが3人代わられた。法施行時は丸山晴男厚生省健康政策局医事課長であったが、最初は横尾和子課長、その次が佐野利昭課長、それから実際に運動を展開しはじめてからは阿部正俊課長になった。とりわけお世話になったその阿部正俊前課長の「法改正に寄せて」の一文を掲載する。

#### 法改正に寄せて

後で聞いた話であるが、「医業類似行為」に関する資格法の改正は、話が中々まとまらず、失敗するのがオチだから敬して避けた方が良い、役人にとっても鬼門だということが定説になっていたという。ずいぶんひどい話であるが、それだけこの資格法の改正が用意ではないことを意味しているのかも知れない。

今回の改正も決して平坦な道のりではなかった。関係者、関係団体の要望から始まって、具体的なツメの段階では話が拡散するなど

して何回となく振り出しに戻りかねない場面があったし、国会の場に持ち込まれた後も危ない事態に立ち至ったことも一再ではない。結果からみれば、一つの過程に過ぎなかつたといえなくもないが、その時々には大変心配もし、関係者ともども一喜一憂しながら越えた山と谷であった。

幸いにして、改正は実現した。議員立法であつて、何よりも関係議員の理解と力が決め手であったことは当然であるが、法改正実現に至まで状況をつき動かしてきたのは、何よりも関係者、関係団体の粘り強く、かつ、統一的な姿勢であったといえよう。法の改正は成ったが、その趣旨を実現するためには、施行までに越えなければならないハードルもなくない。そのためにも、こうした姿勢を堅持されることを切望したい。

#### 国会提出まで

新しい医業関係職種に関する資格法が検討され、いくつかの新しい資格法の実現が見通せるようになった頃に、まず柔道整復師法、続いてあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律改正の要望が持ち込まれることとなった。学制の変更と知事試験・免許の大蔵試験・免許への変更を内容とするものであった。

何はともあれ、学校・養成施設と資格者団体との間での協議と合意づくりを養成したのであるが、総論はともかく、各論になってくると、過去のいきさつや利害がからみ、それに各人各様の法改正にかける“思い”が加わって、容易に合意点に達せず小田原評定めいた会議になったり、感情的な対立に至るなど様々な場面に何度も直面した。詳細は略すが、関係者も何度もサジを投げかけたのであった。そんな時、いくばくかの調整の責を負う者として、「弱き者が力を得るには統一しかない」「違いを見るより共通点を探そう」「家を造らんとする時、床の間の掛軸の絵柄の好みの違いを言いたてても始まらない」などと事態を進展させるきっかけにもと思って申し上げてもみた。ともかく関係者、関係団体の正式な合意ができた時には本当にほっとしたし、本気で「これはいけるかも」と思った次第

である。

### 国会の中で

議員立法には政府提案とは違った手順を踏む。立法作業には衆議院法制局があたることになったのであるが、当方も実施面を担当する者として法案作成作業に立会うこととなり、その過程で文教行政特に特殊教育との調整の難題が持ち上がり、最終的には自民党の社会部会長と文教部会長との間での意見調整で結着がつけられることになった。その後、自民党関係議員打合せ会、社会部会、政調審議会、総務会と進んだ訳だが、多数の方々の理解を得ることの難しさを関係団体のリーダーの方々ともども教えられた。

資格法の改正は一部でも党派の合意が得られなければ実現しにくいものだ。その意味で野党各党にも十分な理解を得ておかなければならぬ。関係団体幹部の皆さんは連日議員会館、国会内を走り回り、地方は地方で帰省中の議員さんに訴える。いくつかの手違いはあったにしろ、そんな努力が実って衆・参議院社会労働委員会では全会一致での採決となり、傍聴に馳せ参じた関係者の喜ばしい顔は忘れられない。

### 改正の趣旨など

法律的な意味での改正の内容やその意味については正にこの本に書かれているとおりであり、加えて申し上げることはない。ただこの機会に、多分に個人的な期待のようなものであるが二、三述べてみたい。

まず、法改正の趣旨であるが、いうまでもなく教育内容の充実と資格者の資質の向上である。いくつかの困難を乗り越えてこれたのもこの大義についての関係各位の理解がえられたからにはかならない。資格法に関しては、ややもすると有資格者の地位の向上とか排他的職業保護といった外からみれば、エゴイズムとみられるような側面が表に出がちであるが、それは大義は資質の向上であり、その願いは国民の保健への貢献でなければならない。文字どおり、こうした法改正の趣旨が生かされるよう期待するものである。

第二点は、質の向上（ひいては地位の向上）は関係者自らの自主的取り組みに俟つところが大きいということである。医事法制は基本的には危険防止の観点からの立法である。したがって、行為規制的な規定が多くなる訳であるが、その範囲に入っているからといつても「資格者」として十分な質に達しているとの評価になる訳ではない。必要条件であっても十分条件ではない。一方、医療関係者一般もそうであるが、今求められているのはプロとしての“質”であろう。そのためには、各人の努力に期待するのはもちろんのこと、それぞれの資格者団体、養成関係者一体となつた自主的取り組みと体制づくりが何より大切になってくるのはいうまでもない。

今回の法改正で関係者の力を結集して新たに試験・免許センターをつくり、そこが試験、研修の実施機関となることとしているが、これは、広い意味で行政改革の理念に沿つたものではあるけれども、より積極的な意味としては、試験にしろ、免許にしろ、役所からの一方的な受け手になるのではなく、関係者の自主的な参画によって、自らが、自らの向上を図っていくための一つの仕組みが作られたものであることをぜひ理解願いたい。

このセンターが、単に行政事務の受託機関に止まることなく、名実ともに斯界の試験研修センターとして成長することを期待するとともに、関係者、関係団体の全面的なバックアップを望みたい。

※ ※ ※

法改正の実現直後に医事課を離れることになった。実施に至るまでの道すじを完成するまでの責を果たし得なく、少なからぬ課題を残すこととなった。改正に至る経過から推しても、様々な面で少々無理をしている点もなくはない。それだけにその任に当たる医事課の皆さんのがんばりが多いことと思われるし、関係者、関係団体の最大限の理解と協力をと改めて願わざにはいられない。

平成二年一月

厚生省年金局企画課長（前医事課長）

阿 部 正 俊

## 財団法人の設立

この法改正によって、厚生大臣はその指定登録機関に、柔道整復師免許の登録等の実施に関する事務を、また、指定試験機関に資格試験の実施に関する事務行わせることができるものとし、指定登録機関及び指定試験機関に関し、所定の規定がなされるところで、これが改正法の完全実施のための財団法人設立が必須の条件となった。

その趣旨に沿って、日整と学校協会が協議し、昭和63年7月、財団法人設立準備委員会を発足させ、厚生省のご指導を仰ぎながらこれらの実施主体となるべき財団法人の設立準備を進め、その成案をもとに10月2日、財団法人柔道整復研修試験財団設立発起人会を開催した。そして、設立代表として財団法人藤楓協会理事長の大谷藤郎氏（元厚生省医務局長）を全員一致で推挙し、その審議結果を踏まえて財団設立許可申請書を提出、11月28日認可を受けた。

財団法人設立に必要な基本財産3億円については、日整と学校協会とが折半して拠出、運用財産については当面の運用資金として7千万円を計上、これを7対3の割合で日整と学校協会とで負担している。新設された財団法人柔道整復研修試験財団は、総ての柔道整復師の理解と協力を得て、適正且つ円滑に運営されることが望まれる。

日本柔道整復・接骨医学会設立の経過を、学会副会長我部正彦先生が柔道整復・接骨医学第1巻第1号にお書きいただいているので転載させていただく。

### 日本柔道整復・接骨医学会設立の経過

第1回日本柔道整復・接骨医学会総会が、去る平成4年12月5日（土）～6日（日）盛大に開催された。設立に至る経過は概要次の通りである。

#### I. 学会設立の歴史的背景

職能団体として柔道整復業界がスタートしたのは、大正9年

(1920) 4月21日である。先人の幾多の努力と法改正で苦難を乗り越え、今日の隆盛をみたのである。

公認以来50年を経て業界も長い間の講習会から脱皮して、自分達で体験した研究テーマを持ち寄った学会設立の動きが起こってきた。

単行法制定前後の昭和43年11月16日、17日の2日間第1回日本柔道整復学会が東京の千代田公会堂で盛大に開催された。

第3回以降は全国を持ち回りとし、20回を数えたが、20年を経過した時点で多くの反省事項がでてきた。そこで昭和63年より組織を独立させる意向が打ち出された。名称も日本接骨学会として改名し4回を数え、昨年岡山市で催された学会で通算24回になる。このままの形の学会では職能団体の域を脱することができず、(社)日本柔道整復師会において、学会が学術団体として発展するための検討が代議員会でなされた。平成2年4月より柔道整復師法の改正で学校が3年制になった。こうした背景で設立準備委員会が設置された。

## II. 設立準備委員会

あと7年で21世紀を迎える時期、柔道整復師の将来像と展望が新学会設立にかけられ真剣に討議された。

設立準備委員会の委員は次の方々である。

松本好司(日本柔道整復師会会长)、金城孝治(日整副会長)、高山精雄(全国柔道整復学校協会会长)、荻島秀男(高島平整形外科医院院長、日整顧問)、武富由雄(神戸大学医療技術短期大学教授)、片岡幸雄(千葉大学教授)、白木仁(筑波大学講師)、我部正彦(日本医史学会会員・日整)、岡本武昌(大阪電気通信大学非常勤講師・日整)、高橋璋(元日本接骨学会会長・日整)、中村利文(全国柔道整復学校協会理事)、勘座充雄(日整学術部長)、牧内與吉(元日本接骨学会副会長)、鈴木義博(日整学術部)の諸氏が委嘱され、準備委員長として荻島秀男、副委員長として我部正彦が選出された。

平成3年7月27日(社)日本柔道整復師会より新学会設立の諮問を受け、第1回設立準備委員会が開催された。特に医師の荻島秀男先生をはじめ千葉大学教授の片岡幸雄先生等々の業界外の錚々たる

メンバーのご理解と協力をいただき発足した。

本業界の学術団体として、真の独立した組織の拡大を目指すには、日本柔道整復・接骨医学会を本格的に設立して門戸を広げて、あらゆる領域の方々にく参考していただき、柔道整復学の確立と大学制度への発展を望まねばならない、との意向が述べられた。

本学会は日本の民族医学としての接骨の伝統的な基礎体系と専門職として知識と技術を身につけ、教育のあり方、臨床実習のあり方、そして臨床指導者の資格制度、特に認定柔道整復師制度の実施運営を果たす母体となる重要な学術機関となることを大きな目的としなければならぬとい、との忌憚ない貴重な意見がかわされた。

以後精力的に検討が加えられ、平成3年12月11日の第5回準備委員会において幅広い各委員の意見をまとめ、「新学会に関する最終報告書」として日整松本好司会長に答申された。

### III. 新学会設立

こうして組織を準備委員会から運営委員会に移行した。定款の制定、組織の拡充をはかって平成4年1月1日より正式に「日本柔道整復・接骨医学会」として発足することになった。平成4年12月6日の第1回日本柔道整復・接骨医学会総会までの暫定ではあるが、会長に牧内與吉、副会長に片岡幸雄、岡本武昌、我部正彦が選出された。

平成4年1月1日より定款が施行され、各委員会と委員長が選任された。学会総会までは、理事会に代わるべきものとして運営委員会がその任にあたることになった。

- 1) 運営委員会（委員長・荻島秀男、後に金城孝治委員長代行）
- 2) 学術大会実行委員会（委員長・勘座充雄）
- 3) 論文審査委員会（後に学術大会プログラム委員会と改称、委員長・我部正彦）
- 4) 認定柔道整復師認定委員会（委員長・荻島秀男、後に信原克哉 日本整形外科学会理事）
- 5) 学会誌編集委員会（委員長・中川敏郎）

## 6) 選手管理委員会（委員長・岡崎廣悟）

牧内與吉会長を頂点とし、運営委員会を中心に、学術大会実行委員会、学術大会プログラム委員会、認定柔道整復師認定委員会、学会誌編集委員会、選手管理委員会、そして情報処理部会等の7つの組織が一丸となって12月5日、6日の学会の準備に当った。

その間、選手管理委員会は全国のブロックから評議員の選挙、理事の選挙を行い、新しい学会組織としての理事会、評議員会、学会総会へ向けて態勢をかためた。平成4年12月6日の創立総会をもって運営委員会から理事会に本学会が移行された。

ここに記念すべき第1回日本柔道整復・接骨医学会が盛大に開催されたのは、(社)日整松本会長を中心とした執行部の英断と各都道府県柔道整復師会並びに関係者各位の絶大なご協力の賜物であったことを銘記し、心から感謝と敬意を表する次第である。

以上で新学会設立の経過報告とする。

(文責：我部正彦)

## 厚生大臣指定講習会

この法改正により、資質の向上を目的として、法付則第10条の規定で、「旧免許者」については、改正法の柔道整復師試験の受験資格の特例として、旧法の規定による学校で知識・技術の習得を終えている者及び現に習得中である者についての受験資格の特例がみとめられています。これらの者は、厚生大臣の指定する講習会を受けるようにつとめるものとされており、その重要性から財団法人柔道整復研修試験財団の事業の一つとして、全柔道整復師を対象に、平成2年から4年までの3年間実施されることになった。

日整は、この事業に対し全面的に協力することを機関決定し、各都道府県会長が実行委員長となり、全国の柔道整復師全員が制度上の資質の向上を、さらに実効性のある向上にと発展させるため、日本医師会、整形外科学会、全国柔整学校協会等の協力を得ながら研

修を実施した。

## 1. 講習の目的

柔道整復師法(法律第19号昭和45年4月14日、以下「法」という。)が昭和63年5月改正され、改正法附則第10条では「平成2年4月1日法施行の際に柔道整復師である者及び附則第6条に規定する者で柔道整復師となった者は、厚生大臣の指定する講習会をうけるよう努めるものとする。」と定められております。

21世紀のわが国は、未だかつて経験したことのない超高齢社会を迎えますとともに、一方で家庭生活を含めた社会生活の変貌、ハイテク化、情報化、国際化の急進展が予測されております。

これ等の急激な変化に対して、一步その対応を誤るとすれば我が国社会に大きな混乱が生ずることが心配されます。ことに医療福祉の分野においては高齢者の増大に伴いケアを要する人々に対する対応が一步遅れるとするならば、大変な事態となることが憂慮されております。

そこで、国におきましては、平成2年度から始まる「高齢者保健福祉推進十か年戦略」を策定して、治療だけでなく予防、健康づくり、リハビリテーションを総合的に進めることとして、膨大な資金の投入を発表しております。

このような社会背景から柔道整復師におきましても、施術の向上のみにとどまらず、予防、健康づくり、リハビリテーションから最近の医学の進歩についても、教養を日々怠らずに吸収していく努力が必要かと存じます。

この講習会は、柔道整復師がこれ等社会の変化に対応するための柔道整復師の資質の向上を図ることを目的としたものであります。

## 2. 受講資格

この講習会は、柔道整復師であれば受講できます。

## 3. 講習内容

講習科目及び時間数は次のとおりです。

受講者数は全国で1万3,875名といわれ、日整会員は概ね8割以上の方が受講された。京都府では次の日程で開催され339名の方が受講した。

## 平成2年度 厚生大臣指定講習会 予定表

(社) 京都府柔道整復師会

時限	1	2	3	4	5	6	補講日
時間	9~10	10~11	11~12	13~14	14~15	15~16	14~
第1回 9月9日	医学総論（医学史） 学会常任委員 我部 正彦先生			整形外科救急法 健康保険鞍馬口病院 整形外科部長 藤田 隆生先生			9月29日
第2回 9月30日	解剖学（京大医療短期大学部） 教授 野村 崑先生			運動学（京大医療短期大学部） 助教授 笠原 勝幸先生			10月6日
第3回 10月14日	リハビリ医学（京大医療短期大学部） 助教授 武田 功先生			画像解剖 和歌山赤十字病院 放射線科副部長 太田 仁八先生			10月20日
第4回 10月28日	柔道整復理論（第3回接骨学会） 埼玉県大宮市			柔道整復理論（第3回接骨学会） 埼玉県大宮市			11月10日
第5回 11月11日	解剖学（京大医療短期大学部） 教授 野村 崑先生			整形外科学（第20回学術講演会） 高島平整外病院院長 萩島 秀男先生			11月17日
第6回 11月25日	関係法規 医学総論（京都府保険課）			物理工学 電気光線療法の理論と実際 工学士 清田 光雄、近藤 宏明先生			11月17日
第7回 12月16日	運動学（京大医療短期大学部） 助教授 笠原 勝幸先生			リハビリ（京大医療短期大学部） 助教授 森永 敏博先生			12月22日
第8回 1月20日	一般臨床（顧問医） 社会保険 京都病院副院长 川上 登先生			社会医学（医師会） 京都府医師会副会長 西 祥太郎			2月9日
第9回 2月17日	柔道整復実技 明治柔整専門学校 副校長 中村 利文先生			一般臨床（顧問医） 室賀整形外科医院院長 室賀 龍夫先生			3月9日
第10回 3月17日	医学英語（京医短大） 教授 浜 弘道先生	医科学 ビデオ		柔道整復実技（第21回学術研修会） 太田整形外科 太田 和夫先生			3月23日

補講は本講の収録ビデオで行う予定 最終補講日は3月31日

最後に、これらの運動の一環として出された「柔道整復師倫理綱領」を記してこの項を閉じる。

柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限りない未来へ連綿として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。ここに柔道整復師は、その名誉を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

1. 柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。
  2. 日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。
  3. 相互に尊敬と協力に努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。
  4. 学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。
  5. 業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽す。

# 仏眼厚生学校柔整科設置計画問題

## 京都仏眼協会の柔道整復師養成施設設置計画について

昭和61年になって突如、京都の地に京都仏眼協会厚生学校が柔整養成校を開校しようとして、知事を通して厚生省に申請書を提出するという問題が持ち上がった。当時、京都に柔整校が必要なのかということを考えたとき、我々の業界の発展には数は必要だが、どう考えてみても粗製乱造の柔道整復師ができる感を否めず、また地域住民のためと考えてみても、すでに大阪に3養成校があり、飽和状態に近づきつつある京都の柔道整復師にとって、其倒れを起こさせかねない柔整校開設に対し、我々京都府柔道整復師会はこの問題に全力で取り組み、また京都府医師会をはじめとする京都医療衛生団体連絡協議会、日本柔道整復師会と近畿ブロック会のご支援を得て、猛烈な設置反対運動を展開した結果、昭和61年8月に仏眼協会から厚生省に設置願い取り下げの申請が出され、設置計画は白紙となり漸く問題は終結した。ここに、その経過を記しておく。

### 昭和60年

2月23日 鈴木正文（左京区下鴨 正武館道場館長）という方が、突然本会会館に来訪、著名な船舶協会会长笹川良一氏の話で「京都に柔道整復師養成校が無い、そのため京都の人達が困っているらしいので、養成校を設置してはどうか」との言があり、地元柔道整復

師会の意見を聞きたいとの申し入れがあった。そこで片川会長は、京柔整会報47号巻頭言で述べているような理由で、養成校の設置には絶対反対であると本会としての返答をする。

総会の席上お話を致しました京都に柔整師養成校設置の件も、私どもは唯だ反対の為の反対をして居る訳では御座居ません、大きく分けて次の2点から反対をして居ります。

- (1) 折角学校を新設されるので有れば文部省令に依る大学を設置され度い
- (2) バラジスを考えて貰い度い

以上の2点です。

第1の問題は先生方も御承知の如く医療界に於ける位置づけは、医療関係の学制と免許で有ると思います、そこで我々は今の免許を厚生大臣免許に成る様努力をせねば成らないと思います、その為には4年制の大学がぜひ必要です、又それと同時に身分法を（高校卒2年を4年に）改める事が今一番重要な問題では無いでしょうか、その意味から云つて現在有る養成校（近隣の大阪に3校も有る）程度の学校建設には反対で有ると申して居ります。

第2の問題はバランスの事ですが、良く人は地域住民と柔整師のバランスは、と問いかけて来られますが、ここで考えなければ成らない事は、我々は医療界に無い医療を施して居るのでは無いと云う事で、例へば注射、投薬、手術を除けば整形外科の医師と全く同じ仕事（事務）をして居る関係上、バランスを考える時は整形外科医+柔整師と地域住民の数を考えるべきだと思います、現在は医師抑制時代に入って居ます、此の時に柔整師をどんどん増すと云う事は時代錯誤も甚だしいと云はねば成りません、今大乘的見地に立って我々柔整師百年の計を立てなくては、いづれ衰亡の道を辿るしか無いでしょう、以上大き

く2つの事柄から我々は養成校設置に反対して居ります。

(京柔整47号巻頭言)

**3月27日** 京都府衛生部医療課 辻医務係長から電話があり「京都仏眼協会より厚生学校に柔整科を設置したいとの話がでているが、地元柔道整復師会の意見はどうか」との問い合わせがある。前述の通り、現状の養成校なら本会は絶対反対との返答をする。

**3月29日** 仏眼協会より京都府に出された計画書の写しが届く。

### 柔道整復師養成施設設置計画書

1. 設置者の氏名及び住所

財団法人京都仏眼協会

京都市下京区高倉通六条上ル

2. 養成施設の名称

仏眼厚生学校

3. 位 置

京都市南区東九条東山王町9番地2号

敷地面積 138.30平方米 (41.83坪)

現在の京都市下京区高倉通六条上ルは鍼灸（本科）あ

んまマッサージ指圧（選科）を置き、柔整科は新たに

南区東九条東山王町に置く

4. 設置予定年月日

昭和61年4月10日開設

5. 入学予定員

60名

6. 長の氏名・履歴

本間 昭之助 昭和4年2月8日生

現住所 東京都豊島区雑司が谷3-1-5

最終学歴 拓殖大学卒

現職 株式会社 中外日報社 代表取締役社長

財団法人 京都仏眼協会理事長

## 7. 収支予算及び向う2年間の財政計画

**3月30日** 東京での永井日整会長叙勲祝賀会の席上、片川会長は厚生省横尾医事課長より京都仏眼協会から仏眼厚生学校柔整科設置の申請書が出され、さらに林田悠紀夫京都府知事も賛成の意向の様だと聞き、急遽事実確認のため帰京する。

**4月1日** 徳田善一府議会議員、片川会長、原副会長の3人で林田知事に面会し、本会の意見書と共に日本柔道整復師会及び近畿ロック会の養成施設設置反対決議書を提出して、設置反対の協力を要請する。その際、知事からは「府は取次機関に過ぎない」との返答があった。その後、本会顧問の衆議院議員宛に設置反対意見書を作成して送付し、設置反対の協力を依頼する。

京都府知事

昭和60年3月30日

林田 悠 紀 夫 殿

社団法人 京都府柔道整復師会

会長 片川吉雄



謹啓、陽春の候と相成りました。平素は本会の業務に対し、御理解と御指導を賜りつつが無く会務を遂行させて戴いて居ります事を御報告を申し上げると共に、厚く御礼を申し上げる次第で御座居ます。

さて、この度下記意見書を提出致しますので、何分よろしく御指導  
を賜りますようお願い申し上げます。

意見書

意 見 書

問 題

仮眼厚生学院に柔整科設置の件。

要 望

今回仮眼厚生学院より府医療課に提出された、同校に柔整科設置に  
関する事項について（社）京都府柔道整復師会としては、断固として  
反対するもので有る。

理 由

現在、柔整師養成校は大阪に3校（行岡、明治、関西の各校）が有っ  
て、毎年300名程度の柔整師の資格を持った者が輩出され、近畿各府  
県で開業をして居ります。すでに、大阪に於ては年々100名程度の会  
員の増加を見、本会に於ても昨年度の新入会員が約20名も有り、昭和  
59年度の予算編成時に10名程度見込で居りました新入会員数が、倍  
近くになって居ります。去る昭和60年3月18日付けの京都新聞を見  
ますと、日本医師会が臨教審に対し「教育改革について日本医師会の意  
見」と題して提言をし、その中で医師のモラル確立を目指した医学教育  
の充実を求め、又大学（医学部）で人格、倫理教育の必要性を指摘、更  
に人口10万人につき180人程度の医師数が適当と考えている、と医  
師過剰時代を目前にして、早急な抑制対策を取る様要請して居る現在、

我々柔整師も更に高度なる医学的知識（基礎的医学に加えて、熟練した手技に依り、判別能力を養い）又学会、実習、研修等を通じて柔整医学の向上を計らなければ成らない時、従来の養成校程度の柔整科設置は養成校設置者の利益のみを追求する姿で有って、何等我々柔整師に益する所なく、かえって一般国民大衆（患者）に拙劣なる技術の柔整師が誕生する事は害を及ぼすもので有るとさえ考えられます。此に更にもう一度申し上げ度い事は、今資質の（学力、技術）向上に向って努力を傾注しているものであります。本会は上記の理由に依って絶対に反対をするものであります。

昭和60年4月1日

衆議院議員

殿

社団法人 京都府柔道整復師会

会長 片川吉雄

柔道整復師養成施設、設置反対について

財団法人 京都仏眼協会より提出のあった、柔整師養成施設設置

計画について、（社）京都府柔道整復師会並びに日整近畿ブロック

会といたしましては、さきに京都府知事あて絶対に反対する意見書

を別添（写）のとおり提出したところであります。

今後この件に関し、厚生省へも上るものと思われますので、  
何分よろしく御高配を賜りますよう、お取り計い方お願い申し上  
げます。

**4月3日** 片川会長、原副会長、金城近畿ブロック会長の3名が急遽東上して厚生省へ設置反対の陳情に行く。その後、小倉日整副会長、市毛日整理事も一緒に京都府選出自民党衆議院議員（野中広務、谷垣禎一、伊吹文明、奥田幹生）を訪問して、設置反対の協力を要請する。

**4月4日** 辻医務係長から電話があり、京都府知事の進達書を厚生省へ提出したとのことだった。

全般監査委員会 人材育成  
片川会長 様

昭和60年3月3/日

京都府知事

林田悠紀夫 殿

日本柔道整復師会  
近畿ブロック会

柔道整復師養成施設設置反対決議書

財団法人 京都仏眼協会より提出のあった、柔道整復師養成施設設置計画について、日本柔道整復師会、近畿ブロック会は、(社)京都府柔道整復師会と共に、絶対に反対することを決議致します。

昭和60年3月30日

厚生大臣 増岡博之 殿

京都府知事 林田悠紀夫

### 柔道整復師養成施設設置計画書の進達について

仏眼厚生学校設置者 財団法人 京都仏眼協会理事長 本間昭之助から別紙のとおり柔整師養成施設設置計画書が提出されましたので下記の意見及び関係資料を付して進達します。

記

本府においては、柔道整復師養成施設が設置されていないという現状にありますが、一方変動しつつある医療界における諸般の情勢を眺めるとき、本計画の取扱については慎重な配慮が必要であろうと考えております。

#### 添付書類

1. (社)京都府柔道整復師会 会長よりの意見書
2. 京都府における施術所数等の状況
  - (イ)施術所数の推移 (50年～58年～272名)
  - (ロ)就業柔整師数の推移 (50年～58年～305名)
3. 仏眼厚生学校の一連設置計画書

4月8日 奥田代議士から電話があり、東本願寺と折衝したところ「現在当寺の敷地を仏眼協会の用地として本間氏に貸しているだけで、協会と本願寺は直接関係がない」と言うことだった。

4月10日 伊吹代議士から電話があり、厚生省へ行ったところ、

厚生省では「地元京都府で意見を調整すべきなのに、地元で歯止めが効かずこちらに申請書が出てきた。書類が整っていれば中央医療審議会に架けざるを得ない」とのことであった。

**4月17日** 原副会長、栗原理事長が鈴木正文氏と話し合ったが、次のような内容だった。

イ、本間氏と笹川氏は何でも話し合える昵懇の間柄である。  
ロ、仏眼厚生学校の場合、昭和23年に柔整科設置の認可を受けており、現在の状態は昭和25年以後休校中であり、新設するのではなく復活するのであって、地元柔道整復師会と調整する必要はない。

ハ、現在、弁護士数名と合法的に進めている。

ニ、代議士などにも色々と話がしてある。

ホ、厚生省が計画書の締切りを、通年度3月31までのところを今年度は4月10日まで延期している。

以上の様な報告を聞いた片川会長は、直ちに大阪に行き、金城近畿ブロック会長を訪問し、事態が緊迫しているので、ただちに善後策を協議した。

### 問題点

1. 京都府の医療課が、地元柔整師会への連絡等を故意に遅らした感じがする。
2. 知事は日頃何事にも協力的なのに、今回に限り事前に知り乍、京都府は取次機関に過ぎ無いと言った返事の有った事。
3. 3月29日に医療課の係長が計画書⑨を持参し、翌日の30日に厚生省医事課長が知って居た事。
4. 4月3日地元選出代議士を訪問した際、ある秘書が昨日

(4/2) 厚生省へ計画書が上った様で有ると、内緒で話してくれた事

### 5. 鈴木氏との話の中で

- イ. 本間氏と笛川氏が親密な仲で有る事。
- ロ. 今回は、新設で無く、柔整科の復活で有ると言う事。
- ハ. 厚生省が、わざわざ受付の日を延している事。
- ニ. 弁護士数名と話し合っている事。
- ホ. 代議士にも色々と話がして有るとの事。(真偽の程は不明)
- ヘ. 最初に話を聞いて、わずか2ヶ月でここまで話が進むのは、用意周到に計画されて居ると思われる。

以上の事を勘案するに、今回は後援者が大物で有り、代議士、厚生省、京都府に対して可成りの圧力がかかって居るものと思われる。そこで最終的には中央医療審議会での審議に委ねられるのでは無いかと考えられる。

**4月18日** 谷垣代議士より電話があり、厚生省へ調査に行ったところ、事は地元だけでなく、すでに中央へ来ているため、日整からも早急に設置反対決議文を提出するように指示があり、他の京都府選出議員も提出後に何度も厚生省へ行くとのことだった。

**4月22日 4月30日 5月21日** のいずれも仮眼資料の閲覧が困難であり、府庁へ行き閲覧できるよう申し込みをする。

**5月23日** 日整理事会に於て、全会一致で柔整科設置反対を決議する。

昭和60年5月23日

厚生大臣

増岡博之殿

社団法人 日本柔道整復師会

会長 永井寿雄

～ 仏眼厚生協会の柔道整復師養成施設

設置計画について

標記の件につきましては、昭和60年5月23日開催の本会理事会に於いて、全会一致をもって設置に反対することを議決いたしました。

反対の理由

第一に、医療担当者の過剰は早急な抑制対策を迫られておりますが、これは医師だけでなく柔道整復師においても同様人口増加の頭打ち傾向の中で、毎年約1000名の新資格者が送り出されても、斯業に従事することは、なかなか困難で、ここ10年間に約10000人の養成校卒業者を出し乍ら 5730人の者が斯業についているに過ぎない、42.7%の卒業生は2年間の学習に要した学費と時間を無駄にしてしまっている。この状況に鑑みて、学校の新設 定員増加の申請に対しては全国的視野での需給関係をも考慮に入れて審議することがア等

中央審議会での申し合わせ事項になっている。

近畿地方では 既に3校が存在し、京都からは短時間で通学できるので新設の必要は無いものと考えられる。

第二に 今回の申請は、地元の京都府柔道整復師会の了解無しに厚生省に提出されると云う前代未聞の手続きで行われている。

その理由は、仏眼厚生学院は昭和23年5月10日付で京都府知事より学校設置の認可を受け2年後の昭和25年に柔整科は休校して今日に至っている。当時、養成施設としての指定を厚生大臣に申請していなかったので今回指定申請をしたのだと云うことである。<sup>37</sup> 35年或いは35年前の認可が若し存在したとしても、33年或いは35年間に法改正も行なわれ、省令の改正も度々あったにもかかわらず復活させて申請することは適法とは考えられない。さらに認可当時の文書の閲覧を京都府当局にお願いしても情報公開の趨勢に背いて断呼として閲覧を拒否している。

第三に 今回提出の設置計画書は杜撰なものと考えざるを得ない。

建設予定地は準工業地帯で、建坪率60%容積率は200%で敷地の面積1383平方米（4183坪）なので平坪82.98平方米（

25.15坪) 総延坪は、276.6平方米(83.82坪)で総3階と8.3坪の4階が限界で、それで60名定員の学校を規格に合致するよう建設することは不可能と考えざるを得ない。

5月29日 京都府柔道整復師会と仏眼協会が第1回会談を行う。

### 仏眼協会と第1回会談の報告

日 時 昭和60年5月29日(水) 午後2:00~  
場 所 於 (社)京都府柔道整復師会館  
出席者 仏眼側 本間中外日報社長、鈴木正武館館長、外3名  
業会側 片川会長、足立・原両副会長、栗原理事長、  
山崎広報部長  
議 題 京都の仏眼協会に柔整師養成校設置計画について

#### 仏眼協会の主張

1. 笹川良一氏が、京都は昭和23年に養成校設置の認可を京都府知事より受けており、かつては武道のメッカで有った京都に、柔道と関係の有る柔整校が無いのはおかしいので、ぜひ復活せよとの事である。
2. 当初は2年制で出発(開校)し、時期を見て短大(3年制)又は大学(4年制)に移行する用意が有り、これについては 笹川の名前に置いて約束する。
3. 2年制で開校しても既存の学校と違い、充分業界(京柔整会)の意見を取り入れて名実共に立派な柔整師を養成し、卒業直ぐでも開業出来る様教育をする。

## 本会の主張

1. 現在 2 年制の養成校を卒業し、研修（実習）もせず直ぐ開業する風潮が有り、其の為接骨院の看板を出し乍ら、骨折、脱臼を取り扱え無い、又取り扱わ無い柔整師が数多く輩出され、このままで推移すれば、医療器にだけ頼る接骨あんまとも言うべき柔整師が増加し、其の結果は柔整師の衰微に繋がるもので、研修を含めた 4 年制大学を設置されたい。
2. 将来大学にすると言う返事が有るが、その時期が明確で無い。考え方によつては将来（既存）の養成校が 3 年制又は 4 年制にしたら、歩調を合せて短大又は大学にすると言うニュアンスにも受取れるので、折角新設をされるので有れば、この際思い切って 4 年制に踏み切ってもらいたい。
3. 従来の養成校に無い学校をつくるとの事で有るが、同じ 2 年制のカリキュラムで実習を取り入れた教育ができるとは思われ無い。なぜなら厚生省の基準以上に実習時間を取りねば成らず、現実の法規上、実習は養成校内の診療所又は施術所で行う事とされている為、其の調整を如何にするか明確で無い。

以上平行線のまま会談を終り、又いつの日かカリキュラム及び教員名簿數名等を持って再会したいと言う事で別れる。再会の日時については、不明で有る事を申し添え報告と致します。

**6月2日** 仏眼側との第1回会談内容と設置反対意見書を全国の柔道整復師会に送付する。

**6月17日** 片川会長、原副会長が府衛生部医療課へ行き、仏眼の件で話し合う。

**8月27日** 金城近畿ブロック会長と仏眼側、石田昂京都府議会議員が会談したと連絡があった。

**9月5日** 本会会館で片川会長、原副会長が石田議員と仏眼の件

で話し合う。

**9月18日** 片川会長、原副会長が石原府衛生部医療課長と仮眼の件で話し合う。

**9月25日** 仮眼協会と第2回会談を行う。

### 仮眼協会との第2回目の会談報告

日 時 昭和60年9月25日（水）午後2：00～

場 所 （社）京都府柔道整復師会館

出席者 仮眼側 石田昂府会議員、本間中外日報社長、外3名

業界側 金城日整副会長、片川会長、谿滋賀県副会長、足立・原両副会長、栗原理事長

議 題 京都の仮眼協会に柔整師養成校設置計画について

#### 仮眼協会の主張

1. 現在大阪には柔整養成校が3校あるが、中には多額の入学金、寄附金をとる為、優秀な人材でも金が無ければ入学できない。
2. 当初は3年制で出発（開校）し、実績をつみ段階を経て3年後には大学（4年制）にする。
3. 柔整師の資質の低下が叫ばれている今日、既存の学校と違い、充分業界（京柔整会）の意見をとり入れて名実共に立派な柔整師を養成し、卒後直ぐでも開業出来る様教育する。
4. 新規に開校を希望する所が全国に多数あっても、仮眼は昭和23年に養成校設置の認可を京都府知事より受けており、他校とは異なる。
5. 250万府民を代表する林田京都府知事が、柔整科設置に賛成する意見書を添えて厚生省に進達しておる。

## 業界側の主張

1. 現在、我々柔整師の業務は新鮮外傷（骨折、脱臼、捻挫、打撲）を取り扱い、注射、投薬、手術を除けば全く整形外科の医師と同じ業務を行っている関係上、徒らに資質の低い柔整師を増すことは国の医療行政（現在は医師削減に向かっている。国立大も来春から3医歯学部で定員減をする）に相反する行政であると考えられる。
2. 今、我々柔整師は資質、学力、技術の向上と身分法の改定を目指している時に、従来の養成校と同じ内容の物を建てる事は、過当競争や資質の低下を招くばかりでなく、延いては国民大衆に迷惑を及ぼすだけであると思われる。
3. 現在、従来の養成校を卒業し、研修（実習）もせず直ぐ開業する風潮があり、その為接骨院の看板を出し乍ら、骨折、脱臼を取り扱え無い又、取り扱わない柔整師が数多く輩出され、このままで推移すれば、医療器にだけ頼る接骨あんまと言うべき柔整師が増加し、その結果は柔整師の衰微に繋がるもので、研修を含めた4年制の大学を設置されたい。
4. 全国に柔整養成校を新設したい希望が多い中、京都に出来れば全国的な大問題になる。（日整、近畿ブロック、京柔整会共に学校新設に反対の決議を表明している）
5. 将来、3年後には大学にするということであるが、もし大学が出来なかった場合の責任はどうなるのか？

会談の結果、両者とも4年制大学の必要性については合意したが、色々の問題を残し後日再度会談する約束をして散会した。

## 問題点

1. 大学設立については広大な用地、多額の資金がいるがどうするのか。
2. 250万府民の代表である林田京都府知事が柔整科設置に賛

成する意見書を添えて厚生省に進達したとの発言があったが、その真偽はどうか。

9月27日 片川会長、原副会長が府衛生部医療課へ行き、仏眼との会談内容の事実確認をする。

昭和60年9月27日

京都府知事

林田 悠紀夫 殿

社団法人 京都府柔道整復師会

会長 片川吉雄

謹啓 秋冷の候、毎々公私に亘り御指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて去る9月25日（社）京都府柔道整復師会館に於て、仏眼厚生学校評議員、京都府議会議員 石田 昂氏と同校柔整科設置問題に関して会談を致しました席上、石田議員は「250万府民を代表する知事が、柔整科設置に賛成する意見書を添えて厚生省に進達した。」との発言が有りましたが、此の事は由々しき問題で有るので知事の真意を、お伺いするものであります。

1. 知事は参議院議員の時代から本会の顧問に推戴し、現在も顧問をお願いして居る現状を踏まえ、当然当該団体の意見を聴取し、ある程度の参考とされるのが社会の常識で有ると思われます。

2. 現在、我々柔整師の業務は新鮮外傷（骨折、脱臼、捻挫、打撲）を取り扱い、注射、投薬、手術を除けば全く整形外科の医師と同じ業務を行って居る関係上、徒づらに柔道整復師を増す事は国の医療行政（現在は医師削減に向って居る）に相反する行政で有ると考えられます。

3. 250万府民の代表者で有る知事が現在の柔整師の実態（2年の養成校を卒業後、伝統の整復技術等の研修も無いまま開業する人が多い為、鑑別能力、整復技術の低下の為ある府県に於ては、ほねつぎの看板を出し乍ら、当院は骨折、脱臼は取り扱いませんと表示して居る接骨院が続出）も知らず現行程度の養成校設置に賛同される事は、250万府民に害を与えても、決して益には成らない事は明白で有り、此を補う為に現存の養成校も4年制移行を目指努力中で御座居ます。

以上の様な状況の中でもし知事が養成校設置に賛同される場合は、林田知事の選挙母体とも言うべき各界医療衛生団体連絡協議会並びに林田知事を支持する医師の会へ問題提起をせざるを得ない事態に発展するもと思考致します。そこで確かに設置に賛同する要望書を添えて厚生省に進達されたのか否かに付いて、至急回答を賜る様お願いするもので御座居ます。

敬 具

9月30日 府衛生部医療課から柔整科設置内容申請書を厚生省へ送付すると電話がある。

## (当初計画書)

1学年	60名
2学年	60名
	120名

## (指定申請時)

	(昼間)	(夜間)	(計)
1学年	60名	60名	120名
2学年	60名	60名	120名
3学年	60名	60名	120名
	180名	180名	360名

入学考查料	15,000円
入学金 本科 (鍼灸料)	550,000円
選科 (指圧料)	350,000円
設備費	250,000円
授業料 (2期に分納可)	500,000円
学債	300,000円
初年度納入額	
本科 (昼間部鍼灸料=鍼灸・あんま・マッサージ・指圧)	1,600,000円
選科 (夜間部指圧料=あんま・マッサージ・指圧)	1,400,000円

## 前略

この度は、本校に御关心を寄せ下さいましてありがとうございます。

62年度の入学要項はまだ出来ておりません。あしからず御了承下さい。

勿々

京都市下京区高倉通六条上ル本塩竈町602・603

佛眼厚生学校

10月9日 10月14日と本会幹部と府衛生部が仏眼の件で話し合う。

10月15日 仏眼協会と第3回会談を行う。

### 仏眼協会との第3回目の会談報告

日 時 昭和60年10月15日（火） 午後2：00～  
場 所 （社）京都府柔道整復師会館  
出席者 仏眼側 石田 昂府会議員  
業界側 金城日整副会長、片川会長、  
足立・原両副会長、栗原理事長  
議 題 京都仏眼協会の柔整師養成校設置計画について（△）

#### 仏眼側の主張

1. 養成校設置は業界と共同で行いたいので是非協力を賜りたい。
2. 学校自体も仏眼側が経営するのではなくて、京柔整会の会長、理事さんに役員になっていただき共同でやって行きたい。
3. 文部省より大学設置要綱をとりよせ研究しているが、今迄大学がなかったので大変難しい。金城日整副会長、京柔整会理事、又近畿ブロック会の理事さんに参画していただき、大学設置委員会を作って大学設立に向って行きたいので協力をお願いしたい。

4. 資金面では笹川良一船舶会長より5~10億円位は援助願えるが、20~30億円の金がいるので財団を作り（中外日報は財團がある）寄附金を集め文部省にアタックして行く。
5. 当初は3年制で出発（開校）し、養成校と平行しながら3~5年後には大学の開校を目指して行く。厚生省の方にもその由は申し入れている。業界の進歩の為に必要なことだ立派なことであるといっている。
6. 柔整師の業務内容については話を聞いて少しは理解しているが、詳しくは解らない。色々の問題については仏眼の理事長、理事と話をしていただきたい。

#### 業界側の主張

1. 業界の基本的な考え方は従来の養成校と同じ内容のものは不要である。日整の理事会、代議員会の決議機関で設置に反対の決議がなされている。
2. 学制改革が我々の念願であるので、研修制度を含めた短期大学、四年制大学を設立するという高い次元で考えてほしい。
3. 業界側の問題提起に回答がなされていない。  
(イ) 柔整師の業務内容について、十分ご理解をいただけたか。  
(ロ) 政府が施策として医師削減に向っている現在、柔整師を増やすことが良いのか、悪いのか。自民党議員としてご意見を聞きたい。
4. 大学設置の具体的な計画案がない。
5. 業界側としては、業務内容を十分ご理解なされていない政治家（当事者外）の介入は好ましくないと考えている。当事者双方で話し合いたい。

会談の結果 問題提起について明解な回答もなく、又大学設置の具体的な計画案もなかった。次回からは政治家（当事者外）

は介入しない、当事者双方で話し合うということで合意し、散会した。

**10月23日** 村上京都医療衛生団体連絡協議会会長に柔整科設置反対の協力を依頼する。

**10月24日** 京都医療衛生団体連絡協議会（16団体）に於て柔整科設置反対決議案とその要望書が満場一致で採択される。

林 田 悠 紀 夫 殿

京都府知事

林 田 悠 紀 夫 殿

昭和60年10月24日

京都医療衛生関係団体連絡協議会

会長 長谷川 博久

要 望 書

今般、京都市南区東山王町9番地2号に仏眼厚生学校に於ける柔整科（柔整師養成施設）設置計画について下記理由の為、許可されない様要望致します。

理 由

現行医療状況の許、国家的な施策として医師過剰時代を迎え、その対策として医師、歯科医師等の学校に於ても定員削減の方向に向いつつ有る現在、医業類似行為とは言い乍ら一部、外科、整形外科医と競合する

事も有り得る柔道整復師の増加を計る仏眼厚生学校柔整科設置に充分な配慮が必要で有り、むしろ現存の養成校の定員をも減すべきで有ると思考致します。当連絡協議会に於ても上記の理由に依り設置の許可をされない様要望致します。

昭和60年10月24日

京都府知事

林田 悠 紀 夫 殿

京都医療衛生関係団体連絡協議会

会長 長谷川 博久

### 決 議 文

過日指定申請書の提出が成された京都の仏眼厚生学校に於ける柔道整復師養成施設設置に関して京都医療衛生関係団体連絡協議会としては総会の議決に依り設置に反対するものである。

### 理 由

1. 医師と一部競合する業務の柔整校設置は過等競走及び業会の混乱を招き資質の低下につながるものであり、むしろ定員削減の方向で考えるべきである。
2. 設置計画書と申請書に非常な差位が有り、その計画書の信用性を疑う。
3. 柔整校設置理事者が実際の柔整師業務内容について無理解で有ること。
4. 現在京都周辺（大阪に於て）養成校が3校も有り近距離に設置する必要を認めない。

加盟団体名(順不同)

京都府歯科医師政治連盟	京都府歯科衛生士会
林田知事を支持する医師の会	京都府歯科医師婦人会
京都府環境衛生政治連盟	京歯友の会
京都府薬剤師連盟	京都塗料商協同組合
日本薬業政治連盟京都支部	(社) 京都府しん・きゅう師会
(社) 京都府薬種商協会	京都府染料工業薬品商協同組合
(社) 京都府歯科技工士会	(社) 京都府柔道整復師会
京都製薬協会	

10月31日 京都府庁へ出向き、24日の決議文と要望書を荒巻副知事に手渡す。

11月8日 片川会長、原副会長が東上し、増岡博之厚生大臣（取次谷垣代議士）に要望書等を手渡し、設置反対の陳情をする。その後、金城近畿ブロック会長と共に厚生省事務次官、官房審議官、健康新政策局審議官、健康新政策局局長、医事課長等の各セクションを廻り陳情する。

12月13日 仏眼協会と第4回会談を行う。

仏眼厚生学校との第4回会談報告

日 時 昭和60年12月13日

場 所 京都府庁職員会館

出席者 衛生部 加藤次長、石原医療課長、和田医務係長

仏眼側 本間理事長、唐川校長、外理事3名

業界側 片川会長、足立・原両副会長、栗原理事長

議 題 仏眼厚生学校に於ける柔整科設置について

## 仏眼側の主張

1. 本校ははり・きゅう、マッサージの学校では合格率が最高であるので柔整もその様にする。
2. 大阪3校は入学金が高く、又距離も遠いので行きたくても行けない。
3. 単なる思いつきではなく、永い歴史が有り昭和23年に柔整校設置の認可を受けている。
4. 夜間部設置は市民の要望である。
5. 当初3年制で出発をして、将来大学を目指す。この事は厚生省の医事課長さんにも話して有る。
6. 3年制にしたら柔整師のレベルアップが出来るのか否か。
7. 本校は財団法人なので既存の学校とは違って多額の入学金は取らない。
8. 同業者が増えれば増える程、お互いに切磋琢磨して良い人が出来悪い人は自然淘汰される。
9. 実習に関しては色々な方法が有るが病院から患者を廻して貰う。
10. 柔整師は海外で期待されている。

## 本会の主張及び仏眼の各項に対する反論

1. 「本校ははり・きゅう、マッサージの学校では合格率が最高で有るので柔整もその様にする」

我々柔整師は整形外科や外科の医師と同じ様な仕事の一部を任されて居り、はり・きゅう、マッサージ師とは自ずから業務内容が違い、例えば実習にしても健常者相手に整復等の実習を行っても実際には役に立たない机上の空論であり、しん・きゅう師は健常者を相手でも症状による経穴の取りかた等の実習は可能で有る。現行医療行政の中で医師削減時代、整形外科や外科の医師と競合する柔整師を増す方が良いのか、現行定員を削減すべきかを問うも明確な返答なし。

2. 「大阪3校は入学金が高く、通学に距離も遠いので、行きたくても行けない」

在阪3校の中には確かに入学金の高い所もあるが全部ではなく、或る学校では試験の結果、成績の悪い者は何百万円積んでも入学をさせず、又在学中成績の悪い者には遠慮なく留年、退学を命ずる公正な学校もあり、通学時間にしても大阪、京都間は1時間足らずで、現在1時間や1時間半程度は通勤、通学圏内で有る。

3. 「単なる思い付きでなく永い歴史があり、昭和23年に柔整校の認可を受けている」

確かに昭和23年に知事の設置認可を受けておられるが、それならなぜ昭和25年で休校されたのか、昭和25年頃より約20年は我々柔整に取って暗黒の時代で有って、柔整師だけでは食べては行けず、柔道場の開設、又はアルバイトをし乍ら生計を立てており、其の時代には柔整師に成る人が無く、学校も経営が苦しかったと思われる。其の頃在阪3校は休校もせず現在に至っている。昭和47年から5年間大幅な料金アップが有り柔整師が脚光を浴び柔整志望者が急増した時点で復活と称して柔整科を設置せんとする様な事は金儲けの一手段としか考え様が無い。

4. 「夜間部設置は市民の要望である」

これは設置者も又そういう市民がおられるとすれば、皆さんが柔整の業務に無知で有るとしかいい様が無く、片手間に夜間の柔整校へ行き、定年退職したら柔整でも安易に開業しようか、では非常に危険である。他の業種と違い、人体の損傷部位を扱う事を自覚して昼間充分なる時間をかけ基礎的医学と伝統の技術を学ぶべきである。

5. 「当初3年制にして将来大学を目指す。この事は厚生省の医事課長さんにも話して有る」

何回も議論された問題で有って3年制にして1年をどの様

に消化するのか、又4～5年後大学にすると、ただ口先だけで言われるが、4～5年後資金が無いから出来ない、と言わされたら終りであり大学設置の青写真も無く信用が出来ない。

#### 6. 「3年制にしたら柔整師のレベルアップ出来るか否か」

この問も、まったく柔整師の事を知らない人々の言う事でレベルアップの為の実習を如何にするのか、又その隘路と成っている「指導要領」さえ御存知ないお粗末さである。

#### 7. 「本校は財団法人で既存の学校とは違う」

如何に財団法人で有るといつても奉仕（無料）で教育が出来る訳が無く、入学金や月謝を取るなれば在阪の学校でも低額で授業をしている所が有り、既存校と同じである。

#### 8. 「同業者が増えれば増える程、お互いに切磋琢磨して良い人が出来、悪い人が自然淘汰される」

我々の業務は八百屋さんや豆腐屋さんスーパーの物売りでは無く人間の負傷を取扱う業務であって、一定のレベル以下の柔整師がどんどん増え、そして自然淘汰される迄、何年も何十年も過ぎる間、鑑別も不充分な柔整師にかかった患者が有るとすれば被害をこうむるのは府民で有り市民であると思う。その為充分なる学問を基礎にして確かな技術を持った柔整師が出なければ自ら業界の破滅につながると思う。

#### 9. 「実習に関しては色々な方法が有るが患者を病院から廻して貰う」

非常に甘い考え方で現在の医療界についてまったく無知といつてもよいと思う。現在我々が骨折や脱臼で病院に検診を依頼しても我々の所へ返された患者は無く、もし有るとすれば後療ぐらいで有る。病院や医院に於て担当医の専門外の患者で有っても我々柔整師の所へ返されず、専門医の方へ紹介される。それは保険医担当規則第17条（患者が専門外といえどもみだりに施術業者に依頼してはいけない）等が有る事をご存知ない様である。

10. 「柔整師は海外で期待されている」

残念乍ら考え違いではり・きゅう師はブームというが、その経穴等に関し海外でも研究や期待をされて居るが柔整師は日本のみの制度であり海外ではまったく通用しない資格で有って、カイロドクター、オステオドクター等が柔整師によく似た制度で有り、整形外科の分野で有る柔整の業務を期待されているという事は甚だしく認識不足である。

12月15日 近畿各府県会長と本会の幹部が谷垣・伊吹代議士を囲む会を催し、仮眼の件の懇談をする。

昭和61年

1月17日 厚生省で仮眼協会との会談があり、次の5つの条件が付けられて仮眼協会に書類（申請書）が返される。

イ、業界の理解を得ていない

ロ、校舎面積の狭隘

ハ、夜間部の設置は認めない

ニ、カリキュラムの再検討

ホ、教員の経歴が不詳である

2月13日 徳田府議会議員と本会幹部が府衛生部へ行き、加藤次長と仮眼の件で話し合う。

3月26日 府衛生部医療課長により仮眼協会が柔整科設置申請書を再提出したとの連絡がある。片川会長は、ただちに反対意見書を再度作成し、原副会長、道家理事と共に府衛生部医療課へ実状調査に行く。

3月31日 片川会長、原副会長、栗原理事長とで府衛生部医療課へ行き、反対意見書の厚生省への進達のことで話し合う。

4月7日 本会幹部と徳田議員が府衛生部と仮眼の件で話し合う。

**4月11日** 本会幹部と金城近畿ブロック会長が府衛生部と仏眼の件で話し合う。

**4月12日** 仏眼側土口氏、轟氏が来館、片川会長、原副会長が話し合う。

**4月16日** 石原府衛生部医療課長により反対意見書を厚生省に進達したとの連絡がある。

/京柔発第4号

昭和61年4月12日

厚生大臣

今井勇殿

社団法人 京都府柔道整復師会

会長 片川吉雄

仏眼厚生学校の設置申請書再提出に

伴う設置反対意見書の送付について

上記の件、(財)京都仏眼協会より第2回目の設置申請書が再提出されたことについて、地元である(社)京都府柔道整復師会との何等話し合いのないまま、書類が申達されようとしています。

過去の経過として別添のとおり(第1回～第4回まで)会談報告書を今後のご参考までにご送付申し上げますので、何分よろしくお取り計らい願います。

日ひな月も晴れ  
/ 京柔発第4号

昭和61年4月12日

厚生省健康政策局

医事課長 佐野利昭 殿

社団法人 京都府柔道整復師会

会長 片川吉雄

仏眼厚生学校の設置申請書再提出について

伴う設置反対意見書の送付について

上記の件、(財)京都仏眼協会より第2回目の設置申請書が再提出されたことについて、地元である(社)京都府柔道整復師会との何等話し合いのないまま、書類が申達されようとしています。

過去の経過として別添のとおり(第1回～第4回まで)会談報告書を今後のご参考までにご送付申し上げますので、何分よろしくお取り計らい願います。

**4月18日** 片川会長は、更に念をおすために意見書及び会談報告書をもって、金城近畿ブロック会長と共に厚生省を訪問する。

**4月20日** 田邊京都府医師会会长と面談し、設置反対の陳情をする。

昭和61年6月20日

京都府医師会

会長 田辺朋之 殿

社団法人 京都府柔道整復師会

会長 片川吉雄

仏眼厚生学校「柔道整復師養成課程」新設

に対する反対表明について

謹啓、時下益々御清栄の御事とお慶び申し上げます。 平素は格別

のご高配を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、この度は、仏眼厚生学校設置反対表明について、早速、貴理事會に於て決議して載き誠に有難く厚く御礼申し上げます。

今後とも一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げる  
と共に、併せて貴会の御発展をお祈り致します。

敬具

4月22日 仏眼協会と第5回会談を行う。

## 仏眼厚生学校と第5回会談報告



日 時 昭和61年4月22日 PM2時

場 所 (社)京都府柔道整復師会館

出席者 仏眼側 本間中外日報社長外3名

業界側 片川会長外5名

議 題 仏眼厚生学校に於る柔整科設置計画について

### 仏眼厚生学校の主張

1. 現在の在阪3校では入学金や授業料が高く、入学させたくても出来ない。金が無く、コネが無いと入れない。
2. 京都の柔整師の中で、京都に柔整師の養成校を作りたいとの要望があり、それが基盤になっている。

### 業界側の主張

1. 現在の柔整師養成学校は私学である為、多少入学金や授業料の高いのは止むを得ない。然しながら全校では無く、ある学校（特に名を伏す）は金があっても、コネがあっても、受験時の成績順で公平に入学をさせ、尚低額で授業を行っている学校のある事を告げる。
2. 現在、(社)京都府柔道整復師会の会員の中では1名も養成校設置に賛成する者はいない。全会員が設置反対署名をしており、もしあるとすれば本会々員外の柔整師であり、数も數名程度の無責任発言であると思う。  
その他、3年制問題、業界の現状、毎年在阪3校から輩出される人数等について話し合うも的確なる返答なし、ただ良い柔整師を作ると言う答えに終了する。

4月24日 京都府医師会より設置反対表明書を頂く。



## 京都府医師会第4回定期理事会

### 仏眼厚生学校「柔道整復師養成課程」

#### 新設に対する反対表明

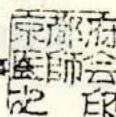
京都府医師会としては、仏眼厚生学校「柔道整復師養成課程」新設に対し、下記の理由により反対であることを表明する。

1. 近年、整形外科医・柔道整復師は全国的に充足しており、新たに養成施設を拡充する必要はない。

2. 柔道整復師を短期間(3年位)に養成し、医療類似行為を行なわしめることは地域住民の健康に危険をもたらす。

3. 医療従事者養成に関し、関係医療団体の合意を得ずに新しく施設を設置することは医療の混乱をまねく。

京都府医師会第4回定期理事会



**5月12日** 金城近畿ブロック会長より電話があり、仏眼関係者が来訪したが地元柔整会と話し合うように返事したことだった。

**5月20日** 表明書と一緒に設置反対要望書を今井勇厚生大臣に上申する。これら以外にも事態が緊迫しているため東奔西走し、いくつもの反対運動を展開する。

吉野川市議会議員会議事録

昭和61年5月20日

厚生大臣

今井勇殿

朝日新聞社代表 河野  
日本報道社代表(社) 河野

吉野川市議会議員会議事録

社団法人 京都府柔道整復師会

会長 片川吉雄

### 要　　望　　書

仏眼厚生学校に於ける柔整科設置に伴う

医師会の反対表明について

昨年来、提出されている仏眼厚生学校柔整科設置申請については、

(社) 日本柔道整復師会 並びに (社) 日本柔道整復師会近畿ブロ  
ック会 及び (社) 京都府柔道整復師会や京都府医療衛生団体連絡  
協議会より設置反対要望書を提出し、反対を表明してまいりました。

ところが昭和61年3月26日再度設置申請書が提出されたことに  
ついて、上記諸団体は勿論のこと、この度 (社) 京都府医師会の理  
事会に於ても設置に反対の決議がなされました。

ここに医師会の理事会に於ける設置反対表明書を添付し、改めて仏眼厚生学校に於ける柔整科設置反対を要望するものであります。

## 6月17日 仏眼協会と第6回会談を行う。

### 仏眼厚生学校と第6回会談報告

日 時 昭和61年6月17日 午後2時

場 所 (社)京都府柔道整復師会館

出席者 仏眼側 唐川校長外2名

業界側 片川会長外5名

議 題 仏眼厚生学校に於る柔整科設置計画について

#### 仏眼側の主張

1. 柔整科の学校が無くて、直ぐ大学の設置は難かしいので、柔整の養成校を設置し将来、短大、大学と言う様に持つて行きたいし、又厚生省よりもその様な指示を受けている。
2. 皆さんは誤解されているが、我々は従来通りのスケジュールで進めて行きたい。

#### 業界側の主張

1. 仏眼側の言い分も分からぬ事は無いが、何か一番安い方法を選んでおられ、難かしい問題に取り組む姿勢が見られない。特に当分の間等の答えは確実性に乏しく、京都に於ては柔整師会だけで無く、医療衛生団体、京都府医師会（資料別添）に於ても設置に反対である。
2. 現在、医師、歯科医師の削減を打ち出されて居る状況の中で一部整形外科や外科の医師と競合する柔整師を増すべきで

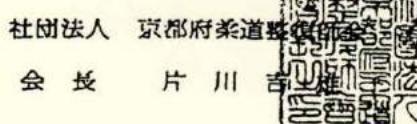
はなく、むしろ削減の方向も考えるべきである。方法としては、全国養成校の夜間部を廃止する事が第一義と考えられる。その他大学設置問題、柔整師のモラルについて、現在の柔整師（本会以外の柔整師も含めて）の情況等を話し合うも、今一つ合意すべき点がみつからず、特に大学設置問題については第2回会談報告では3年後に設置するとしながらも今回は5年後とか将来とか、と言う返事で一貫性が全く無い答えであった。

8月4日 片川会長、原副会長は斎藤十朗厚生大臣と医事課長に面談し、設置反対要望書を手渡す。

/ 京柔第7号

昭和61年8月4日

厚生大臣  
斎藤十郎殿



要 望 書

仏眼厚生学校に於ける柔整科設置に伴う

医師会の反対表明について

昨年来、提出されている仏眼厚生学校柔整科設置申請については、

(社)日本柔道整復師会 並びに(社)日本柔道整復師会近畿ブロック会 及び(社)京都府柔道整復師会や京都府医療衛生団体連絡協議会より設置反対要望書を提出し、反対を表明してまいりました。ところが昭和61年3月26日再度設置申請書が提出されたことについて、上記諸団体は勿論のこと、この度(社)京都府医師会の理事会に於ても設置に反対の決議がなされました。ここに医師会の理事会に於ける設置反対表明書を添付し、改めて仏眼厚生学校に於ける柔整科設置反対を要望するものであります。

8月17日 仏眼協会側より柔整科設置申請書が取り下げられる。19日金城近畿ブロック会長、20日谷垣代議士秘書島田氏、伊吹代議士よりそのことの連絡がある。

## 地位確認等請求事件

昭和63年7月14日付、厚生省保険局長から各都道府県知事にあてた保発89号「柔道整復師の施術に係る療養費について」という通達により、柔道整復師の保険取扱いに関する個人受領委任契約が認められることになった。これは昭和11年に先達の血の滲む努力により、柔道整復師に保険取扱いが認められて以来、永く日本柔道整復師会会員だけが寡占してきた権利を反故にするものであった。

以来、全国に徐々に個人契約柔道整復師が増えていったが、平成元年9月になり本会元会員の告訴により「地位確認等請求事件」俗に言う“京都裁判”といわれる事態が起こった。全国の柔道整復師会の注目を集めるとともに、状況推移についてもご心配を戴いたが、本会会員全員が一つとなってその裁判を戦い、平成4年6月にいたり原告の控訴取下げという形で、本会の除名処分の正当性が認められたのである。

そもそも事件の発端は、京都府福祉部保険課の当時の係官が社団法人京都府柔道整復師会の会員名簿のチェックミスをして、社団会員のまま個人契約の承認をしたために起こった事件であり、事件発生当時の状況を平成元年11月4日京都府福祉部保険課長に対し、本会会长より裁判に必要なため回答を求めた公文書に基づいて記す。

## 質問

金井保樹氏の個人受領委任受付年月日及び当時の状況について  
回答

- 平成元年6月20日 受領委任取扱いの申し出書提出  
平成元年7月1日 受領委任取扱いの承諾  
平成元年7月7日 受領委任取扱いの承諾書交付

## 質問

金井氏の第1回療養費支給申請書の受付月日及び当時の状況について

## 回答

平成元年8月21日 株式会社大阪ビジネスシステム 笹川光吉氏  
が代理で療養費支給申請書提出（保留）

平成元年8月23日 再提出

## 質問

療養費の受領委任形式をとる柔道整復師名簿中、社団法人京都府柔道整復師会の委任状況について

※ 個人契約月日

※ 団体委任契約に変更月日

## 回答

平成元年2月1日 社団法人京都府柔道整復師会と協定に基づく受領委任形式を承諾（承認番号 京柔第0001）

平成元年6月13日 受領委任形式をとる柔道整復師名簿中、社団法人京都府柔道整復師会は代表者の氏名をあげていたが、個人契約と紛らわしいため氏名など抹消のうえ、社団に抹消した名簿を送付

## 平成元年

7月20日 以上のような経過を経て、この日までに京都府からの連

絡により3名の社団会員が個人契約の申し出書を提出、承認されたことが判明。

7月22日 その3名から事情を聞いたところ、2会員は個人契約を撤回、金井会員だけが個人契約を撤回せず。

8月4日 金井会員と話し合うが再度個人契約を撤回せず。笹川氏が同席。

8月9日 懲罰委員会を開く。金井会員が個人契約を撤回しない場合、除名処分を科すとの結論である。

8月10日 接骨ジャーナル誌の高桑氏が来館。金井会員の社団会員と個人契約の両立を認めるように要請があったが、本会はこれを拒否する。

8月11日 金井会員と話し合い、撤回するように説得するが、考慮するとの返答がある。この時本会は期日を指定する。

8月18日 この日までに返答がなかったので理事会を開き、定款細則第17条5号により金井会員の除名処分を決定し、その通知をする。

#### ※定款細則第十七条（五）

会員にして左の各号の一に該当するときは懲罰委員会を経て理事会の決議に依り注意戒告、又は除名処分を為すことが出来る尚、懲罰委員会とは会員中会長指名に依る若干名を以って構成する

（五）前各号の外会員として不適当と認めたる者

9月29日 金井氏から本会に告訴状が届く

11月9日 京都地方裁判所にて第1回公判

12月12日 第2回公判

平成2年

2月6日 第3回公判

- 3月12日 第4回公判
- 5月29日 第5回公判（原告、金井氏が陳述）
- 7月26日 第6回公判（被告、京都府柔道整復師会が陳述）
- 10月11日 第7回公判
- 11月20日 第8回公判

### 平成3年

- 3月7日 第9回公判
- 4月26日 第10回公判（和解調停）決裂する。この時の双方の言い分

#### 原告側

- 1、除名処分を撤回して、自主退会として欲しい
- 2、如何なる名目でも良いから入会金を返還して欲しい

#### 被告側

- 1、本会ははじめから自主退会を勧めており、これに応じる用意はある
- 2、定款第十二条の定めにより、如何なる名目に於ても入会金の返還は出来ない

7月4日 第11回公判（厚生省の広井法令係長が証言）

8月29日 京都地裁にて第一審判決

9月17日 大阪高等裁判所に金井氏が控訴

### 平成4年

- 2月21日 大阪高裁にて第1回公判
- 4月1日 第2回公判
- 6月16日 金井氏側が控訴取下書を大阪高裁に提出。地位確認等請求事件は第一審通りに確定する

平成 -3.8.29 判決言渡  
同日判決原本領収  
裁判所書記官

平成元年（ワ）第二一六一号 地位確認等請求事件

判 決

京都市右京区太秦桂木町五番三八号

原 告 金 秀 全 こと  
金 井 保 樹  
右訴訟代理人弁護士 中 田 信 之

同市東山区大和大路五条下ル東入芳野町七九番地の二

被 告 社団法人京都府柔道整復師会  
右代表者理事 片 川 吉 雄  
右訴訟代理人弁護士 櫻 井 英 司  
右中 田 順 二

東京都台東区上野公園一六番九号 日本柔整会館内

被 告 社団法人日本柔道整復師会  
右代表者理事 福 田 稔 夫  
右訴訟代理人弁護士 櫻 井 英 司

主 文

一 原告の請求をいずれも棄却する。

二 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第一 請求

- 一 原告が被告社団法人京都府柔道整復師会（以下「被告府会」という。）及び被告社団法人日本柔道整復師会（以下「被告日整」という。）の各会員の地位を有することを確認する。
- 二 被告府会は、原告に対し、金三〇〇万円及びこれに対する平成元年八月一九日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

## 第二 事案の概要

### 一 当事者間に争いがない事実

- 1 原告は、柔道整復師であり、昭和五六年五月以降金井接骨院名で柔道整復師業を営んでいる。
- 2 被告府会は、京都府を区域とし柔道整復師の有資格者をもって組織され、柔道整復術の進歩、発展とその医学的研究並びに公衆衛生の向上を図るとともに公益性を重んじ社会の福祉を増進することを目的として、柔道整復術の振作昇揚に関する事業その他同会の目的達成のため必要な事業を行う社団法人である。
- 3 原告は、昭和五六年六月、入会金五〇万円を支払って被告府会に入会し、同時に入会金二〇万円を支払って被告日整に入会した。
- 4 柔道整復師が患者に対して施術をした場合における療養費については、現物給付によるものではなく、本来は、患者が柔道整復師に療養費を支払い患者が保険者から償還を受けるいわゆる事後償還の方法によるべきものであるが、厚生省保険局長は、昭和六三年七月一四日付で、都道府県知事宛に対し、従来は被告日整の会員に限って都道府県知事とその所属する各都道府県の社団法人柔道整復師会（京都府にあっては被告府会である。以下、右各社団法人を単に「社団法人」という。）との協定が締結された場合にのみ例外的に認めていた実質的には現物給付と同じ扱いとなる療養費の受領委任の取扱いを、一定の手続を経た場合には被告日整の会員以外の柔道整復師についても認めることとし、この場合においては療養費は被告日整の会員にあたっては協定の定めるところにより、他の柔道整復師にあたっては当該柔道整復師にそれぞれ支払うものとするとの通知（乙五。以下「本件通知」という。）を発した。
- 5 原告は、平成元年六月二〇日付で、京都府知事に対し、

施術に係る療養費について個人契約の形で受領委任形式をとることを希望する旨申し出た。

6 京都府知事は、同年七月一日これを承諾し、同月七日付けで原告にその旨通知した（甲一）。

7 被告府会は、原告に対し、同年八月一八日付で、原告の行為が被告の会員として不適当と思われるとして、定款細則一七条（五）号に照らして除名処分とする旨を通知した（甲二。以下、右除名処分を「本件処分」という。）

8 被告日整の会員は各都道府県の社団法人の会員により構成されており、原告は右処分の結果当然に被告日整の会員たる地位を喪失した。

## 二 当事者の主張

### 1 原告

被告府会は原告が前記個人契約を結び被告府会に対して府知事との協定からの除外を申し出たことをもって本件処分をなしたが、本件処分は次のとおり無効であり、原告は同被告の無効な本件処分により名誉を棄損された。被告の右不法行為による原告の被った損害は金三〇〇万円を下らない。

(一) 原告は個人契約により被告府会を経由することなく直接保険者に対して療養費支給申請書を提出することとなり、被告が定率会費と称している手数料（会員が被告府会を経由して提出する療養費支給申請書に基づく療養費額に対する一定率の金額）を被告府会に納入しないことになるが、この場合被告府会は手数料に見合う労働をしないのであるから、被告府会は原告から手数料を受け取ることはできないのであり、原告が右手数料を納入しないからといって除名理由とすることはできない。

(二) 社団法人は会費を定額会員によりまかぬのが当然であり、被告府会が手数料である定率会費を収入とすることによってその存立、運営を図るのは間違いである。

(三) 社団法人の会員でありながら個人契約を締結してゐる者は  
多数いる。

また、被告府会の会長である片川吉雄も個人契約を締結  
している。

## 2 被告ら

被告府会は、会員から定額会費のほか総会の決議に基づいて定めた定率会費を徴収し、これに基づいて年二回の学会の開催、研修会の開催、会報や学会誌の発行等の行事を行っており、被告府会の収入額のうち定率会費の占める割合は約六〇パーセントであつて、会員が定率会費を納入しなくなればその存立及び運営は不可能となる。

原告は被告府会の会員の最重要義務である会費納入義務を履行しないにもかかわらず会員としての権利としての権利と便宜を得ようとしており、これを認容すれば同調者を誘発し、あるいは他の会員との均衡を失して不平等感が昂じ統制が乱れて社団としての存亡の危機を招來するおそれがある。

このようにして、個人契約を締結し定率会費の納入を拒否する原告の行為は被告府会の会員として不適当な行為であり、十分に除名に値する。

なお、原告は被告会長片川吉雄の再三にわたる説得にもかかわらず翻意せず、また、任意退会にも応じなかつたため、被告府会はやむを得ず本件処分をした。

## 三 争点

本件処分に正当性があるか否かである。

### 第三 争点に対する判断

一 第二の一の争いがない事実に、証拠（乙一ないし七、八及び九の各一ないし三、一〇ないし一三、一四の一、二、証人廣井良典、原告本人、被告府会代表者）及び弁論の全趣旨を総合すると、次の各事実が認められる。

1 第一の一4のとおり柔道整復師が患者に対して施術をした

場合における療養費については、現物給付によるのではなく、本来は患者が柔道整復師に療養費を支払い患者が保険者から償還を受けるいわゆる事後償還の方法によるべきものであるが、昭和一一年以降、当時整形外科が発達していなかったことから、患者の便宜を考慮し、被告日整の会員については、同被告と都道府県知事との間に協定が結ばれた場合には、社団法人が都道府県の指導、監査を受けること、柔道整復術の施術にあたっての基本的な事項が協定の形で定められていること、社団法人が直接会員を指導することの三点において保険医療機関に準ずるような適正な保険給付がなされるとの制度的担保があるといえるため、行政上は、実質的に現物給付と同じ扱いとなる療養費の受領委任の制度が認められてきた。

2 しかしながら、その後、社団法人に属しない柔道整復師が増加したため、社団法人の会員とそうでない柔道整復師との差異をなくすとの考慮及び患者からみた場合にはその柔道整復師が社団法人の会員か否かが必ずしも明らかではなく患者の保護、便宜を図る必要があるとの考慮から、昭和六三年七月、本件通知が発せられるに至った。

3 本件通知によれば、個人契約を締結するについては、保険給付の適正を担保するため、柔道整復師は本件通知にその様式が定められ遵守事項が記載された確約書を提出することが義務づけられている（乙五、六）。

4 このようにして、行政上、受領委任については、被告日整の会員についてはその所属する社団法人の締結する協定による方法、他の柔道整復師については個人契約による方法の二つの方法が認められているが、厚生省としては、健康保険上は前記のとおり本来事後償還が原則とされているため、これら以外の方法、たとえば社団法人の会員が個人契約によることは認めないこととするのが療養費の適正を確保し明確化を図る上で最も妥当なものと考えている。

5 京都府福祉部保険課では、原告が平成元年六月二〇日付けで療養費について個人契約の形で受領委任形式をとることを希望する旨申し出た際、原告が被告府会の会員であるのかどうかの確認をせず、同被告にも照会しなかった。

6 同課は、同年七月ころ、被告府会に対し、誤って同被告の会員である原告と個人契約を締結した旨通知した。

7 被告府会は、当時、その会員は定率会費を納付すべきこと、その比率を毎月の療養費支給申請書集計表の請求金額について、金三〇〇万円以下は一・九パーセント、金三〇〇万円超金八〇〇万円以下は二パーセント、金八〇〇万円超は二、一パーセントであることを総会で定めていた。

また、被告府会においては、昭和六二年度及び翌六三年度における定率会費の会費収入全体に対する割合は、約八〇パーセント、収入全体に対する割合は約六〇パーセントであった。

なお、同被告と同様に会員に定率会費を納入させている社団法人は他の都道府県にもある。

8 被告府会会长片川吉雄は、平成元年八月初旬から中旬にかけて、定率会費が納入されなくなると同被告の運営ができなくなること等を説明し、今後も同被告を通じて療養費支給申請書を提出し被告に定率会費を納入するよう説得したが、原告は、これを拒絶した。

また、同会長らは、定率会費を納入しないのであれば任意退会するよう求めたが、原告は、これにも応じなかった。

9 そこで、同被告は、懲罰委員会を得て理事会の決議により本件処分をした。

二 第二の一の争いがない事実に、第三の一の認定事実を総合すると、次のようにいえる。すなわち、

1 被告府会がその会員に対して療養費支給申請書を同被告を経由して保険者に提出し療養費も同被告を通じて受領すべき

ものと定めることは、本来柔道整復師の施術にかかる療養費が事後償還すべきものとされていることや本件通知の趣旨にも沿うものであることから、特に問題とすべきものではない。

2 社団法人が会費や会員の負担金をどのような形で徴収するかはその社団法人の内部問題であり、会費を定額会費によって賄わなければ違法ということはできないし、会員の負担金の内容や方法が特に不合理や不平等なものでない限り負担金に関する定めが無効なものということはできないのであって、本件においては、被告府会の定率会費が手数料の性質を有するとしても、前記各事実によって認められる定率会費の療養費支給申請書の請求金額に対する比率、納入方法、定率会費の同被告の収入全体に対する割合等に照らせば、その会員に右会費の納入義務を負わせることとした被告府会の総会決議が無効であるということはできない。

3 社団法人がその会員をどのように場合に除名するかは本来その社団法人の内部問題であり、被告府会のした本件処分についての判断はそれなりに理由があるものと認められ、これが無効であるということはできない。

三 社団の会員でありながら個人契約をしている柔道整復師が全国にどれだけいるかについてはこれを認めるに足りる証拠はなく、また、そのような柔道整復師がいたとしても本件処分を無効ならしめるものではない。

なお、証拠（乙一〇ないし一三、被告府会代表者）によれば、被告府会会长である片川吉雄が個人契約を締結した事実はないことが認められる。

四 以上によれば、本件処分を無効ということはできないから、原告の第一の一の各請求はいずれも理由がないし、第一の二の請求はその余の点について検討するまでもなく理由がない。

京都地方裁判所第一民事部

裁判官 山 下

寛

以上のような経過で事件そのものは終わったが、それ以後京都府に於ても益々個人契約柔道整復師は多くなり、社団入会者が減ってきているのが現状である。これは規則を嫌い、算術に長けている現代人気質を表しているのか、いま柔道整復師の粗製乱造の結果、柔道整復師の質の低下が起こってきており事実に拍車をかけ、それらが行政官庁のお墨付きまで戴いたのだから仕方のない事ではあるが、この状態を良くし、柔道整復術の進歩発展をめざして行くのも、また我々社団の使命である。

# 第一章

(2)

## 事業部

## 事業部

事業部の活動と致しましては、柔道整復術の研究、進歩、発展、会員の資質向上、福利増進、相互扶助、又本会の発展、そして地域社会に寄与して国民への貢献等を目的とする事業を計画し、本会の各部とも協力して、それらの事業を推進しています。

### 1. 柔道整復術の医学的研究と技術の進歩、発展に関する事項

- 春秋年2回の京都府接骨学会を開催する。
- 日本柔道整復・接骨医学会、近畿ブロック学会に参加賛助する。
- 学術部を中心に研究と技術の進歩を計る。
- 学術論文集の発行及び学術資料の貸し出しを行う。

### 2. 柔道整復師の資質向上に関する事項

- 保険部による保険指導の推進。
- 学術部による研究指導の推進。
- 生涯教育の充実を計る。
- 各支部によるシルバー福祉医療の研究と実践。
- 京都プライマリケア協議会に参画し、医療活動に参加する。

### 3. 会員の福利増進及び相互扶助に関する事項

- 医療賠償保険、各種保険の継続推進。

- 近畿ブロック互助会の取り扱い推進。
- 京都府柔道整復師協同組合の運営を組合員によって行う。
- 税務講習会及び簿記講習会を行う。
- 柔整師用簡易帳簿の作成。
- 青年部によるソフトボール大会、レクリエーション、ボウリング大会等を行う。
- 書道教室、囲碁・将棋同好会、テニス及びゴルフ同好会活動の推進。

#### 4. 本会の発展及び目的達成のための事項

- 各支部を総括指導し、組織の強化を計る。
- 年数回の支部長会議の開催。
- 京柔整会報を年4回発行する。
- 各支部通信員会議を行い、充実した広報活動の推進。
- コンピューター委員会による研究推進。
- 柔整システム導入促進及びワープロ、会計ソフト、表計算ソフト等の講習会を行う。
- 事務局新システム導入及び他部門のコンピューター化に協力する。
- 会員名簿の発行。
- 生涯教育受講票及び会員手帳の発行。

#### 5. 国民体位向上に関する事項

- 日整全国柔道大会及び近畿ブロック柔道大会に参加賛助する。
- 少年柔道教室の継続発展、少年柔道大会への参加。
- 各種柔道大会に参加協力する。

### プライマリケア

プライマリケアを単略に直訳しますと「プライマリ=最初のもの

とか、一義的なもの。ケア＝世話するとか、看護する」の意味であり、この言葉は、WHO（世界保健機構）により、プライマリ・ヘルスケアとして用いられたのが、その歴史とされています。日本に於ても、昭和53年に日本プライマリケア学会が結成され、会長渡辺氏は次の様なプライマリケアを定義づけている。「プライマリケア」とは住民個人個人に対して、また地域ないしは職域の医療体制として、その地域または職域の人々全体に対し、身近な医療として存在し、その人々の疾病により健康に及ぶあらゆる医療、保健問題とともに社会福祉、社会保障についても一連のものとして、すべて包括的にとらえ、住民各自の参加を得、主治医として、又医療専門職として主導的に行動し、すべての人々の個人的な幸福へのためと、我々人類にとってより良い社会をつくるためにのみ、医療業務を役立たせることをいう。そして、その仕事の内容を、①身近な医療 ②包括医療 ③在宅ケア ④安全医療 ⑤フィードバック医療 の5つに分けている。

京都に於ても医師、歯科医師の呼びかけにより、保健・医療・福祉にたずさわる人たちがあい集い、地域医療の充実のために「京都プライマリケア協議会」が昭和58年9月5日に結成。以下の主旨により正式発足をみました。科学や医学のめざましい発達、国民意識や社会環境の変化は、医療の世界にも大きな変革を求めてきています。人口の高齢化に伴う問題をみても、きわめて多角的な視点と対応が必要となってきています。医療が国民のものである以上、これまでの医療体制の枠にとどまることなく、社会的変化に対応して、積極的に国民の要望に応えていかなければならぬと思います。一口に「患者本位の医療」とか「病気を見る医療から人間を見る医療」と言われますが、予防面から診断治療そして看護、リハビリ、社会福祉の領域をも含む包括的医療、全人的医療を地域社会に展開することが、今もっとも求められているところであり、これがプライマリケアの理念でもあります。京都に於てもプライマリケアの実践活動が各方面で活発に展開されていますが、これまでの貴重な経験と

実践活動の相互交流の場として毎年総会（9月）研究集会3回が行われ、その都度各医療団体より様々な問題提起がなされ、検討実践が試みられております。京都の全医療団体が参画しています。

プライマリケアは各職種、医療従事者の立場を尊重し包括的な医療の充実と発展を計ろうとするものであります。

#### ＜参加団体＞

医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、看護協会、鍼灸師会、栄養士会、鍼灸マッサージ師会、歯科技工師会、臨床検査技師会、放射線技師会、歯科衛生士会

#### シルバー事業

21世紀に向け、高齢化社会が現実のものとなって来て、又確実に増え続ける高齢者に政府も厚い福祉政策を打ち出し、その結果「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略（ゴールドプラン）の推進」が実行されています。そこで柔整師もこのプランに参入すべくシルバー福祉医療の研究と実践に取りくんでいかなければならぬと考えます。

我々柔整師は国民医療の一翼を担い長い歴史と共に発展をして参りました。今こそ地域住民福祉に貢献し、業務範囲の拡大を目指し、医療全体の流れに停滞することのないよう未来発展の為にシルバー福祉医療の技術の取得や研究を進め、高齢者のもっております様々な問題に対応し、世間に広く我々の存在をアピールしながら、搖ぎない地位を確保し、地域住民のニーズや期待に即応していかなければならないという考え方のもと、京柔整会が国民医療の向上を計り保険制度の充実に協力し、社会の福祉を推進する等のため京柔整シルバー事業を開催しています。

#### ○第1回京柔整シルバー事業

- ・平成3年11月16日
- ・京都市右京区役所

- ・120名の参加
- ・講演 「ケガの予防とその対策」  
学術部 片川 弘 部長  
「ボケ老人の家族の会の活動」  
ボケ老人の家族の会京都支部代表 荒綱 清和 氏

○第2回京柔整シルバー事業

- ・平成4年10月24日
- ・右京区葛野小学校講堂
- ・400名の参加
- ・講演 「ドイツの高齢者と日本の高齢者」  
同志社大学教授 クラウス・シュペネマン
- ・シルバー柔道体操の実践

○第3回京柔整シルバー事業

- ・平成5年11月20日
- ・京都市右京区役所
- ・150名の参加
- ・講演 「腰痛の予防について」  
乙訓支部 中村 圭一 会員
- ・シルバー柔道体操の実践

# 第一章

(3)

## 財務部

## 財務部

現在本会の会費収入は100%近く入金しており、正味資金は3億1千万円にもなり、もちろん借入金はなく、自己資本比率100%である。しかしながら、過去10年間の前中期頃までは定率会費の掛率も高く、新入会員も順調に増加していたので収入も十分あり、コストも必要とあれば存分に掛けることができたが、後期になると定率会費の率を下げたこともあり、平成3年、4年度では赤字決算となっている。

今後の状況として、国の医療費抑制政策等の実施により施術料金の大幅な改定が期待できなくなるとともに、柔整業務に対する規制も強化され、会員の業務が益々圧迫されることになる。又、個人契約者の増加に伴い業界の分裂化が一層進むことが予想される。過去10年間、入会金収入だけでも約7,500万円あったが、今後は、定率会費も含め、収入の伸率が減少傾向となり、他方では、対内・対外的にも高度で多様な活動が要求されることもあり、業務推進に高コストが余儀なくされるであろう。このようなことから、次の10年間は真に冬の時代となろう。

このような局面に対処するため財政状態のコントロール等、より一層財務部の手腕が問われる時代に入る。本会の全役員にとっても、組織の維持発展を図る上で大局を見つめ、会運営の重要な基盤となる財務面を十分に承知して、業務の執行を行っていくことが真に求

められる。

それでは、財務部の過去10年の歩みについて言及する。10年は長くもあり短くもある。振り返って見ると走馬灯の絵のように次々と浮かんでくる。悲しい出来事としては、平成3年5月まで、この10年間のうち大半を財務部の先頭にたって活躍された故西川洋次財務部長の突然の御逝去である。あらためて衷心より御冥福をお祈り申し上げる。

以下、出来事別に区切って財務部の歩みを追ってみる。

### 1. 新会館建設竣工に伴い会館建設特別会計の廃止

新会館建設の為に特別会計が設定され、永年にわたり建設資金の蓄財勘定の管理が行われた。10年間の中で述べるならば、昭和58年から同会計が廃止される昭和62年までの間に約1億3,300万円の資金がプールされた。資金蓄財のために、多くの会員に昭和61年度までの長期間高率で定率会費をご負担して頂くことになり、その甲斐があって、総建設工事費3億2千万円の建物が、昭和59年6月、五条通りにその偉容を誇る事になった。工事費支払に短期の借入金を必要としたが、同借入金も完済し、残務整理も終り、この特別会計は当初の目的を達成し、昭和61年度で廃止され、残高は本会計に繰り入れられた。

### 2. 協同組合の設立による収益事業会計の廃止

レセプト用紙販売に伴い、同会計の設定が行われていたが、同事業が協同組合へ移譲された事により平成元年度を以て廃止された。

### 3. 土地購入特別会計の設立

本会の会館が建つ敷地は京都市からの借地である。会員の総意によりこの土地を購入するべく資金蓄財管理用の特別会計が、昭和62年に設けられた。

平成4年度の残高は約3,840万円に達している。バブル経済が弾け土地に対する価値観が変わり、今後も土地購入のために資金プールをしていくかどうか検討する時期にあると考える。

#### 4. 定率会費が4度低減される

(1) 昭和61年12月まで

差引請求額の4.0%（但し、生活保護、労災は対象外）

(2) 昭和62年1月より平成元年5月まで

差引請求額の2.7%（但し、生活保護、労災は対象外）

(3) 平成元年6月より平成2年5月まで

合計請求額（生活保護、労災を含む）に対して

前年度の収入300万円未満の会員	1.9%
------------------	------

" 300万円超800万円未満の会員	2.0%
--------------------	------

" 800万円超の会員	2.1%
-------------	------

(4) 平成2年6月より平成3年5月まで

上記と同じ条件で 1.7%、1.8%、1.9%

(5) 平成3年6月より現在

上記と同じ条件で 1.4%、1.5%、1.6%

(1)は会館建設資金調達のため、高率の負担を会員に課していた。

(2)は上記資金調達が完了したので、低減された。

(3)は国の消費税制度の実施に対して、日整からも指導があり、三段階の掛け率が採用された。

(4)、(5)は会の財政状況から判断し、定率会費の負担が低減された。これは出来るだけ余剰資金を残さない様にすると同時に、会員の負担を少しでも軽減するという政策目標を実施する為に、二度にわたり率が下げられたものである。

#### 5. コンピューター導入による事務の合理化

昭和61年からの会員のコンピューター導入に対応して、会事務所にもコンピューターシステムが設置された。個人システム導入

の会員からのフロッピーディスクを吸い上げ、レセプト事務の省力化が図られ人件費の節約が実現した。

財務部も独自にコンピューターシステムを導入した。役員並びに一般会員にも支払われる旅費日当の計算処理、定率会費の集計・記録は膨大な事務量となっていたが、この事務処理がスピード化された。財務諸表のデータ処理等にも大いに利用されるようになった。

## 6. 標準経費率の段階的廃止と記帳義務の発生

柔整開業者に対して、税務申告に下記の標準経費率による計算が認められていた。

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 社会保険関連収入額：500万円以下  | 50% |
| 500万円超1000万まで  | 45% |
| 1000万円超  | 40% |
| (2) 労災関連収入額に対して  | 40% |
| (3) 自由診療関連収入額に対して  | 30% |
| (4) 上記以外に、雇入費、業務用家屋の地代、家賃、減価償却費、業務用借入金の利子、割引料、貸倒金、事業専従者控除等が特別経費として算定できる。 |     |

しかし、この標準経費率は平成3年度から下記の順序で段階的に廃止されることになった。

- (1) 平成3年分の申告から、前々年分の収入金額が3000万円以上の者
- (2) 平成4年分から、前々年分の収入金額が2000万円以上の者
- (3) 平成5年分から、前々年分の収入金額が1000万円以上の者
- (4) 平成6年分から、税制上の記帳制度適用者の基準に当てはまる者

（“記帳制度適用者”とは前年分又は前々年分の事業所得、不動産所得及び山林所得の金額の合計額が300万円を超える者が対象となる）

以上の者は帳簿を備え記帳し、それに基づき税務申告をしなければならなくなつた。平成6年分の申告から殆どの会員が記帳制度適用者になる。この様な段階的廃止は記帳への習熟期間への配慮である。

この様な状況に対応すべく、財務部として税務講習会、簿記講習会を開催する他、白色用／青色用簡易帳簿の配付等を行つた。遺漏のない正確な記帳により、正しい税金額を納めて頂くことが柔整業界の施策上重要な要件となる。

#### 7. 日常の経理事務と決算作成に至るまで

財務部の業務には専門的な知識と技能及び経理的なセンスが求められる。これに応えるべく、日頃より研鑽を積んでいるが、的確且つ正確な会計処理をしなければならず、会の顧問である森税理士事務所と常に連絡をとり、意見を聞き、指導を仰いでいる。同事務所に業務委託をしているが、金銭の出納、振替伝票の作成、各種帳簿への記帳等は、日常的に財務部が行つており、決算書作成等の最終的な元締めをお願いしている現状である。同事務所で毎月試算書を作成してもらい、月単位で会の財政状況を把握している。

#### 8. 税理士事務所の変更

昭和59年度の決算までは菱田公認会計士事務所に業務委託を行つていたが、昭和60年度より森金次郎税理士事務所に変更し、現在に至っている。これは会の規模拡大に伴う会計処理の増大化に対応するために、行われたものである。

#### 9. 予算書作成と予算統制

毎年度末に各部より次年度用の予算が出され、これを正しく勘定科目別に分類集計する。次年度の収入予想は財務部で立て、差引額を計算する。各部で出された予算は、理事会で充分且つ詳細に審議される。次年度の事業計画等に鑑み又、公平な立場での総

量規制を経て予算案が作成され、総会の議決を待つ。各部が日常業務に入ると、この予算に基づき活動が行われる。予算とは本来予測的なものであるが、管理のための努力目標でもあるため経費などの支出には予想した金額より低く抑えるのが望ましい。しかし、予算不足から活動意欲を減退させたり、予算の超過支出は活動を活発化させると同時に、放漫な支出の誘因となることも考えられる。予算統制が、ただ単に予算を節約するというだけでなく、業務活動を能率的に運営する者にもある。本会の予算の作成と予算統制には課題も多く、次の10年には、より一層努力し成果を上げて行きたい。

#### 10. 協同組合の設立に際して

京都府柔道整復師協同組合が、平成元年5月に設立された。同組合に本会の会員が全員加入していただくために、出資金を会員に貸付るほか、組合にも活動資金の貸与を行った。いまでは同組合は運営がうまく行われ、全国に類を見ない高業績を上げている。

#### 11. 会員への助成金支出

平成2年9月～平成3年3月に実施された厚生大臣指定講習会への参加者会員に受講料の助成を行った。平成4年には日整学会が発展的に解消し、新たに発足した日本接骨医学会への加入に際して助成も行った。その他、関係学会への参加者や支部活動等に対し、助成のための支出が行われた。これは、柔整師の資質向上等の定款目的にかなう有益な事業への参加促進のために行われたものである。

#### 12. 社団、保険会計の一本化

本会の会計は、税務対策上、社団会計と保険会計の、二本に分けられていたが、国の消費税制に対応すべく、平成元年から一本化される。両会計の経理上の振り分け処理は非常に手間がかかる

ものであったが、これが一本化されたおかげで経理処理が簡略化されたと同時に読みやすい決算書となった。

### 13. 財務諸表の推移

毎年総会に提出している会計報告に基づき、過去10年間の財政状況をグラフで表すことにする。

### 14. 10年間の財務部部員の変遷

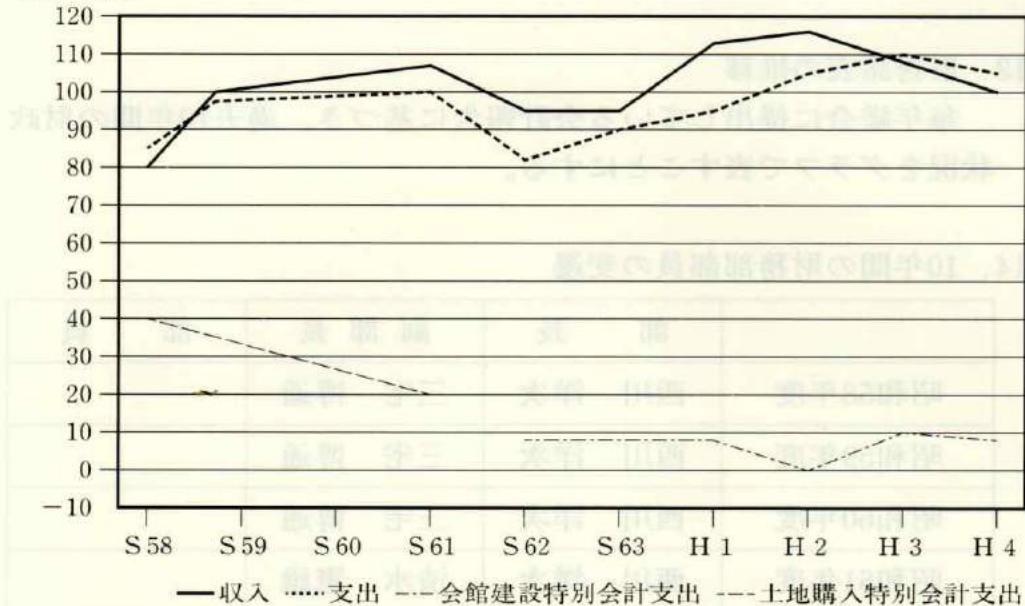
	部 長	副 部 長	部 員
昭和58年度	西川 洋次	三宅 博通	
昭和59年度	西川 洋次	三宅 博通	
昭和60年度	西川 洋次	三宅 博通	
昭和61年度	西川 洋次	清水 憲雄	
昭和62年度	西川 洋次	清水 憲雄	
昭和63年度	西川 洋次	清水 憲雄	
平成元年度	西川 洋次	清水 憲雄	
平成2年度	西川 洋次	清水 憲雄	
平成3年度	清水 憲雄	橋村 啓己	
平成4年度	清水 憲雄	橋村 啓己	三宅 政彦
平成5年度	清水 憲雄	藤野 勝弘	三宅 政彦

### 15. 財務監査が年2回になる

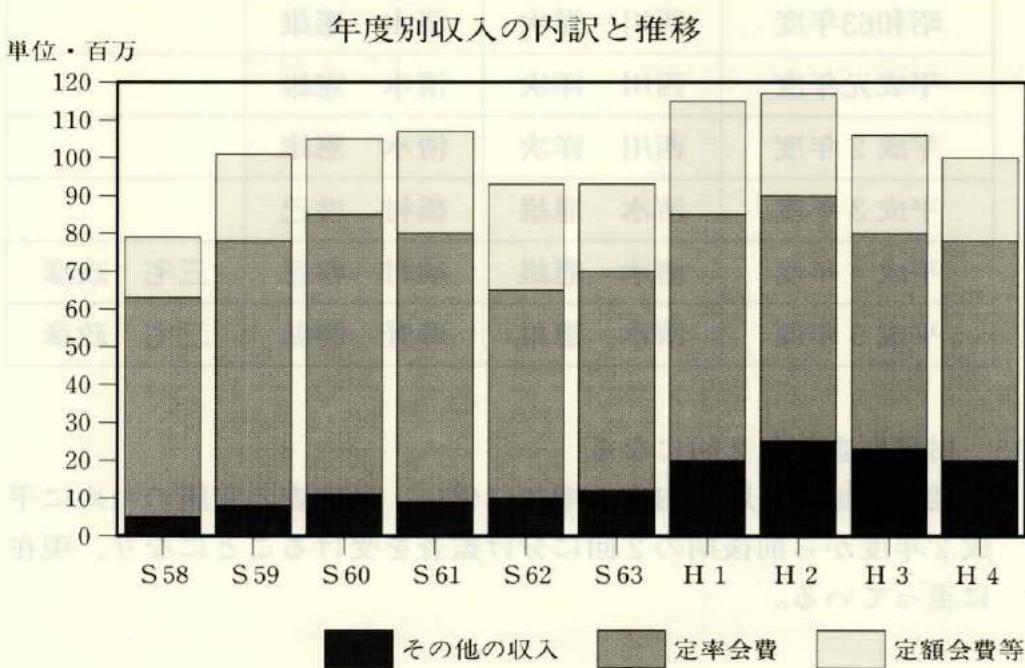
業務の拡大と財務内容の増加に伴い、又監査の実施のために平成2年度から前後期の2回に分け監査を受けることになり、現在に至っている。

年度別収支対比表と会館建設特別会計支出  
及び土地購入特別会計支出の推移

単位・百万

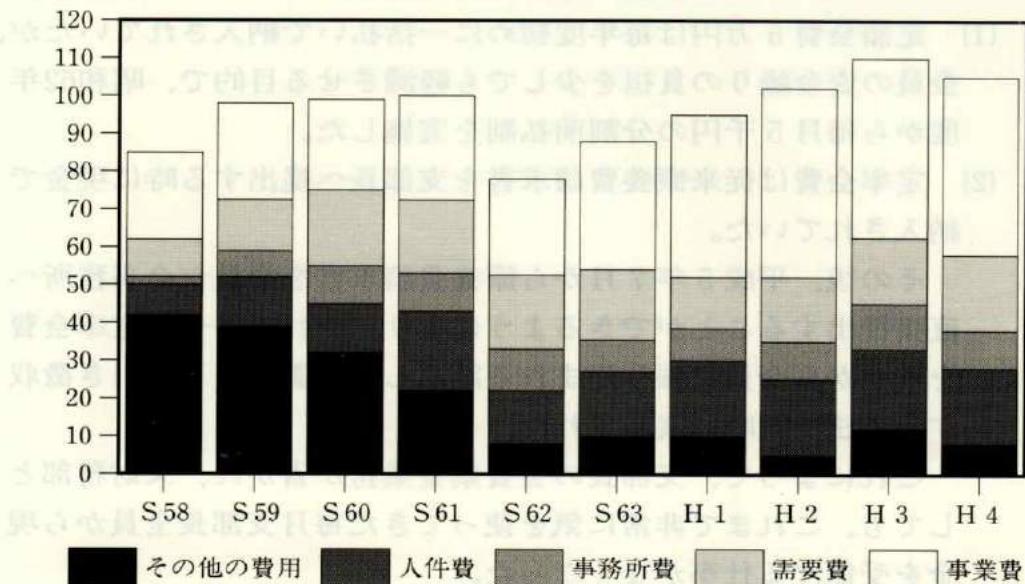


単位・百万



単位・百万

## 年度別支出の内訳と推移



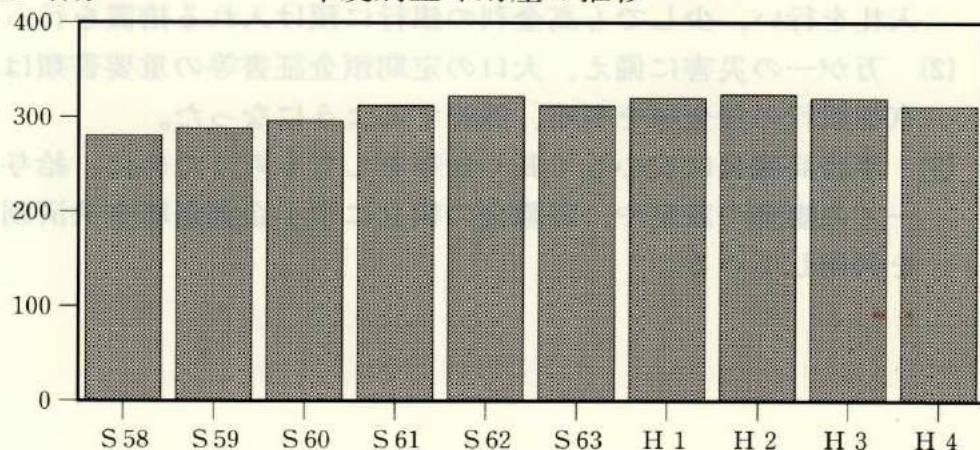
注：グラフ中の“支出合計”及び“その他費用”は、資金フローを表現する目的のために建物の減価償却金額を除外したものになっている。

管理費の主たるものは人件費。需要費の主たるものは通信費、交通費である。

その他の費用が、昭和58年から昭和61年までの間非常に大きい金額となっているのは会館建設特別会計への振替支出分が大部分を占め、昭和62年からは土地購入特別会計への支出が同じくその他の費用の中で大きなウエイトを占めている。

単位・百万

## 年度別正味財産の推移



注：本会計、収益事業会計、会館建設特別会計、及び土地購入特別会計の各正味財産の合算額

## 16. 会費の納入方法の変更

- (1) 定額会費 6 万円は毎年度初めに一括払いと納入されていたが、会員の資金繰りの負担を少しでも軽減させる目的で、昭和62年度から毎月 5 千円の分割前払制を実施した。
- (2) 定率会費は従来療養費請求書を支部長へ提出する時に現金で納入されていた。

その後、平成 5 年 7 月から療養費請求書を会員が会事務所へ直接提出することができるようになり、それに併せて定率会費を本会から会員に振り込まれる請求した療養費より天引き徴収する方法が同時に実施された。

これによって、支部長の会費集金業務が省かれ、又財務部としても、これまで非常に気を使ってきた毎月支部長全員から現金を受領する仕事がなくなった。

## 17. その他

- (1) 流動資産のうち現金については最小限度の手持ち資金と、普通預金、当座預金、積立預金、定期預金に効率よく分けて預金管理をしている。  
大口定期預金については、大手の 3 銀行に参加してもらい、入札を行い、少しでも高金利の銀行に預け入れる措置を行った。
- (2) 万が一の災害に備え、大口の定期預金証書等の重要書類は、京都銀行の貸金庫を利用、保管するようになった。
- (3) 事務局職員に安心して長く仕事をしてもらうために、給与ベースの規準の設定や、退職金の積立に中小企業退職金共済制度を利用している。

# 第一章

(4)

## 学術部

## 学術部

(アカデミック・リサーチ・セミナー)

会員登録申請書類

会員登録申請書類

会員登録

アカデミック・リサーチ・セミナー

会員登録申請書類

昭和51年11月21日、京都府接骨師会館（西ノ京中保町61）において、第1回学術研究会を開催した。途中、会員の増加に伴い手狭になつた旧会館から会場を外に移し回を重ねて來た。

昭和59年11月23日、竣工された京都府柔道整復師会館にて第9回学術研究会を開催し、特別講演「スポーツ損傷の現状について」と題しまして健康保険鞍馬口病院副院長、本会顧問の川上 登先生に講演いただき、併せて本会会員による研究発表が行われた。

この年、学術部活動の一環として、以前は広報誌「京柔整会報」に掲載されていた学術研修会の内容が、昭和58年第8回学術研究会を収めた「論文集第1号」として発行した。尚、ビデオによる収録も第8回以後続いている。

論文集第10号を平成5年に発行することができた。巻末に学術資料一覧が掲載されていますが、これらは全て社団が所有し、会員の先生方のものです。会館図書室と共にどしどしご利用下さい。

学術研修会は昭和60年より、近年社会生活の多様化に伴い、傷害・損傷も複雑多岐にわたるため、より一層の資質向上を図ることを目的とし、春の研修会会員研究発表、秋を講演会と分離する年2回の研修会となりました。これに伴い、春の研究発表者より近畿プロック学会への発表者の選抜を兼ねることとなつた。

## 京都府柔道整復師会関係

(昭和59年度より平成5年度まで)

### 第9回 京都府学術研修会

昭和59年11月23日 京柔整会館5階ホール

特別講演

「スポーツ損傷の現状について」

健康保険鞍馬口病院副院長

本会顧問、医学博士 川上 登 先生

会員発表

1) 前腕骨下端部定型的伸展骨折の整復固定法及び副子の作り方

下京・南支部、青年部 佐藤 隆信 会員

2) 鎖骨骨折の整復と固定

右京支部 菅野 泰二郎 会員

3) 膝関節の検査と治療

西京支部 西尾 宏一郎 会員

### 「論文集第1号」発行

(昭和58年、第8回京都府学術研修会収録)

### 第10回 京都府学術研修会

昭和60年4月14日 京柔整会館5階ホール

特別講演

「指骨骨折について」

日整学術副委員長、明治柔道整復専門学校副校长

中村 利文 先生

会員発表

1) 痛みに対するテーピング・キネシオテーピング

- 向日市・長岡京市支部 田村 治夫 会員  
2) 仙腸関節の構造上の不合理及びその捻挫について  
左京支部 西川 雅善 会員  
3) 下腿部及び足関節部骨折における下肢装具について  
東山・山科支部 高岡 敬一 会員

### 第11回 京都府学術研修会

昭和60年11月17日 京柔整会館 5階ホール

1. 「膝関節周辺の損傷」  
健康保険鞍馬口病院 医学博士 吉岡 克己 先生  
2. 「地域医療に於ける医師とパラメディカルの強調」  
日本臨床内科医会理事、京都府医師会内科医会副会長  
医学博士 新井 多聞 先生

### 「論文集第2号」発行

(昭和59年、第9回京都府学術研修会収録)

### 第12回 京都府学術研修会

昭和61年3月16日 京柔整会館 5階ホール

特別講演

「肩関節の損傷について」

会員発表

- 1) 鎖骨骨折について

東山・山科支部 太田 延造 会員

- 2) 足底板による骨折治療の試み

下京・南支部 岡本 正吾 会員

- 3) 足関節周辺部の骨及び軟部組織損傷の治験例

学術部 片川 弘 会員

### 第13回 京都府学術研修会

昭和61年11月16日 京柔整会館 5階ホール

1) 「膝の軟部組織損傷について(スポーツ傷害・損傷を中心に)」  
健康保険鞍馬口病院整形外科医長

委員会 主席 田中 一郎 医学博士 高井 信朗 先生

2) 「スポーツ外傷とスポーツ傷害(特に上肢について)」

委員会 一郎 国高 本会顧問、医学博士 室賀 龍夫 先生

### 「論文集第3号」発行

(昭和60年第10回第11回京都府学術研修会収録)

### 第14回京都府学術研修会

昭和62年3月15日 京柔整会館5階ホール

特別講演

「関節可動域表示法および測定法(柔整業務に必要な他覚的所見とは)」

日整整復医学委員 福島 英夫 先生

会員発表

1) 野球肘の一症例

伏見支部 布施 正和 会員

2) 下肢のスポーツ損傷に対するストレッチの応用

宇治支部 岡島 順 会員

3) 小児上腕骨近位骨端線離開の一症例

南山城支部 河本 良一 会員

### 第15回 京都府学術研修会

昭和62年9月20日 京柔整会館5階ホール

1) 「足関節周辺の外傷について」

京都府立医科大学 整形外科教室

会員 主席 田中 一郎 医学博士 原 浩史 先生

2) 「エイズとB型肝炎について」

京都府衛生部長 医学博士 赤坂 裕三 先生

### 「論文集第4号及び第5号」発行

(昭和61年第12回、第13回、昭和62年第14回、第15回京都府学術研修会収録)

京都府学術研修会 (1)

員会 民衆 健康 関節 北

### 第16回 京都府学術研修会

員会 昭和63年3月6日 京柔整会館5階ホール

会員発表

#### 1) 下腿部軟部損傷の私の治療法

南丹支部 塩井 信夫 会員

#### 2) 第2～5中手骨頸部骨折について

中丹支部 志津原日出海 会員

#### 3) 接骨院よもやまばなし

北丹支部 横嶋 誠一 会員

#### 4) スポーツ損傷について

北支部 木村 進 会員

### 第17回 京都府学術研修会

昭和63年9月18日 京柔整会館5階ホール

#### 1) 「外傷による関節の腫れと痛み（関節リウマチとの鑑別）」

鞍馬口病院副院長整形外科部長

本会顧問、医学博士 川上 登 先生

#### 2) 「法改正による諸問題と展望」

明治鍼灸柔道整復専門学校校長 中村 辰三 先生

### 「論文集第6号」発行

(昭和63年第16回、第17回京都府学術研修会収録)

### 第18回 京都府学術研修会

員会 平成元年3月12日 京柔整会館5階ホール

特別講演

員会 「南極と自然と人間」 支那山・山東

京都教育大学学長 医学博士 蜂須賀弘久 先生

## 会員発表

### 1) 肩関節脱臼の整復法

北 支部 室賀 雅男 会員

### 2) ギプス副子と金属副子による固定法の比較と考察

上京支部 近松 利光 会員

### 3) 仙腸関節に起因する腰痛の鑑別について

左京支部 昌山 基成 会員

## シンポジウム (学術部)

### 「肩周辺部の損傷について」

座長 植道 郁三 部員

### 1) 野球肩の予防と治療法

太田 慶造 部員

### 2) Hanging cast 法を治験して

片川 弘 副部長

### 3) 肩関節脱臼に合併した腋窩神経麻痺について

橋村 恵三 部員

### 4) 肩周辺部の理学療法的アプローチ

橋村 啓己 部員

第18回研修会より、研修会の活性化を図るために、1つのテーマを掘り下げ、発表者と会員間で活発な意見交換が出来ればとの主旨からシンポジウム形式を導入しました。

## 第19回 京都府学術研修会

平成2年3月18日 京柔整会館 5階ホール

### 会員発表

### 1) 足部捻挫による関節開排の固定についての一考察

中京支部 雨森 幸治 会員

### 2) 大腿骨頸部骨折について

東山・山科支部 奥谷 喜代司 会員

### 3) 外傷性股関節脱臼の治療経験

主 席 夫 様 田 太	東山・山科支部	小宮 定男	会員
4) 足の傷害について			
	下京・南支部	奥 憲雄	会員
会員シンポジウム			
「柔整領域での新素材について」			
員会 一吉 雄司	座長 片川 弘	学術副部長	
員会 稲田 伸也	和田 好浩	広報部員	
員会 木村 川邊 研文晃介	植道 郁三	学術部員	
員会 3) ギプスとキャストライトとの比較	橋村 啓己	学術部員	
員会 4) 跖骨痛に対するインソール材の検討	酒谷 良計	学術部員	
員会 5) Pliton を用いた足関節部の固定	橋村 恵三	学術部員	

## 第20回 京都府学術研修会（厚生大臣指定講習会第5回を兼ねる）

平成2年11月1日 京柔整会館5階ホール

「整形外科学」

高島平整形外科病院院長 医学博士 萩島 秀男 先生

### 「論文集第7号」発行

(平成元年第18回、平成2年第19回、京都府学術研修会収録)

## 第21回 京都府学術研修会（厚生大臣指定講習会第10回を兼ねる）

平成3年3月17日 京柔整会館5階ホール

「医学英語」

京都大学医療短期大学部教授

医学博士 浜 弘道 先生

「一般臨床・腰痛について」

員会 太田整形外科院長 医学博士 太田 和夫 先生

会員発表

員会 1) 腰部と膝の関係について」

右京支部 菅野 泰二郎 会員

2) 腰痛症

右京支部 加藤 吉一 会員

3) 踵骨骨折について

西京支部 山口 正洋 会員

4) 頸関節脱臼について

伏見支部 笹川 和幸 会員

## 第22回 京都接骨学会（名称を変更）

平成3年10月6日 京柔整会館5階ホール

「肩関節周辺の診かたと損傷について」

信原病院院長 医学博士 信原 克哉 先生

### 「論文集第8号」発行

(平成3年第21回京都府学術研修会、学術寄稿収録)

## 第23回 京都接骨学会

平成4年3月15日 京柔整会館5階ホール

会員発表

1) 肩関節脱臼の一整復法

乙訓支部 田村 治夫 会員

2) 電気治療について

宇治支部 国本 清 会員

3) 手指の骨折について

城陽支部 伊藤 友雅 会員

シンポジウム (学術部)

「肩関節周辺部の損傷について」

スーパーバイザー 社会保険京都病院整形外科部長

医学博士	藤田 隆生	先生
座長	橋村 恵三	部員
1) 肩関節の運動機能的考察	北条 正二	部員
2) 肩のテーピング法	酒谷 良計	部員
3) 肩のテーピング法の考察	林 啓史	部員
4) 鎮骨骨折の固定	栗原 武弘	部員
5) 肩甲帯の固定	橋村 啓己	部員
6) 上腕骨骨折の固定法についての考察	片川 弘	副部長

#### 「論文集第9号」発行

(平成3年第22回、平成4年第23回京都接骨学会、学術寄稿  
収録)

#### 第24回 京都接骨学会

平成4年11月8日 京柔整会館5階ホール

「超音波骨観察装置の現況と将来の展望」

骨観察法研究開発委員長 志保井 義忠 先生

#### 第25回 京都接骨学会

平成5年3月14日 京柔整会館5階ホール

会員発表

1) アキレス腱皮下断裂の保存療法体験

南山城支部 森田 忠彦 会員

2) 後療時におけるウェイト・トレーニング

南丹支部 林 哲也 会員

- 3) 弹撥指（バネ指）の治療に際して  
 中丹支部 寺田 明彦 会員  
 パネルディッシュカッション（学術部）  
 「手部の損傷について」  
 座長 片川 弘 部長
- 1) 手の機能解剖 布施 昌憲 部員
- 2) 医科より依頼のあったコレス骨折後療について 橋村 恵三 部員
- 3) よりよい予後のための機能解剖 栗原 武弘 部員
- 4) 前腕骨骨折の固定法 北条 正二 部員

#### 「論文集第10号」発行

（平成4年第24回、平成5年第25回京都接骨学会、近畿学術研究会報告、学術資料一覧収録）

#### 第26回 京都接骨学会

平成5年11月7日 京柔整会館5階ホール  
 「骨粗鬆症と老人骨折」  
 社会保険京都病院整形外科部長 医学博士 藤田 隆生 先生

#### 第27回 京都接骨学会

平成6年3月13日 京柔整会館5階ホール  
 会員発表

- 1) 気功と柔道整復について 北丹支部 菅原 伝寿 会員
- 2) ニュートンベット（逆さ吊り）を使用した腰痛治療 北支部 梅田 真佐夫 会員

### 3) 頸関節前方脱臼の一整復法

上京支部 児玉 正己 会員

パネルディスカッション

「いわゆるギックリ腰に対する私の治療法」

座長 片川 弘 学術部長

東山・山科支部 関 弘美 会員

右京支部 菅野 泰二郎 会員

下京・南支部 保家 幸生 会員

北 支部 北村 啓二 会員

城陽支部 木村 洋治 会員

平成元年3月の第18回学術研修会からとり入れたシンポジウムは、参加された会員の方々が聞く学会から気軽に質問したり、意見を述べる事が出来る様な学会にして行きたいと考えて企画をしました。

当初は不慣れの為に学術部員と一部協力頂ける会員の方にシンポジウムをお願いし、取りあえずスタート致しました。このメンバーで第4回まで行いましたが、マンネリ化を防ぐために第5回からは一般会員の方々にどんどんシンポジストをお願いし、継続して行きたいと思います。

一般研究発表は、毎年順番に3支部づつご協力をお願いして発表者を選出して頂いております。

春は会員相互間でより気軽に発表や討論に参加して頂ける学会づくりを目指し、柔整独自の理論、技術の研究を行い、又秋の学会では様々な分野の専門家の講師を招いて、医学的知識の高揚や資質の向上を主眼とした講演会を開催し、柔整技術と学問を車の両輪と考えてともに向上する様に従来からの主旨を踏襲し、年2回の学会を開催して行きたいと思います。

論文集は本会の学術活動の歴史として年1回の発刊を継続して行く予定です。

## 員会 第17回 日本柔道整復師会関係

(昭和59年度より平成5年度まで)

員会研究発表  
第17回 日本柔道整復学会

員会 昭和59年10月28日 東京都中野サンプラザホール (全国勤労者  
員会青少年会館)  
員会 研究発表  
員会 肩関節脱臼のゼロポジション整復法

井坂 豊 会員

シンポジウム 下腿骨幹部骨折の整復と固定

清水 憲雄 会員

## 第18回 日本柔道整復学会

昭和60年10月27日 新潟県県民会館

## 第19回 日本柔道整復学会

昭和61年10月26日 千葉県文化会館

シンポジウム

上腕骨外科頸骨折の整復と固定

橋村 啓己 会員

## 第20回 日本柔道整復学会

昭和62年10月25日 大阪厚生年金会館

## 第1回 日本接骨学会 (通算21回)

昭和63年10月22日、23日 宮城県民会館

シンポジウム

突き指について

片川 弘 会員

**第2回 日本接骨学会（通算22回）**

平成元年10月28日、29日 京都会館

研究発表

極めて稀な転位を示した橈骨下端部骨折の治験例

井坂 豊 会員

シンポジウム

頸部損傷のアプローチ

橋村 啓己 会員

会員 員 長

**第3回 日本接骨学会（通算23回）**

平成2年10月28日 埼玉県大宮ソニックシティホール

**第4回 日本接骨学会（通算24回）**

平成3年10月27日 岡山武道館

シンポジウム

足部の痛みに対するインソールの検討

酒谷 良計 会員

**第1回 日本柔道整復・接骨医学会**

平成4年12月5日、6日 東京北とぴあ

肩関節脱臼の一整復法

田村 治夫 会員

**第2回 日本柔道整復接骨医学会**

平成5年12月4日、5日 東京北とぴあ

## 員会 第9回 近畿ブロック会関係

(昭和59年度より平成5年度まで)

### 第9回 近畿ブロック学会

昭和59年6月24日 京都シルクホール

会員発表

肩関節脱臼のゼロポジション整復法

井坂 豊 会員

シンポジウム

下腿骨体部骨折の整復と固定

清水 憲雄 会員

### 第10回 近畿ブロック学会

昭和60年6月23日 野洲文化ホール

会員発表

橈骨下端部定型的骨折の整復固定法について

佐藤 隆信 会員

シンポジウム

肘関節脱臼の整復と固定

熊谷 健三 会員

### 第11回 近畿ブロック学会

昭和61年6月22日 奈良市史跡文化センター

会員発表

鎖骨骨折について

太田 慶造 会員

シンポジウム

上腕骨外科頸骨折の整復と固定

員会　吉吉　井森

橋村 啓己　会員

### 第12回 近畿ブロック学会

昭和62年6月22日　兵庫県西山記念会館

会員発表

員会　野球肘の一症例について

布施 正和　会員

パネルディスカッション

腰部損傷について

主査　宇都　園道　士朝半蔵

腰骨骨折一筋ス

植道 郁三　会員

### 第13回 近畿ブロック学会

昭和63年6月19日　大阪府立体育会館

会員発表

小児上腕骨近位骨端線離開の一症例

員会　三原　井森

河本 良一　会員

シンポジウム

いわゆる突き指について

終止伸腱断裂の治験例

片川 弘　会員

### 第14回 近畿ブロック学会

平成元年6月18日　和歌山市民会館

近畿ブロック学会発表表彰受賞者

員会　横尾　谷川

片川 弘　会員

会員発表

極めて稀な転位を示した前腕骨下端部骨折の治験例

シンポジウム

頸部損傷のアプローチ

員会　会員　会員

橋村 啓己　会員

### 第15回 近畿ブロック学会

平成2年6月17日 京都府立勤労会館

近畿ブロック学会発表表彰受賞者

井坂一 豊 会員

特別講演　講師

スポーツと骨折

社会保険京都病院整形外科部長

員会　会員　会員

医学博士　藤田 隆生 先生

会員発表

外傷性股関節脱臼の治療経験

小宮 定男 会員

シンポジウム

大腿部挫傷について

員会　会員　会員

橋村 恵三 会員

### 第16回 近畿ブロック学会

平成3年6月23日 大津市民会館

員会　会員　会員

腰部と膝の関係について

菅野 泰二郎 会員

シンポジウム

足部の痛みに対するインソールの検討

員会　会員　会員

酒谷 良計 会員

### 第17回 近畿ブロック学会

平成4年6月21日 奈良県橿原文化会館

会員発表

肩関節脱臼の一整復法

田村 治夫 会員

シンポジウム

競技中の肩関節安定肢位についての考察

北条 正二 会員

### 第18回 近畿ブロック学会

平成5年7月4日 兵庫県芦屋市文化センター

会員発表 木南 哲也 田中 邦輔

後療時におけるウェイトトレーニング

林 哲也 会員

会員 谷野 哲也 会員 三浦 谷野

(平成5年) 国士館

会員 (学基連携実習用教材)

会員 谷野 哲也 会員 三浦 谷野

(平成5年) 国士館

会員 (学基連携実習用教材)

会員 谷野 哲也 会員 安河 林

員会 大会 特別

## 近畿柔整學術研究会

員会 二回 総会

### 第1回（昭和63年）

「橈骨下端骨折症例集」発刊  
片川 弘 委員、清水 憲雄 委員

### 第2回（平成元年）

「肩関節脱臼症例集」発刊  
熊谷 健三 委員、酒谷 良計 委員

### 第3回（平成3年）

「足関節損傷度評価基準」発刊  
熊谷 健三 委員、酒谷 良計 委員

### 第4回（平成5年）

「QC法による在宅ケア」発刊  
林 啓史 委員、酒谷 良計 委員

## 第2回(通算22回) 日本接骨学会総会実行委員

◎主任 ○副主任

委員名	日整・接骨学会		京都	
	定数	氏名	定数	氏名
実行委員長	1	森 昭治		
副委員長	2	片川吉雄 山口悦功		原 健 栗原壽雄
座長団	19	团长～高橋 璃 副团长～岩佐 之 牧内与吉 福島英夫 志保井義忠 我部正彦 高崎光雄 岡本武昌 山田喜通 石川紀道 山岸 毅 牛込弘明 丸山宣宏 丸山宣宏 赤池信次 ～田辺美彦 内海正彦 藤原 隆 脇川辰夫		
総務係	2	◎山崎良三 ○桜井 弘	6	○田中一吉 林 啓史 岩井伸夫 和田守展 長留省悟 布施昌憲
司会係	1	◎中川敏郎	3	○松浦 進 国本 清 大西良樹
進行係	2	◎佐藤元一 ○吉井利夫	6	○松浦慎夫 熊谷健三 太田慶造 北浦昭雄 柴田宗宣 除門 悟
会場係			16	○沢田 哲 ○水谷忠誠 北村千春 山村政男 平川照雄 王生勝己 藤田淨法 田中賢次 梅田眞佐夫 谷村慶成 山田悦男 近松利光 奥本克久 広谷元己 糸井裕貴 安本 弘
記録係	4	◎太田 崇	4	○布施正和 北条正二 鈴木平和 橋崎武司
受付係	1	◎奥田久幸 学生若干名・日整職員2名・京都1名	15	○西川洋次 ○亘 高司 植道郁三 松本憲郎 水原 晓 黒木 修 加藤邦男 片桐 寛 塩井信夫 大久保洋子 森 茂 文森重博 畑 吉昭 中西栄一 小山松寿
映写係	1	◎鈴木義博	4	○片川 弘 橋村恵三 今井健二 金原正一 (専門家2名)
救急係			2	◎足立幸雄 ○栖川順子
来賓係	2		2	◎清水憲雄 ○富島敏子

# 第一章

(5)

## 保 險 部

# 保 険 部

昭和60年

6月1日

- 柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準が改定された。
1. 初検料、往療料、整復料、固定料について引上げが行われた。
  2. 料金改定に伴い再検料、冷罨法料が新設された。
  3. 挫傷の適用が認められた。従来より、筋腱の断裂、いわゆる肉ばなれに対する請求時適切な症病名がなく苦慮したが、挫傷が認められた事に依り、その取扱いも可能になった。

9月1日

健康保険料金改定に伴い労災料金も9月1日付で改定が行われた。  
改定に伴い次の算定が認められた。

1. 再検料。
2. 指導管理料。

昭和61年

1月1日

1. 従来各府県で行われていた国民健康保険申請書の全国統一が行われた。
2. 学校健康会の医療状況記載の簡素化が行われ、一部記入不要となる。それに伴って〔(社)日本柔道整復師会〕のゴム印を押し、

部外者と区別を行った。

3. 単独国民健康保険組合の月別請求実施。

3月1日

学校健康会の名称が日本体育学校健康センターに変更。

5月1日

労災・休業証明料の改定。

7月1日

福祉医療受給者証の変更。

1. 福 (老41 障43 母44)

2. 重障老人健康管理事業対象者証。

11月1日

京都市健康保険組合について。

1. 支給申請一覧表の省略。

2. 提出する宛先は京都市健康保険組合理事長殿と記入。

昭和62年

1月1日

老人保健法の一部改正。

3月1日

療養費支給申請書の様式変更。

1. 京都市老人（②含む）が6月提出分から（京都市がコンピューター処理をするため）

2. 府下、他府県老人。

3. 国保（府下、他府県、単独）

4月1日

柔道整復師の施術に係る料金が改定された。

1. 料金改定に伴い、医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に股がる場合の後療料として骨折の拘縮後療料が新しく認められた。

11月1日

延長理由書は申請書裏面に添付又はコピーでも可（骨折・不全骨折の場合添付不要）。

### 昭和63年

1月1日

共済組合用申請用紙の全国統一が行われた。

6月6日

柔道整復師の施術に係る取扱の中で、厚生省からの厳しい内容の通達が行われた。（6. 6通知）

捻挫・打撲・挫傷について満3ヶ月を経過したものについては、長期理由書を添付するというものである。

7月1日

労災保険における柔道整復師施術料金算定基準の改定。

### 平成元年

4月1日

柔道整復師の施術料金の一部改定。

5月

本会独自による保険・労災の手引き書が完成する。

### 平成2年

1月1日

母子家庭医療制度対象者拡大される。

3月30日

学校健康センター証明方法の一部改定が行われ、算定内容が省略され合計金額のみの記入となった。

### 平成4年

5月25日

厚生省保険局医療課長通達により。

1. 全国統一による療養費支給申請書の様式変更。
2. 3部位通減及び長期通減方式の導入。
3. 施術情報提供紹介者により保険医療機関に紹介受診した場合に施術情報提供料の新設。

#### 5月29日

厚生省社会局長通達により生活保護法による医療費の一部改定が行われ、申請用紙の全面的な様式変更が行われた。

#### 6月1日

保険施術協定料金の改定が行われた。

#### 6月24日

日整通達により。

1. 外国人留学生医療費補助制度の新設。

2. 海外からの産業技術研修生に係る医療制度の新設。

#### 7月1日

労働省労働基準局長通達により、労災施術料金の改定が行われ施術情報提供料が新設された。

### 平成5年

#### 4月1日

老人保険法等の一部改正により、一部負担金が改定された。

#### 5月

通減方式導入により、全面的に改定となり保険・労災の手引書改版を刊行。

#### 9月16日

京都府福祉部長通知により、乳幼児医療助成事業が行われ、給付制度が新設された。

#### 11月1日

舞鶴社会保険事務所が新設され、それにともない管轄区域の変更が行われた。

支給金額	¥
支給金額が請求額と同額であるものについては決定欄の記入省略。	

所長	副所長	技官	課長	係長	係員	受給資格確認
理事長	常務理事	事務長	課長	係長	係員	

下記の通り施術したことを証明します。 平成 年 月 日



## 療養費・家族療養費請求書

社団法人  
日本柔道整復師会  
都道府県番号

26

住所  
フリガナ  
柔道整復師 氏名

印

月分

会員番号

電話

診療報酬明細書		大・昭・平 年 月 日生 男・女 総額									
被保険者証記号・番号	保険者番号	年	月	日	生	男	女	総額	転居		
世帯主住所・氏名											
療養者住所・氏名											
施	(1)	負傷年月日	初検年月日	開始年月日	終了年月日	実日数			治・中・転 癒止医		
(2)									治・中・転 癒止医		
(3)									治・中・転 癒止医		
負傷の原因		負傷の経過	長期理由は裏面へ						請求区分	新規 継続	
初検料	円	(1) 円×回=	円	(2) 円×回=	円	(3) 円×回=	円				
の 加算(時間外・休日・深夜)											
再検料	円										
内 住療料	円										
加算( 1m )	円										
電療料	円										
整復科	円	小計	円						円		
固定料	円										
施療料	円										
容 金属副子加算(大・中・小)	円	3部位 追減 対象外						I ( 小時 - II ) 0.9 =	円		
施療情報 提携 料	円	II						II	円		
通減								( I + II ) × 0.9 =			
①計	円	②計	円	③計	円	④計	円				
合 計				摘要				II の 内 訛	回 回 回 回		
①+②+③+④								後療料 冷罨法料 温罨法料 電療料			
一 部 負担金				通減	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15						
請求額				対象外日	16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31						
住所(上記と同じ)											
被保険者											
氏名											
保険者名											
印											
療養費の支給を請求し、その受領を上記柔道整復師に委任します。											
平成 年 月 日											
医療費支給金額の受領を社団法人 京都府柔道整復師会 に委任します。											
平成 年 月 日											
柔道整復師 氏名											
印											
振込先金融機関											

1号用紙

整

## 国民健康保険療養費支給申請書

下記の通り施術したことを証明します。 平成 年 月 日

住 所

フリガナ

柔道整復師 氏名

印

月分 会員番号

電話

被保険者証記号・番号				保険者番号								
世帯主住所・氏名												
被養者住所・氏名												
大・昭・平 年 月 日 生 男・女												
傷 病 名 負傷 年 月 日 初検 年 月 日 開始 年 月 日 終了 年 月 日 実日数 転 帰												
施	(1)										治・中・転 癒・止・医	
	(2)										治・中・転 癒・止・医	
	(3)										治・中・転 癒・止・医	
術	負傷の原因			負傷の経過	長期理由は裏面へ						請求区分	新規 継続
内	初検料	円	(1)	円× 同=	円	(2)	円× 同=	円	(3)	円× 同=	円	
	加算(時間外・休日・深夜)	円	後療料									
	再検料	円	冷罨料									
	往診料	円	温罨料									
	加算( km)	円	電療料									
	整復料	円	小計	円							円	
	固定料	円	3部位 温・減 対象外								円	
	施療料	円									円	
	金属副子加算(大・中・小)	円									円	
	施術情報提供料	円	長期 通減	円							円	
①計	円	②計	円	③計	円	④計	円			円		
合 計				摘要				II	後療料	円		
小計+③								II	冷罨料	円		
一 部								II	温罨料	円		
負担金								II	電療料	円		
請求額				対象外日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15							
					16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31							

療養費の支給を請求し、その受領を上記柔道整復師に委任します。  
 平成 年 月 日

保険者名 殿 印

住所(上記と同じ)  
 世帯主 氏名 印

医療費支給金額の受領を社団法人 京都府柔道整復師会  
 会長 片川吉雄 殿に委任します。平成 年 月 日  
 柔道整復師 氏名 印

振込先金融機関  
 京都銀行 東山支店  
 口座名義 社団法人京都府柔道整復師会会長 片川吉雄  
 普通番号 909345

## (整)老人保健医療費支給申請書

下記の通り施術したことを証明します。 平成□年□月□日

住 所

柔道整復師 氏名

印

会員番号

電 話

市町村番号						保険者番号					
受給者番号						被保険者証記号・番号					
受給者の住所・氏名	(男・女) 明・大・昭 年生										
傷 病 名	負傷 年 月 日	初癒 年 月 日	開始 年 月 日	終了 年 月 日	実日数	転居					
(1)						治・中・転 癒 止 医					
(2)						治・中・転 癒 止 医					
(3)						治・中・転 癒 止 医					
負傷の原因	長期理由は裏面へ					請求区分	新規 継続				
初検料 円	(1) 円 × 回 =	円	(2) 円 × 回 =	円	(3) 円 × 回 =	円					
加算(時間外・休日・深夜) 円	後療料										
再検料 円	骨盤料										
往療料 円	電動料										
加算( km) 円											
整復料 円	小計	円					円				
固定料 円	3部位						I(小計-II)0.9 円				
施療料 円	過減						II 円				
金属副子加算(大・中・小) 円							(I+II)×0.9= 円				
施術情報提供料 円	長期 過減										
①計 円	計 2計	3計 円					4計 円				
合 計 円											
一部負担金 円											
請求額 円											
摘要						IIの内訳					
						後療料	回				
						冷凍法料	回				
						温熱法料	回				
						電療料	回				
通減対象外日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31									
療養費の支給を請求し、その受領を上記柔道整復師に委任します。						医療費支給金額の受領を社団法人 京都府柔道整復師会 殿に委任します。					
平成 年 月 日						平成 年 月 日					
保障者名						柔道整復師 氏名					
受給者住所(上記と同じ)						印					
氏名						振込先金融機関					

3号用紙

社团法人 日本柔道整復師会  
都道府県番号

26

漢字番号

整 福祉医療費支給申請書

下記の通り施術したことを証明します。 平成□年□月□日

住 所  
フリガナ  
柔道整復師 氏名

印

会員番号

電 話

市町村番号					保険者番号					
受給者番号					被保険者証記号・番号					
受給者住所・氏名	(男・女) 明・大・昭・平 年 月 生									
施術	傷病名	負傷年月日	初検年月日	開始年月日	終了年月日	実日数	転帰			
(1)							治中転止医			
(2)							治中転止医			
(3)							治中転止医			
術	負傷の原因	負傷の経過	長期理由は裏面へ				請求区分	新規既続		
の内	初検料	円	(1) 円 × 回 =	円	(2) 円 × 回 =	円	(3) 円 × 回 =	円		
加算(時間外・休日・深夜)	後療料									
再検料	冷罨法料									
往療料	温罨法料									
加算( km)	電療料									
整復料	小計		円		円			円		
固定料							I (小計 - II) 0.9	円		
施療料							II	円		
金属副子加算(大・中・小)	3部位 通減 対象外						(I + II) × 0.9 =	円		
施術情報提供料	長期 通減		円		円			円		
①計	計	②計	③計	④計				円		
合計					摘要		II 後療料 の内 冷罨法料 温罨法料 電療料	回 回 回 回 回		
①+②+③					回					
一部負担金					回					
請求額					回					
療養費の支給を請求し、その受領を上記柔道整復師に委託します。					医療費支給金額の受領を社団法人 京都府柔道整復師会 殿に委託します。					
平成 年 月 日					平成 年 月 日					
保険者名					柔道整復師 氏名					
受給者住所(上記と同じ)					印					
氏名					振込先金融機関					

4号用紙



## 療 養 請 求 書 等

(自衛官の請求書)

下記の通り施術したことを証明します。 平成 年 月 日

月分	会員番号	住所 フリガナ	印						
施術料金明細書		柔道整復師 氏名							
		電話							
診療証等 記号・番号		診療証等 の発行者							
所属、階級 (最終被差者に あっては住所)									
氏名 (生年月日 性別)		大・昭・平 年 月 日 生 男・女							
傷病名		負傷年月日	初検年月日	開始年月日	終了年月日	実日数	転帰		
(1)		..	..	..	..	..	治・中・転 癒止・医		
(2)		..	..	..	..	..	治・中・転 癒止・医		
(3)		..	..	..	..	..	治・中・転 癒止・医		
負傷の原因		負傷の経過	長期理由は裏面へ				請求区分	新規 継続	
初検料 円		(1) 円 × 同 = 円	(2) 円 × 同 = 円	(3) 円 × 同 = 円					
加算(時間外・休日・深夜) 円		後療科	..	..	..	..	..		
再検料 円		骨髄料	..	..	..	..	..		
往療料 円		温熱料	..	..	..	..	..		
加算( km) 円		電療科	..	..	..	..	..		
整復料 円		小計	..	..	..	..	..		
固定料 円		3部位 通減	II (小計 - II) 0.9				円		
施術料 円		対象外	II				円		
金額割子加算(大・中・小) 円			(I + II) × 0.9 =				円		
施術情報提供料 円		長期 通減	..	..	..	..	..		
①計 円		計	②計	③計	④計	..	..		
合計 円							円		
①+②+③ 一部負担金 円			摘要						
			II	後療科	回				
			の内	冷罨法科	回				
			試	温罨法科	回				
				電療科	回				
請求額 円		通減 対象 外日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31					
療養費の支給を請求し、その受領を上記柔道整復師に委任します。		医療費支給金額の受領を社団法人 京都府柔道整復師会 会長 片川吉雄 殿に委任します。平成 年 月 日							
平成 年 月 日		柔道整復師 氏名				印			
保険者名		振込先金融機関							
住所(上記と同じ)		京都銀行 東山支店							
請求者		口座名義 社団法人京都府柔道整復師会会長 片川吉雄							
氏名		普通番号 909345							
		印							

別紙様式 2

施術情報提供紹介書

紹介先保険医療機関名

担当医 科 殿

平成 年 月 日

紹介元柔道整復師

所在地（住所）

氏名 柔道整復師

印

電話番号

患者氏名

性別 男・女

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日 ( 歳 ) 職業 ( )

負傷名

負傷年月日 年 月 日

紹介目的

応急施術の内容

症状

備考

備考 この用紙は、B列5番とすること。

# 第一章

(6)

廣報部

## 広報部

会場	会場	会場
東京 中 池袋西口 池袋駅前 一般会員	三島神山	東京北口 池袋駅前
東京 中 池袋西口 池袋駅前 一般会員	三島神山	東京北口 池袋駅前
東京 中 池袋西口 池袋駅前 東京特区 一般会員	三島神山	東京北口 池袋駅前
東京 中 池袋西口 池袋駅前 東京特区 一般会員	三島神山	東京北口 池袋駅前

我々、業界を取り巻く環境は厳しさを加えており、広報部でも出来るだけ速やかに情報伝達をするべく、広報誌を編集し、会員諸兄に期日通り発刊することを主旨としている。さて、本会も今年は法人設立40周年を迎えるに当たり、会報40号から78号まで10年間に亘り発刊しました。昭和49年に会報の前身である「速報」「にわとこ」から、京柔整会報として第1号を、片川吉雄名誉会長が編集責任者として発刊、それ以来増刊を重ね、年3回を目標に取り組んできた。50号まで山崎良三理事長が編集責任者として発刊、51号より現在まで松浦 進が担当した。

- (1) 以来、52号では表紙を新会館竣工もありカラーで飾る。
- (2) 53号からは、会報題字を片川吉雄名誉会長に揮毫して頂き現在に至る。
- (3) 63号から新年号については、表紙をカラーとする。各支部に通信員設置をお願いする。
- (4) 平成2年、年4回の増刊に踏み切る。
- (5) 平成3年、年4回の会報の表紙をすべてカラーとする。この年広報部として、府北部（北丹、中丹）を集中取材する。一連のシリーズを以後掲載する。
- (6) 平成5年、府南部（山城地方）を集中取材し、以前と同じくシリーズとして会報に掲載する。

(7) 平成 6 年 4 月現在。会報78号まで発刊。

### 10年間の広報部員の変遷

年度	部長	部員
昭和59年度	山崎良三	布施正和、和田好浩、中 雅博 河本良一
昭和60年度	山崎良三	布施正和、和田好浩、中 雅博 河本良一
昭和61年度	松浦 進	布施正和、和田好浩、中 雅博 河本良一、田村治夫
昭和62年度	松浦 進	布施正和、和田好浩、中 雅博 河本良一、田村治夫
昭和63年度	松浦 進	布施正和、和田好浩、中 雅博 河本良一、田村治夫
平成元年度	松浦 進	布施正和、和田好浩、中 雅博 河本良一、田村治夫
平成2年度	松浦 進	布施正和、和田好浩、中 雅博 河本良一、田村治夫
平成3年度	松浦 進	布施正和、和田好浩、中 雅博 河本良一、田村治夫
平成4年度	松浦 進	布施正和、和田好浩、中 雅博 河本良一、田村治夫、清水武史 保家幸生
平成5年度	松浦 進	布施正和、田村治夫、保家幸生 清水武史



# 第一章

(7)

## 柔道部

## 柔道部

講文整復水 別

(平成高)

会大藤京施柔半史セロア墨

(平成初)

日部長さ手示助平 国十課

柔道整復師は、礼に始まり礼に終る柔道の「精力善用、自他共栄」と「相助相讓、文武不岐」の二大道標を心の支えとして、人間愛と奉仕の精神をもって地域の住民に接して、信頼を得て今日に至りました。また、同時に永年の業務に従事することが可能な基礎体力の養成に柔道はなくてはならないものになっています。

現在、我が京都府柔道整復師会柔道部は、本会三役の先生方を中心的に、講道館八段の中井秀雄、広谷正己、杉山正義各先生方のご指導を仰いでいます。

又、少年柔道を通して健全な少年少女の育成と、柔道の普及発展に寄与する事を目的として、昭和59年8月26日京都府柔道整復師会少年柔道教室を開設致しました。

### 少年柔道教室 十年の歩み

柔道は、我が国の長い歴史と伝統につちかわれた武道であり、習練による人間形成を目指しており「健全なる精神は健全なる肉体に宿る」と申します。次代の日本を担う少年少女達が、柔道を通じて強い体と何事にもくじけない逞ましい精神を養うことは、将来社会人となるために極めて大切なことです。

社団法人として京都府柔道整復師会が、少年柔道を通じて公益性をアピールすべく、平成元年より毎年5月に開催している近畿プロ

ック少年柔道京都大会は、更に子供達が礼儀を身につけ正義感や忍耐など人間として必要な徳性を学ぶ絶好の機会となった事と思います。又、同時に今後、柔道修業仲間として、一層の友情の輪が拡げられることを期待しながら、少年少女の育成と柔道の普及発展に努力する所存であります。

近畿ブロック少年柔道京都大会  
(低学年)

於 京柔整会館

(高学年)

第1回 平成元年5月28日

優勝 京柔整会少年柔道教室

優勝 城陽松本道場

2位 新生道場

2位 太秦柔剣道愛好会

3位 八幡柔道教室

3位 新生道場

3位 向日市少年柔道教室

3位 八幡柔道教室

第2回 平成2年5月27日

優勝 九条少年柔剣道愛好会

優勝 城陽松本道場

2位 崇仁柔道サークル

2位 崇仁柔道サークル

3位 太秦柔剣道愛好会

3位 練心会

3位 京柔整会少年柔道教室

3位 城中道場

第3回 平成3年5月19日

優勝 円心道場

優勝 崇仁柔道サークル

2位 相武館

2位 練心会

3位 九条少年柔剣道愛好会

3位 宇治柔道教室

3位 崇仁柔道サークル

3位 太秦柔剣道愛好会

第4回 平成4年5月31日

優勝 円心道場

優勝 松原少年柔道愛好会

2位 崇仁柔道サークル

2位 福知山柔道教室

3位 相武館

3位 崇仁柔道サークル

3位 八幡柔道教室

3位 八幡柔道教室

**第5回 平成5年5月30日**

優勝	八幡柔道教室	優勝	円心道場
2位	城陽市柔道教室	2位	城陽松本道場
3位	円心道場	3位	崇仁柔道サークル
3位	相武館	3位	城陽市柔道教室

**近畿ブロック少年柔道大会**

(低学年)

(高学年)

**第1回 平成元年7月30日**

京柔整会柔道教室(1回戦)	城陽松本道場(2回戦)
新生柔道教室(1回戦)	太秦柔剣道愛好会(1回戦)

於 滋賀県県立体育文化館

**第2回 平成2年7月29日**

九条少年柔剣道愛好会(1回戦)	城陽松本道場(1回戦)
崇仁柔道サークル(1回戦)	崇仁柔道サークル(2回戦)

於 大阪柔整会館

**第3回 平成3年7月28日**

円心道場(3位)	崇仁柔道サークル(1回戦)
相武館(1回戦)	練心会(1回戦)

於 和歌山県立武道館

**第4回 平成4年8月2日**

円心道場(準優勝)	松原少年柔道愛好会(1回戦)
崇仁柔道サークル(2回戦)	福知山柔道教室(1回戦)

於 尼崎市記念公園総合体育館

**第5回 平成5年7月25日**

城陽市柔道教室(1回戦)	円心道場(3位)
八幡柔道教室(1回戦)	城陽松本道場(1回戦)

於 大阪柔整会館

## 近畿ブロック、日整柔道大会の記録

### 柔道整復術公認第35周年式典並びに第1回柔道大会

昭和30年2月20日講道館に於て、都道府県対抗壮年前期の部（40才未満）で京都府 中井秀雄5段が、宮城県 岩佐之5段に内股で1本勝ち。

### 近畿ブロック親善柔道大会

#### ○第1回日本柔道整復師近畿親善柔道大会 昭和50年10月19日

大阪ニュージャパン柔道協会道場

審判員 中村治一郎

選 手 福岡敏勝（3） 神谷久雄（4） 三宅博通（5）

廣谷正己（7）

#### ○第2回日本柔道整復師近畿親善柔道大会 昭和51年10月17日

大阪ニュージャパン柔道協会道場

審判長 高畠吉範

審判員 広谷正己

投の形 (取) 6段 大槻樹美

(受) 5段 三宅博通

選 手 阪井 徹（3） 神谷久雄（4） 三宅博通（5）

大槻樹美（6）

#### ○第3回日本柔道整復師近畿親善柔道大会 昭和52年10月16日

滋賀県立体育文化館

審判員 栗原壽雄

選 手 片桐 寛（初） 岡島 順（2） 山口善彦（2）

山本真彦（3） 阪井 徹（3） 西野和弘（4）

神谷久雄（5） 三宅博通（5） 井川正三（6）

○第4回日本柔道整復師近畿親善柔道大会 昭和53年7月30日

大阪ニュージャパン柔道協会道場

審判員 中井秀雄

全国大会選考委員 栗原壽雄

選 手 山口善彦(2) 岡島 順(2) 山本真彦(3)

神谷久雄(5) 吉田武二(5) 道家勝昭(5)

山下 武(6)

○第5回日本柔道整復師近畿親善柔道大会 昭和54年6月17日

大阪ニュージャパン柔道協会道場

審判員 中井秀雄、栗原壽雄

全国大会選考委員 中井秀雄

選 手 道家勝昭(5) 吉田武二(5) 神谷久雄(5)

三宅博通(5) 釜洞良雄(5)

○第6回日本柔道整復師近畿親善柔道大会 昭和55年6月15日

尼崎体育会館

審判員 中井秀雄

全国大会選考委員 広谷正己

選 手 笹岡正典(2) 的場 修(3) 吉田武二(5)

神谷久雄(5) 三宅博通(5) 道家勝昭(5)

井上彰二(6)

○第7回日本柔道整復師近畿親善柔道大会 昭和56年7月19日

大阪ニュージャパン柔道協会道場

審判員 中井秀雄

全国大会選考委員 栗原壽雄

選 手 岡島 順(2) 笹岡正典(2) 的場 修(3)

松山 剛(4) 西野和弘(4) 佐々木茂(4)

吉田武二(5) 道家勝昭(5) 井上彰二(6)

全国大会予選出場者  
20才代—松山 剛(4)  
30才代—西野和弘(4)

○第8回日本柔道整復師近畿親善柔道大会 昭和57年7月11日

大阪ニュージャパン柔道協会道場  
審判長 広谷正己  
審判員 中井秀雄、三宅博通  
選手 岡島 順(2) 笹岡正典(3) 的場 修(3)  
松山 剛(4) 西野和弘(4) 吉田武二(5)  
府県対抗柔道大会出場者  
井上彰二(6) 道家勝昭(5) 西野和弘(4)  
松山 剛(4) 的場 修(3)

○第9回日本柔道整復師近畿親善柔道大会 昭和58年6月26日

滋賀県立体育文化館  
審判員 中井秀雄  
全国大会選考委員 広谷正己  
選手 岡島 順(2) 佐々木茂(4) 吉田武二(5)  
道家勝昭(5) 井上彰二(6) 野田清隆(7)  
近畿柔整師柔道選手権大会出場者(府県対抗全国大会予選)  
20才代—小林賢二(4) 松山 剛(4)  
30才代—西野和弘(4)

○第10回日本柔道整復師近畿親善柔道大会 昭和59年7月15日

天理大学武道館  
審判員 広谷正己、道家勝昭  
選手 岡島 順(2) 畑 吉昭(2) 松山 剛(4)  
藤田 徹(4) 井上彰二(6)  
近畿柔整師柔道選手権大会出場者(府県対抗全国大会予選)

30才代—松山 剛(4) 西野和弘(4)

○第11回日本柔道整復師近畿親善柔道大会 昭和60年7月28日

大阪柔整会館

審判員 広谷正己

全国大会選考委員 中井秀雄

選 手 井上芳彦(2) 岡島 順(2) 小林賢二(3)

藤田 徹(4) 松山 剛(4) 奥 憲雄(5)

遊道明信(5)

近畿柔整師柔道選手権大会出場者(府県対抗全国大会予選)

20才代—小林賢二(4)

30才代—松山 剛(4) 西野和弘(4)

○第12回日本柔道整復師近畿親善柔道大会 昭和61年7月20日

兵庫県立総合体育館

審判員 広谷正己

全国大会選考委員 栗原壽雄

選 手 谷山和浩(3) 岡島 順(3) 井上芳彦(3)

白岩利典(3) 奥 憲雄(5) 小林賢二(5)

松山 剛(5)

近畿柔整師柔道選手権大会出場者(府県対抗全国大会予選)

30才代—松山 剛(4) 小林賢二(5)

○第13回日本柔道整復師近畿プロツク柔道大会 昭和62年7月19日

大阪柔整会館

審判員 広谷正己

全国大会選考委員 中井秀雄

選 手 井上芳彦(3) 谷山和浩(3) 岡島 順(3)

白岩利典(3) 笹川和幸(4) 西野和弘(5)

小林賢二(5) 松山 剛(5)

近畿柔整師柔道選手権大会出場者(府県対抗全国大会予選)

20才代—笹川和幸(4)

30才代—岡島 順(3) 小林賢二(5) 松山 剛(5)

40才代—西野和弘(5)

### ○第14回日本柔道整復師近畿プロック柔道大会 昭和63年7月17日

京都市旧武徳殿

審判長 広谷正己

審判員 森田 勝、三宅博通

全国大会選考委員 中井秀雄

投の形 (取) 5段 遊道明信

(受) 6段 吉田武二

選 手 南 賢三(2) 谷山和浩(3) 白岩利典(3)

土居浩之(3) 岡島 順(3) 村田清春(4)

笹川和幸(5) 奥 憲雄(5) 近藤桂市(5)

小林賢二(5) 松山 剛(5) 西野和弘(5)

道家勝昭(6) 井上彰二(7) 山下 武(7)

近畿柔整師柔道選手権大会出場者(府県対抗全国大会予選)

20才代—土居浩之(3)

30才代—笹岡正典(4) 小林賢二(5) 松山 剛(5)

奥 憲雄(5)

40才代—南 賢三(2) 岡島 順(3) 村田清春(4)

西野和弘(5)

50才代—山下 武(7)

### ○第15回日本柔道整復師近畿プロック柔道大会 平成元年7月30日

滋賀県立体育文化館

審判員 広谷正己、山崎良三

全国大会選考委員 中井秀雄

選 手 北村啓二(3) 谷山和浩(3) 白岩利典(3)

岡島 順(3) 南 賢三(3) 坂地伊左臣(3)  
井上芳彦(3) 笹川和幸(4) 笹岡正典(4)  
奥 憲雄(5) 小林賢二(5) 松山 剛(5)  
佐々木茂(5) 近藤桂市(5) 西野和弘(5)  
伊藤茂基(6) 道家勝昭(6) 山下 武(7)  
井上彰二(7)

近畿柔整師柔道選手権大会出場者(府県対抗全国大会予選)

30才代—北村啓二(3) 坂地伊左臣(3) 笹川和幸(4)  
奥 憲雄(5) 小林賢二(5) 松山 剛(5)  
40才代—南 賢三(3) 岡島 順(3) 佐々木茂(5)  
西野和弘(5) 伊藤茂基(6)

### ○第16回日本柔道整復師近畿ブロック柔道大会 平成2年7月29日

大阪柔整会館

審判員 広谷正己、森田 勝  
全国大会選考委員 中井秀雄  
選 手 茂原富雄(3) 大西重一(3) 坂地伊左臣(3)  
北村啓二(3) 白岩利典(3) 岡島 順(3)  
小林賢二(5) 佐々木茂(5) 奥 憲雄(5)  
松山 剛(5) 近藤桂市(5) 長井隆尚(5)  
西野和弘(5) 道家勝昭(6) 井上彰二(7)

近畿柔整師柔道選手権大会出場者(府県対抗全国大会予選)

20才代—茂原富雄(3)  
30才代—北村啓二(3) 坂地伊左臣(3) 松山 剛(5)  
小林賢二(5)  
40才代—岡島 順(3) 西野和弘(5)

### ○第17回日本柔道整復師近畿ブロック柔道大会 平成3年7月28日

和歌山県立武道館

審判員 広谷正己、森田 勝

全国大会選考委員 栗原壽雄

選 手 中塚靖浩(3) 茂原富雄(3) 三宅通彦(3)  
大西重一(3) 北村啓二(3) 坂地伊左臣(3)  
岡島 順(3) 笹川和幸(4) 三宅政彦(4)  
小林賢二(5) 松山 剛(5) 長井隆尚(5)  
佐々木茂(5) 西野和弘(5) 釜洞良雄(6)  
道家勝昭(6) 井上彰二(7)

近畿柔整師柔道選手権大会出場者(府県対抗全国大会予選)

20才代—中塚靖浩(3) 茂原富雄(3) 三宅政彦(4)  
30才代—三宅通彦(3) 北村啓二(3) 坂地伊左臣(3)  
小林賢二(5) 松山 剛(5)  
40才代—岡島 順(3) 佐々木茂(5) 西野和弘(5)  
50才代—釜洞良雄(6)

### ○第18回日本柔道整復師近畿プロック柔道大会 平成4年8月2日

尼崎市記念公園総合体育館

審判員 森田 勝、山下 武一

全国大会選考委員 広谷正己

選 手 茂原富雄(3) 大西重一(3) 坂地伊左臣(3)  
白岩利典(3) 北村啓二(3) 岡島 順(4)  
大西辰博(4) 長井隆尚(5) 松山 剛(5)  
小林賢二(5) 釜洞良雄(6) 道家勝昭(6)  
井上彰二(7)

近畿柔整師柔道選手権大会出場者(府県対抗全国大会予選)

20才代—三宅政彦(4)  
30才代—三宅通彦(3) 北村啓二(3) 坂地伊左臣(3)  
茂原富雄(3) 松山 剛(5) 小林賢二(5)  
40才代—岡島 順(4)

○第19回日本柔道整復師近畿ブロック柔道大会 平成5年7月25日

大阪柔整会館

審判員 森田 勝、山下 武

全国大会選考委員 広谷正己

選 手 大西重一(3) 大屋実樹夫(3) 岡本和幸(4)

茂原富雄(4) 北村啓二(4) 笹川和幸(4)

岡島 順(4) 小林賢二(5) 松山 剛(5)

長井隆尚(5) 道家勝昭(6) 井上彰二(7)

近畿柔整師柔道選手権大会出場者(府県対抗全国大会予選)

20才代—大屋実樹夫(3) 岡本和幸(4) 小倉正彦(4)

30才代—茂原富雄(4)

40才代—岡島 順(4) 松山 剛(5)

近畿ブロック柔道選手権大会入賞者

昭58.6.26	20才代	3位	小林賢二 4段	滋賀県立体育文化館
昭59.7.15	30才代	優勝	西野和弘 4段	天理大学武道館
昭60.7.28	20才代	優勝	小林賢二 4段	大阪柔整会館
昭62.7.19	40才代	2位	西野和弘 5段	大阪柔整会館
昭63.7.17	50才代	優勝	山下 武 7段	京都市旧武徳殿
昭63.7.17	40才代	2位	西野和弘 5段	京都市旧武徳殿
昭63.7.17	30才代	3位	小林賢二 5段	京都市旧武徳殿
平元.7.30	50才代	優勝	野口良栄 5段	滋賀県立体育文化館
平元.7.30	40才代	3位	西野和弘 5段	滋賀県立体育文化館
平3.7.28	40才代	優勝	西野和弘 5段	和歌山県立武道館
平3.7.28	30才代	2位	三宅通彦 3段	和歌山県立武道館
平3.7.28	20才代	2位	三宅政彦 4段	和歌山県立武道館
平4.8.2	20才代	3位	三宅政彦 4段	尼崎市体育馆
平5.7.25	40才代	2位	松山 剛 5段	大阪柔整会館
平5.7.25	30才代	3位	茂原富雄 4段	大阪柔整会館
平5.7.25	20才代	2位	小倉正彦 4段	大阪柔整会館

平5.7.25 20才代 3位 岡本和幸 4段 大阪柔整会館

**厚生大臣旗争奪 日整全国柔道大会出場者**

第2回 昭53.10.27	山下 武 6段	講道館
第5回 昭56.10.24	西野和弘 4段	横浜文化体育館
第6回 昭57.9.18	西野和弘 4段	愛知県スポーツ会館
第7回 昭58.11.5	西野和弘 4段	神戸市中央体育馆
第7回 昭58.11.5	小林賢二 4段	神戸市中央体育馆
第8回 昭59.10.27	西野和弘 4段	講道館
第9回 昭60.10.26	西野和弘 4段	新潟市島屋野総合体育馆
第9回 昭60.10.26	小林賢二 5段	新潟市島屋野総合体育馆
第9回 昭60.10.26	松山 剛 5段	新潟市島屋野総合体育馆
第11回 昭62.10.24	西野和弘 5段	大阪市修道館
第12回 昭63.10.22	山下 武 7段	宮城県武道館
第12回 昭63.10.22	西野和弘 5段	宮城県武道館
第12回 昭63.10.22	小林賢二 5段	宮城県武道館
第12回 昭63.10.22	松山 �剛 5段	宮城県武道館
第13回 平元.10.28(団体優勝)	野口良栄 5段	京都市武道センター
第13回 平元.10.28(団体優勝)	西野和弘 5段	京都市武道センター
第15回 平3.10.26(団体3位)	西野和弘 5段	岡山武道館
第15回 平3.10.26	三宅通彦 4段	岡山武道館

**厚生大臣旗争奪 日整全国柔道選手権大会出場者**

第1回 平4.10.4 (20代2位)	三宅政彦 4段	講道館
第2回 平5.10.3 (20代3位)	岡本和幸 4段	講道館

**近畿ブロック柔道大会 5回 10回出場表彰者**

昭58.6.26	5回	吉田武二
平4.8.2	5回	白岩利典
平元.7.30	10回	岡島 順

平3.7.28	10回	松山 �剛
平4.8.2	10回	西野和弘
平5.7.25	10回	井上彰二
平5.7.25	10回	道家勝昭
平5.7.25	10回	小林賢二

### 日整全国柔道大会 功労表彰、優秀選手賞受賞者

昭63.10.22	西野和弘	功労表彰
平元.10.28	西野和弘	優秀選手賞
平3.10.26	西野和弘	優秀選手賞

### 近畿ブロック柔道大会「形」演技者

第14回 昭63.7.17 京都市旧武徳殿

投の形 (取) 5段 遊道明信 (受) 6段 吉田武二

### 日整全国柔道大会「形」演技者

第3回 昭54.9.1 京都市旧武徳殿

投の形 (取) 6段 大槻樹美 (受) 5段 三宅博通

古式の形 (取) 8段 中村治一郎 (受) 8段 広谷正己

第11回 昭62.10.24 大阪市立修道館

古式の形 (取) 8段 中井秀雄 (受) 8段 広谷正己

第13回 平元.10.28 京都市武道センター

五の形 (取) 8段 中井秀雄 (受) 8段 広谷正己

極の形 (取) 7段 井上彰二 (受) 6段 道家勝昭

### 現会員栄光の軌跡

#### 天覧試合

天覧試合は昭和4年、9年、15年の3回にわたって行われ、その間にも選手権大会が行われていた。しかしその天覧試合に出場する事の光栄は、今の全日本、又は世界選手権等に出場する様なもので

なく一家一門の誉れ、これに過ぐるものなしと言った有様であり、その指定選手として32人の中に選ばれたる事は実に名誉なことであった。

昭和9年5月5日、皇居内の斎寧館に於て、太田富夫先生(中丹支部)が皇太子殿下(現陛下)御誕生奉祝天覧武道大会に出場された。

### 柔道府県選士準決勝戦

平田良吉選士 5段 25才(現9段)京都武専

太田富夫選士 3段 28才(現7段)福井警察官

(審判員) 永岡 秀一 9段

三船 久藏 8段

田畠昇太郎 8段

太田は左大外、跳腰、平田は左右の大外、跳腰に利手を持つ。太田、左大内、大外にて攻むれば、平田また右の跳腰、左の大外にて攻め返す。太田、小外で崩して、左大外に這入れば、平田よく防ぎしも「技あり」近く倒れる。平田、立つなり、色をなして左跳腰の強襲を浴すれば、少し無理はあったが、太田「技あり」近く倒る。互いに立ち平田右内股より寝技に移り、横四方より崩袈裟に変化し、完全に抑込む。

観戦記録「柔道百年」所蔵より

### 国民体育大会柔道競技会出場者(成年の部 団体)

9回大会 昭29.8.23 優勝 杉山正義 2段 北海道苫小牧市

11回大会 昭31.10.29 3位 山下 武 3段 神戸市

12回大会 昭32.10.26 2位 山下 武 3段 静岡市

13回大会 昭33.10.21 3位 草川榮一 4段 富山県上市町

16回大会 昭36.10.9 優勝 釜洞良雄 3段 秋田県男鹿市

21回大会 昭41.10.24 2位 伊藤茂基 3段 大分市

26回大会 昭46.10.25 西野和弘 3段 和歌山市

41回大会 昭61.10.12 三宅政彦 3段 山梨県甲府市

### **全国柔道高段者大会出場者**

昭和54年 4月28日	井川正三 7段
昭和55年 4月28日	井川正三 7段
平成元年 4月28日	井川正三 7段
平成2年 4月28日	井川正三 7段
平成3年 4月28日	井上彰二 7段
平成4年 4月28日	井上彰二 7段
平成5年 4月28日	井上彰二 7段
平成5年 4月28日	長井隆尚 5段

### **全日本柔道選手権大会出場者(日本武道館)**

昭和45年 4月29日	近畿代表 西野和弘 3段 (一回戦勝ち)
-------------	----------------------

### **全日本学生柔道選手権大会出場者**

第33回 昭和56年	86K以下級 優勝 三宅通彦 2段 同志社大
------------	------------------------

### **全日本柔道連盟公認「A級審判員」**

平成3年 4月	全日本女子選手権で合格 山崎立実 女子5段
---------	-----------------------

### **全日本柔道連盟公認「顧問審判員」**

杉山正義、広谷正己、中井秀雄、栗原壽雄、山崎良三、大槻樹美、菅原傳壽、野田清隆、森田勝、井上彰二、草川榮一、井川正三の先生方が平成5年4月1日全柔連に於て公認顧問審判員として認定される。

### **奇跡の逆転劇 第13回日整全国柔道大会**

決勝進出は東京と開催地京都を中心に選んだ近畿。東京は一回戦から大将佐藤、中堅飯塚、副将橋本がそれぞれ一勝を挙げて、全ての試合を「一対〇」で勝上がって来た。一方近畿は、九州に「二対一」北関東には「二対二」、富田選手と五月女選手の代表戦となり、

接戦の末副審の旗は赤白に上がり、主審が近畿に優勢勝ちを宣した。三回戦は前年優勝の東海東部。ポイントゲッター石川選手を内股すかしで破った富田選手の働きで初めての決勝進出である。

第六回大会優勝以来、毎年のように決勝戦に駒を進めながら二位に甘んじている東京は、今年新任の市毛会長に優勝をプレゼントするべく、試合場サイドに役員一同が陣取り、必死の声援。一方では開催地京都の片川会長以下、ほとんどの役員が膝を乗り出しての応援である。

先鋒は産業別大会で活躍した竹谷。立教大学出身の佐々木。正面に一礼の後互礼。戦いの火蓋は切って落とされた。双方組手争いの内に得意技を出し切れぬまま三分は経過し引き分け。

次鋒富田対難波戦に入る。石川選手を切って落とした富田選手は東海大から兵庫県警で鳴らした猛者、一方難波は日体大出身のやわらかい背負い投げを得意とする選手。昨年は優勝決定代表戦で東海東部石川選手に僅差で破れている。今年は、必勝を期しての試合である。時間は容赦なく過ぎ引き分け。会場は水を打ったような静けさの中、中堅戦に入る。

雑賀選手は近大、飯塚選手は明大。共に今日は調子良く、雑賀は名手、五月女には大内返し技有りで一敗はしたもの二勝している。飯塚は北海道戦で貴重な一勝を挙げ三回戦進出の原動力にいたっている。審判の「始め」の声に両者、場の中央で組手を争う。飯塚組んでの内股。雑賀足を引いて耐えるところを、飯塚そのまま追いかんで低い払い腰に入れば、雑賀引手を切らんとするも、そのまま体をあずけての巻き込みは、耐え切れずに背中から落ち、桑田主審の手は真上に上がり、見事一本。東京応援団の喜ぶ事この上もなし。今までの三戦はすべて「一対〇」後の二人はどう悪く見ても引き分け。

優勝は決まったと、市毛会長以下大喜び。しかし、この日ゲストで観戦に来ていた前の水戸黄門、東野英治郎氏が凄まじい逆転劇で興奮し、夜遅くまで眠れなかったと言わしめたドラマが始まるので

ある。

京都西野和弘選手は京都府警で、全日本柔道選手権大会出場経歴の持ち主で切れ味を誇った名選手。対する橋本選手は天理大から日体大に転じ、最近まで日体大の監督を務めた人。過去の対戦では橋本有利。

主審の「始め」の声に両者静かに組み合う。場の中央から少し動いた所で西野、内股から体落しに出れば、軽くかわすつもりの足元にタイミングよく入り、もんどり打って畳を背負う。橋本痛恨の一敗である。

東京勢は一瞬声なく、しかし大将佐藤に負けはないものと最後の声援を送る。対するは東レ滋賀で活躍していた野口良栄選手。佐藤選手は宮城県の出身。両者組み合って、佐藤大外刈りに出れば、野口、これしかないとばかりの谷落としぎみの小外刈り。大外返しとも見える。見事な返し技で主審の手は高々と拳がり、近畿の奇跡の逆転劇が成立した。飛び上がる主催者側の役員。一瞬にして、又もや二位に落し込まれた東京。十三回の歴史のなかでこれほど盛り上がり、最後まで手に汗握らせた試合を多くは知らない。

日整の柔道大会が今後益々高い位置に評価されることは歴然だ。見応えのある試合を今後も期待するものであります。

柔道修業者は、いまこそ、その昔、われらの先輩が心血を注いで編み出した柔の理合を原点に立ち返って虚心に学ぶべきときであろう。

### 柔道部

館長	片川 吉雄
副館長	栗原 壽雄
柔道部長	道家 勝昭
師範	中井 秀雄
	遊道 明信
	岡島 順
	井上 彰二
	松山 剛
	三宅 通彦
	吉田 武二
	小林 賢二

## 第13回 日整全国柔道大会実行委員

(敬称略・順不同)

◎は主任

委 員 名	日整・柔道担当		京 都	
	定数	氏 名	定数	氏 名
実 行 委 員 長		猪原豊隆		
実 行 副 委 員 長		片川吉雄 加藤幸夫 増永繁二 原 健 栗原壽雄		
実 行 委 員			12	山崎良三 松浦慎夫 西川洋次 田中一吉 井坂 豊 道家勝昭 松浦 進 清水憲雄 片川 弘 富島敏子 藤野勝弘 沢田 哲
優秀選手選考委員長 委 員			1	中井秀雄
競技役員 ◎總務係		◎鈴木義彦	6	堀部正一
放送担当 進行司会		◎岡野勝弘	1	道家勝昭
表彰担当		◎綱代正義	2	藤野勝弘 大塚良太郎
受付担当		◎清宮秩男	2	西中 治 木挽幸夫
来賓担当		◎森田 勝	3	福島光義 佐藤隆信 村上由一
会計担当		◎	3	西尾宏一郎 河本良一 雨森 治
◎記録係		◎城 一雄	2	布施 誠 中 雅博
◎場内整理係		◎菅原伝寿	4	河村正明 南 賢三 白岩利典 杉山禰文
◎場外整理係		◎岡村正秀	2	原 昇 栗原武弘
◎試合場係		◎三宅博通	2	田村治夫 保家幸生
第一試合担当			1	
第二試合担当			5	堀部正儀 伊藤茂基 佐々木茂 近藤桂市 大西重一 井上芳彥
ロッカー担当		◎釜洞良雄	5	小林賢二 松山 剛 長沢 登 山口善彦 北村啓二 笹川和幸
◎演技係		◎増田總一郎	2	和田重治 前田邦親
◎掲示係		◎井上彰二	2	西 吉徳 児玉正己
◎選手係		◎佐野義則	4	遊道明信 岡島 順 鎌田康則 藤木義員
◎審判員係		◎野田清隆	4	坂地伊左臣 藤田 徹 塩見金幹 笛岡正典
◎写真係		◎太田 崇 深江 一	3	八木高丈 長井隆尚 斎藤厚男
◎救護係		◎菅野泰二郎	3	和田好浩 谷山和浩 太田慶造
◎湯茶接待係		◎大江憲男	1	北中隆史
◎補助係員		◎橋本 昇	2	清水朱美 松井久美子
			1	

# 第一章

(8)

## 選挙対策委員会

## 選挙対策委員会

選対委員会では、選挙時に本会推薦各候補者に対して事務所開き、出陣式、演説会、決起集会等の応援、その他陣中見舞、電話作戦、街頭でのビラ配布、後援会名簿作成提出といった幅広い支援活動をすることを主旨としております。

我々柔道整復師の医療界や社会的立場を考える時、現状では決して高い評価を受けておりません。そこで国會議員、府・市議会議員を支援することは、本会の運営、業界の発展に寄与していただく為には欠かすことが出来ません。

昭和59年以降、10年間の本会顧問の選挙結果及び動静を記すとともに、今後も尚一層の会員各位の協力をお願いする。

### 昭和60年8月25日 京都市長選挙

- 当 今川 正彦 (自・社・公・民推せん)  
湯浅 晃 (共産)  
加地 和 (新自ク、社民連推せん)

選挙前にもつれていた古都税問題も解決し、今川氏が再選。

### 昭和61年4月6日 京都府知事選挙

- 当 荒巻 穎一 (自・社・公・民・社民連・新自ク推せん)  
吉田 隆行 (共産)

本会推せんで初当選。その後本会顧間に就任。

昭和61年7月6日 衆参議院同日選挙

〈衆議院〉

京都一区

- ② 伊吹 文明 (自民前) 本会顧問
- ② 奥田 幹生 (自民前) 本会顧問
- ② 永末 英一 (民社前) 本会顧問

京都二区

- ② 谷垣 穎一 (自民前) 本会顧問
- ② 野中 広務 (自民前) 本会顧問

〈参議院〉

地方区

- ② 林田 悠紀夫 (自民元) 本会顧問
- 本会推せんの候補者全員6名が当選。

昭和62年4月12日 統一地方選挙

京都府議会

- ② 徳田 善一 (自民前) 本会顧問

京都市議会

- ② 福島 滋弥 (自民前) 本会顧問
- ② 北川 あきら (自民前) 本会顧問

本会の原 健副会長が京都市議会に出馬したが、売上税による逆風を受け、4,254票を獲得したものの600票の差で次点。

昭和62年5月

本会顧問 北川 あきら市議会議員が京都市議会議長に就任。

昭和62年9月24日

本会顧問である伊吹 文明、谷垣 穎一両衆議院議員が、日整

顧間に推挙され就任。

昭和63年4月10日

伊吹 文明、谷垣 穎一両顧問の京都府柔道整復師会後援会設立総会を開催。

平成元年7月23日 参議院選挙

当 西田 吉宏 (自民公認)

本会推せんで初当選。その後本会顧間に就任。

平成元年8月12日 京都市長選挙

当 田邊 朋之 (自・公・民推せん)	148,836票
木村 万平 (共産推せん)	148,515票
中野 進	73,025票
城守 昌二	50,493票

8候補者が乱立した選挙であったが、わずかの差で本会推せんの田邊元京都府医師会会长が初当選。その後本会顧間に就任。

平成2年2月18日 衆議院総選挙

京都一区

当 伊吹 文明 (自民前)	本会顧問
当 奥田 幹生 (自民前)	本会顧問
当 永末 英一 (民社前)	本会顧問

京都二区

当 谷垣 穎一 (自民前)	本会顧問
当 野中 広務 (自民前)	本会顧問

本会推せんの候補者全員5名が当選。

平成2年4月8日 京都府知事選挙

当 荒巻 穎一 (自・社・公・民・社民連・進歩推せん) 本会顧問

平成 2 年 7 月

石田 たかし 京都府議会議員が本会顧間に就任。

平成 3 年 4 月 7 日 統一地方選挙

京都府議会

○ 徳田 善一 (自民前) 本会顧問

○ 石田 たかし (自民前) 本会顧問

京都市議会

○ 福島 滋弥 (自民前) 本会顧問

○ 北川 あきら (自民前) 本会顧問

平成 4 年 7 月 5 日 参議院選挙

○ 林田 悠紀夫 (自民前) 本会顧問

平成 5 年 7 月 18 日 衆議院総選挙

京都一区

○ 伊吹 文明 (自民前) 本会顧問

○ 奥田 幹生 (自民前) 本会顧問

京都二区

○ 谷垣 穎一 (自民前) 本会顧問

○ 野中 広務 (自民前) 本会顧問

本会推せんの候補者全員 4 名が当選。

平成 5 年 8 月 8 日 京都市長選挙

○ 田邊 朋之 (自・社・公・民・社民連推せん) 本会顧問

平成 6 年 4 月 10 日 京都府知事選挙

○ 荒巻 穎一 本会顧問

# 第一章

(9)

青 年 部

## 青 年 部

昭和52年6月12日青年部発足。8月21日初の総会が旧京柔整会館に於て22名の青年部員が出席して開催された。その際に青年部規約が決定され、親睦と学術研究の鍛磨を主旨とする活動がスタートした。

しかし時の流れと部員の増加に伴って、昭和59年5月20日、青年部総会に於て、新青年部規約案が承認された。

### 青年部規約

(名 称)

第1条 名称を社団法人京都府柔道整復師会青年部（以下青年部という）と称す。

(事務所)

第2条 青年部事務所は京都府東山区大和大路五条下ル東入芳野町79-2（☎541-4500）京都府柔道整復師会館内に置く。

(構 成)

第3条 青年部は、青年部員で組織する。部員は、社団法人京都府柔道整復師会（以下本会という）の正、準会員であつて年度替りの初日に満35才以下の者を以て部員とする。

(目 的)

第4条 青年部は、本会の目的主旨に則り、部員相互の親睦並びに柔道整復術の研鑽とその医学的研究、柔道整復師の資質の向上及び斯界の進歩発展の為率先して活動する事を目的とする。

(活動部費)

第5条 青年部の活動経費は、青年部員より総会で定める一定額を徴収し又、本会の助成金にて賄う。

(役員)

第6条 青年部役員の総称を青年部幹事会と称し、幹事会は次の通りとする。

部長 1名 副部長 2名 会計 1名

書記 1名 幹事 若干名

(担当理事)

第7条 青年部幹事会とは別に、本会理事中より、青年部担当理事2名を置く。担当理事は、青年部幹事会の推薦を受け、本会理事会でこれを承認する。

(任期)

第8条 役員の任期は4月1日から翌年3月31日迄の1ヶ年とする。  
但し再任を妨げない。

(引継)

第9条 役員は任期終了後も、後任者の決定までその職務を遂行するものとする。

(選出)

第10条 部長の選出方法は部員の互選とし、青年部総会に於て部員中より選任する。幹事は、部員中より部長が指名委託する。副部長、会計、書記等の役職は部長の指名委託により、総会がこれを承認する。

尚、青年部役員は2職以下の併任を認む。

(欠員)

第11条 役員に欠員を生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(議 決)

第12条 総会は、部員の3分の1以上の出席を以て成立する。総会の議決は出席者の過半数を以て決する。可否同数のときは議長の決するところによる。出席出来ない部員は書面を以て代理人に委任することが出来これを出席と認める。

(役 務)

第13条 部長は本青年部を代表し、部活動を統理する。副部長は、部長の補佐を務め部長事故あるときはその職務を代理する。会計は青年部の金銭授受のすべてを担当する。書記は青年部の議事録・報告文の作成並びに本会広報部への投稿を担当する。

(担当理事と幹事会)

第14条 幹事会は、部活動にあたって担当理事に相談し、その意見をよく聞き、部活動にあたる。

(補 足)

第15条 本規約以外の条項は、本会定款、定款細則、本会規約に準じ、幹事が決定するものとするが本会の決議事項、青年部の目的を逸脱するものではない。

(特 例)

第16条 青年部役員は、幹事が必要と認め総会で承認した者は、年度替りの初日に満40才以下の者に限り、引き続き役員として留まる事が出来る。

(効 力)

第17条 本規約は昭和59年5月20日を以て効力を発し、本規約の発効にて旧規約（昭和52年発効）は廃棄したものとする。

昭和59年5月20日

## 10年の活動

年	月・日	行 事	内 容
昭和59年	5/20	58年度青年部総会 78名中47名 (選任届9名) 京都府中小企業会館(大会議室)	部長 和田好浩 担当 足立幸雄副会長 松浦慎夫理事 新青年部規約承認 部費月300円
	12/16	第8回青年部主催ボウリング大会 京都スタークーン 61名参加	優 勝 今井健二(会員) 準優勝 村上 隆(会員)
昭和60年	3/17	青年部主催勉強会 京柔整会館 5 F	
	5/12	59年度青年部総会 京柔整会館 3 F(中会議室)	部長 原 弘二 担当 井坂 豊理事 道家勝昭理事
昭和61年	6/9	第1回青年部主催 ハイキングの集い 17名参加	嵐山亀山公園
	9/8	第1回ソフトボール大会 小畠川グランド	理事チーム・一般連合チーム・青年部チーム参加
	12/22	第9回青年部主催ボウリング大会 嵯峨ニックボウル 60名参加	優 勝 道家勝昭(理事) 準優勝 奥谷喜代司(会員)
	5/18	60年度青年部総会 65名中45名 (選任届8名) 京柔整会館 3 F(中会議室)	部長 木挽幸夫
	6/14	青年部主催学術研修会 20名参加 京柔整会館 2 F(小会議室)	「低周波治療の実際」 講師 大島製作所所長 大島久直
	10/19	第2回ソフトボール大会 小畠川グラウンド	理事チーム・一般連合チーム・青年部チーム参加
	12/21	第10回青年部主催ボウリング大会 京都スタークーン 81名参加	優 勝 岡島 順(会員) 準優勝 大路満男(事務)

年	月・日	行 事	内 容
昭和62年	2/22	青年部主催学術研修会 京柔整会館 5 F	1)腰部捻挫における徒手筋力検査法の応用について 青年部 木下慶治 2)保険説明 保険部長 井阪 豊
	5/10	61年度青年部総会 66名中39名 (選任届10名) 京柔整会館 3 F(中会議室)	部長 木挽幸夫
	6/7	青年部主催体操教室 京柔整会館 4 F柔道場	森 明子 体操教室 講師 森 明子
	9/15	第3回ソフトボール大会 小畠川グラウンド 34名参加	理事チーム・一般連合チーム・青年部チーム参加
	12/6	第11回青年部主催ボウリング大会 京都スターーレーン	優 勝 今井健二(会員) 準優勝 安本 弘(会員)
昭和63年	2/21	青年部主催学術研修会 91名参加 京柔整会館 5 F	「手指の骨・関節損傷」 講師 片川 弘 理事
	5/15	62年度青年部総会 78名中36名 京柔整会館 3 F(中会議室)	部長 木挽幸夫
	8/21	青年部主催学術研修会 60名参加 京柔整会館 5 F	「柔道整復40年の思い出」 講師 片川吉雄会長
	11/3	第4回ソフトボール大会 95名参加(7チーム) 小畠川グラウンド	優 勝 中京・右京・西京・乙訓チーム 準優勝 南山城・伏見チーム
平成元年	2/19	第12回青年部主催ボウリング大会 京都スターーレーン 78名参加	優 勝 柴田宗宣(会員) 準優勝 和田好浩(会員)
	5/13	63年度青年部総会 82名中31名 (選任届21名) 京柔整会館 3 F(中会議室)	部長 太田慶造
	4/23	青年部主催学術研修会 65名参加 京柔整会館 5 F	「不安時代の盡を切る。今こそ求められる仏教の真理」 講師 安昌寺住職 小泉義和
	9/15	第5回ソフトボール大会 101名参加(7チーム) 小畠川グラウンド	優 勝 伏見チーム 準優勝 北・上京チーム

年	月・日	行 事	内 容
平成 2年	5／13	平成元年度青年部総会 82名中60名(選任届13名) 京都パークホテル	部長 太田慶造
	8／12	第1回青年部主催 レクリエーション 35名参加	近江八幡国民休暇村
	12／16	第14回青年部主催ボウリング大会 52名参加 京都スターレーン	優 勝 片桐 寛(会員) 準優勝 岡島 順(会員)
平成 3年	5／12	平成2年度青年部総会 84名中70名(選任届28名) 京都パークホテル	部長 太田慶造
	9／15	第6回青年部主催 ソフトボール大会 小畑川グラウンド	優 勝 下京・南チーム 準優勝 連合チーム
	8／11	第2回青年部主催 レクリエーション 43名参加	近江八幡国民休暇村
平成 4年	12／15	第15回青年部主催ボウリング大会 京都スターレーン	優 勝 北田真紀子さん 準優勝 和田好浩(会員)
	5／17	平成3年度青年部総会 84名中51名(選任届16名) からすま京都ホテル	部長 太田慶造
	8／9	第3回青年部主催 レクリエーション	近江八幡国民休暇村
平成 5年	9／13	第7回青年部主催 ソフトボール大会 小畑川グラウンド	優 勝 府保険課チーム 準優勝 伏見チーム ・府保険課チーム初参加
	1／17	第16回青年部主催ボウリング大会 70名参加 京都スターレーン	優 勝 片桐 寛(会員) 準優勝 清水武史(会員)
	5／9	平成4年度青年部総会 84名中52名(選任届25名) 京柔整会館3F(中会議室)	部長 北村啓二
	8／9	第4回青年部主催 レクリエーション	近江八幡国民休暇村
	9／12	第8回青年部主催 ソフトボール大会 小畑川グラウンド	優 勝 伏見チーム 準優勝 下京・南・南山城チーム

年	月・日	行 事	内 容
平成 6年	2 / 6	第17回青年部主催ボウリング大会 京都スタークーン	優 勝 和田好浩(会員) 準優勝 清水武史(会員) 80名参加

青年部の活動もいよいよ安定し部員数も80数名となったが、ここ数年部員増加がみられない。本会全体としても入会者の数が減少状況にあるなかで、これから青年部の活動の役割は重要となるであろう。

青年部の団結と発展が本会の発展にも繋がるものと確信し、発足当初の思いに還って活動して参りたい。

### 歴代青年部部長

初 代	昭和52年	金山 剛
2 代	昭和55年	熊谷 健三
3 代	昭和56年	田村 治夫
4 代	昭和58年	和田 好浩
5 代	昭和60年	原 弘二
6 代	昭和61年	木挽 幸夫
7 代	平成元年	太田 慶造
8 代	平成 5 年	北村 啓二

## 第二章

# 柔道整復師法

# 柔道整復師法

## 柔道整復師法の概要

### 1 制定の経緯

柔道整復業については、戦前は按摩術営業取締規則(内務省令)の附則により、同規則の準用という形で取締りが行われ、昭和二十一年末からは、柔道整復術営業取締規則(厚生省令)により規制が行われていたが、現行憲法の施行に伴い、同省令が失効することとされたので昭和二十二年十二月あん摩等とまとめて、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法として法制化が行われた。

その後、昭和二十八年にそれまで一律四年だった修業年限が、大学入学資格者については二年とされたほかは、とくに制度の変更は行われなかつたが、昭和四十五年に至つて、内容には変更を加えることなく、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律から柔道整復業に関する部分を分離し、単独法として本法が制定された。

なお、昭和六十三年には、受験資格の変更、免許権者を厚生大臣とすること、試験の実施者を厚生大臣とすること、指定登録機関、指定試験機関制度の導入等を内容とする法改正が行われ、平成二年四月一日から施行された。

### 2 法の趣旨、目的

本法は、柔道整復師の資格を定めるとともに、その業務が適正

に運用されるように規律することを目的としている。

### 3 制度の概要

#### (一) 免許

免許は、柔道整復師試験に合格した者に対し厚生大臣が与えることになっている。

精神病者、素行の著しく不良な者等相対的欠格事由に該当する者に対しては、免許が与えられないことがある。免許が与えられたときには柔道整復師免許証が交付される。

免許を受けた者が、相対的欠格事由に該当するに至つた場合には、免許取消又は一定期間の業務停止が命ぜられることがある。

また、厚生大臣は、指定登録機関に登録事務を行わせることができる。

(二) 試験は、柔道整復師として必要な知識及び技能について、厚生大臣が行い、大学に入学することができる者（高等学校卒業者等）であることを入学（入所）資格とする文部大臣認定の学校又は厚生大臣認定の養成施設で三年以上修業したものでなければ、受けることができない。

また、厚生大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせることができるものである。

#### (三) 業務

##### (1) 業務内容

柔道整復業は、柔道整復師の独占業務であるが、あん摩マッサージ指圧師などと同様、柔道整復師が、外科手術や投薬を行うことは禁じられている。

また、脱臼・骨折の患部に施術するには、応急手当てを除き、医師の同意を得なければならない。同意なしで施術した場合には、二〇万円以下の罰金に処せられる。

厚生大臣又は都道府県知事は、衛生上害を生ずるおそれがあると認めるときは、柔道整復師に対し、必要な指示をする

ことができる。医師の団体はこの指示に関し意見を述べることができる。

(2) 施術所に対する規制

施術所を開設した者は、一定事項を所在地の都道府県知事に届出なければならない。届出事項の変更、休止、廃止、再開の場合も同様である。

施術所の構造設備については、施行規則により施術室の広さ、待合室の広さ、器具・消毒設備などについて基準が定められている。

(3) 広告制限

柔道整復業や施術所に関しては、広告できる事項が限定列举されている。その内容は、氏名、住所、施術所の名称等であるが、名称等についても、技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できないことになっている。違反した場合には、二〇万円以下の罰金に処せられる。

(4) 報告要求、立入検査

都道府県知事等は必要があると認めるときは、施術所の開設者若しくは柔道整復師から必要な報告を提出させ又は職員に立入検査をさせることができる。構造設備が基準に適合していないと認められる場合等には、都道府県知事は、施術所の使用制限、構造設備の改善等を命ずることができる。

柔道整復師法は柔整師必携を参照されたい。

## 第三章

叙勲・賞を受賞された会員

## 賞を受けた会員

(日本製紙平成22年6月) 家 犬  
中 田 喜 中  
治 一 郎 片 中  
原 吉 伸 伸

導遊委員会総監査本日(会)

(昭和50年6月22日) 恵 木 大  
(昭和51年6月22日) 恵 木 大  
(昭和51年6月22日) 須永常 山 邦  
(昭和51年6月22日) 門浦吉宗 田村  
昇 順

### 叙勲・賞を受けた本会々員

叙 勲  
田 中 寛 成 (日本製紙平成20年6月) 勳五等瑞宝賞 (昭和48年7月9日)  
久 家 恵 (日本製紙平成20年6月) 勳五等瑞宝賞 (昭和50年4月29日)  
中 村 治一郎 勳六等単光旭日章 (昭和55年4月29日)  
沢田 宗右衛門 勳六等単光旭日章 (昭和60年1月16日)

(日本製紙平成20年6月) 大 肇 伸 伸

### 厚生大臣表彰

中 村 治一郎 (昭和53年10月28日)  
沢田 宗右衛門 (昭和58年6月4日)  
片 川 吉 雄 (昭和63年6月11日)  
原 健 (平成5年3月26日)  
山 崎 良 三 (平成5年10月29日)

(日本製紙平成20年6月) 恵 木 大  
昇 順

### 労働大臣表彰

片 川 吉 雄 (平成5年3月26日) 賞美新嘉義  
栗 原 壽 雄 (平成5年3月26日) 門浦吉宗 田村  
昇 順

(日本製紙平成20年6月) 門浦吉宗 田村  
昇 順

### 帰 一 賞

稻 葉 太 郎 (昭和46年6月6日)

久家 恵 (昭和46年6月6日)  
田中 寛成 (昭和46年6月6日)  
中村 治一郎 (昭和58年6月4日)  
片川 吉雄 (平成元年6月11日)

#### (社)日本柔道整復師会会长表彰

久家 恵 (昭和53年10月28日)  
大石 弘 (昭和53年10月28日)  
羽山 清次郎 (昭和53年10月28日)  
沢田 宗右衛門 (昭和53年10月28日)  
原 健 (昭和63年6月11日)  
栗原 壽雄 (昭和63年6月11日)  
足立 幸雄 (昭和63年6月11日)  
山崎 良三 (平成5年3月26日)

#### (社)日本柔道整復師会会长感謝状

松浦 慎夫 (平成5年3月26日)  
井坂 豊 (平成5年3月26日)

#### 永年業務精励会員表彰

塩見 太門 (昭和56年12月5日)  
青木 治太郎 (昭和56年12月5日)  
大倉 基弘 (昭和56年12月5日)  
岡村 忍 (昭和53年6月4日)

#### 優秀通信員賞

沢田 宗右衛門 (昭和45年2月28日)  
沢田 宗右衛門 (昭和50年5月31日)  
片川 吉雄 (昭和52年6月5日)

### 京都府知事表彰

沢田 宗右衛門	(昭和59年6月17日)
片川 吉雄	(昭和59年6月17日)
足立 幸雄	(昭和59年6月17日)
原 健	(昭和59年6月17日)
塩見 太門	(昭和59年6月17日)
栗原 壽雄	(平成元年5月14日)
松浦 慎夫	(平成元年5月14日)
西川 洋次	(平成元年5月14日)
山崎 良三	(平成6年5月8日)
田中 一吉	(平成6年5月8日)
井坂 豊	(平成6年5月8日)
道家 勝昭	(平成6年5月8日)

### 京都市市長表彰

山崎 良三	(平成元年5月14日)
田中 一吉	(平成元年5月14日)
井坂 豊	(平成元年5月14日)
道家 勝昭	(平成元年5月14日)
松浦 進	(平成6年5月8日)
清水 憲雄	(平成6年5月8日)
片川 弘	(平成6年5月8日)
富島 敏子	(平成6年5月8日)
藤野 勝弘	(平成6年5月8日)
馬渕 明雄	(平成6年5月8日)

### 労働基準局長表彰

片川 吉雄	(昭和63年5月15日)
原 健	(平成元年5月14日)
足立 幸雄	(平成元年5月14日)

## 労働基準局長感謝状

山崎良三 (平成6年5月8日)

田中一吉 (平成6年5月8日)

松浦慎夫 (平成6年5月8日)

(日社員平成時部)

## 東京労働基準局

門脇正宗 田村

鶴吉 田中

越寺立 早瀬

鈴木 夏樹

門太郎 岩瀬

鈴木 順翠

大曾根 順翠

大曾根 西山

三島真一 田中

豊吉 田代

鈴木 宗直

## 横浜労働基準局

三島真一 朝山

吉田一 中田

豊田一 道代

鈴木常高 斎藤

鈴木勝也 畑野

鈴木憲水 齋藤

## 福岡労働基準局

鶴吉一川吉

鶴吉一川吉

鶴吉一川吉

## 第四章

## 組織構成

# 組織構成

## 1. 本会の現況

- 平成6年3月末日現在、本会の現況は次の通りである。
- (1)会の名称 社団法人 京都府柔道整復師会
  - (2)会館所在地 京都府東山区大和大路五条下ル東大茅野町79-2
  - (3)敷地面積 360.33m<sup>2</sup> (109.19坪)
  - (4)建物の規模  
竣工 昭和59年5月31日  
鉄筋コンクリート造5階建  

1階	298.215m <sup>2</sup>	(90.37坪)
2階	293.66m <sup>2</sup>	(88.99坪)
3階	304.56m <sup>2</sup>	(92.29坪)
4階	303.38m <sup>2</sup>	(91.93坪)
5階	299.16m <sup>2</sup>	(90.65坪)
延	1,498.975m <sup>2</sup>	(454.23坪)
  - (5)支部の名称と区域

正会員 282

準会員 3

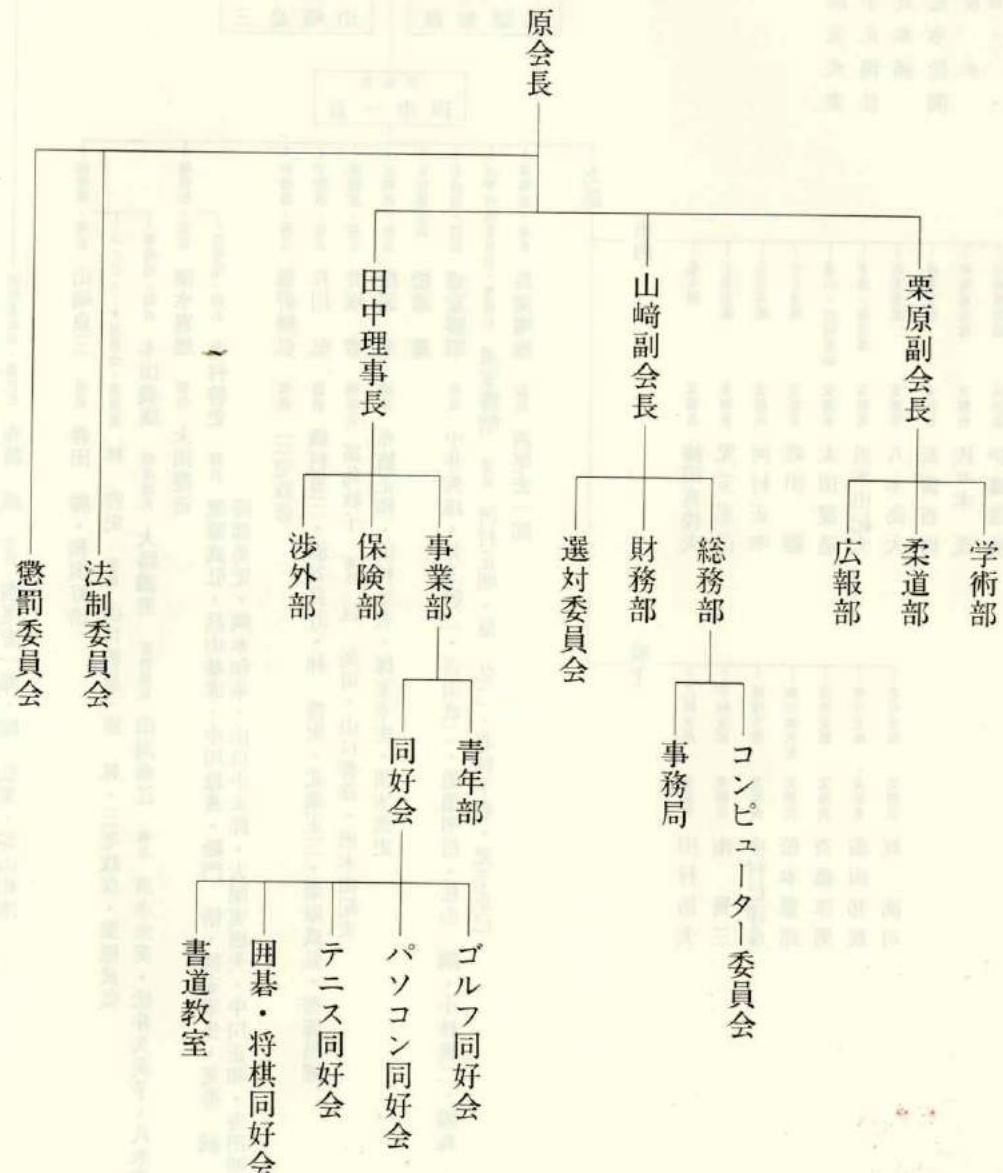
会員総数 285

支部の名称 区域

北支部

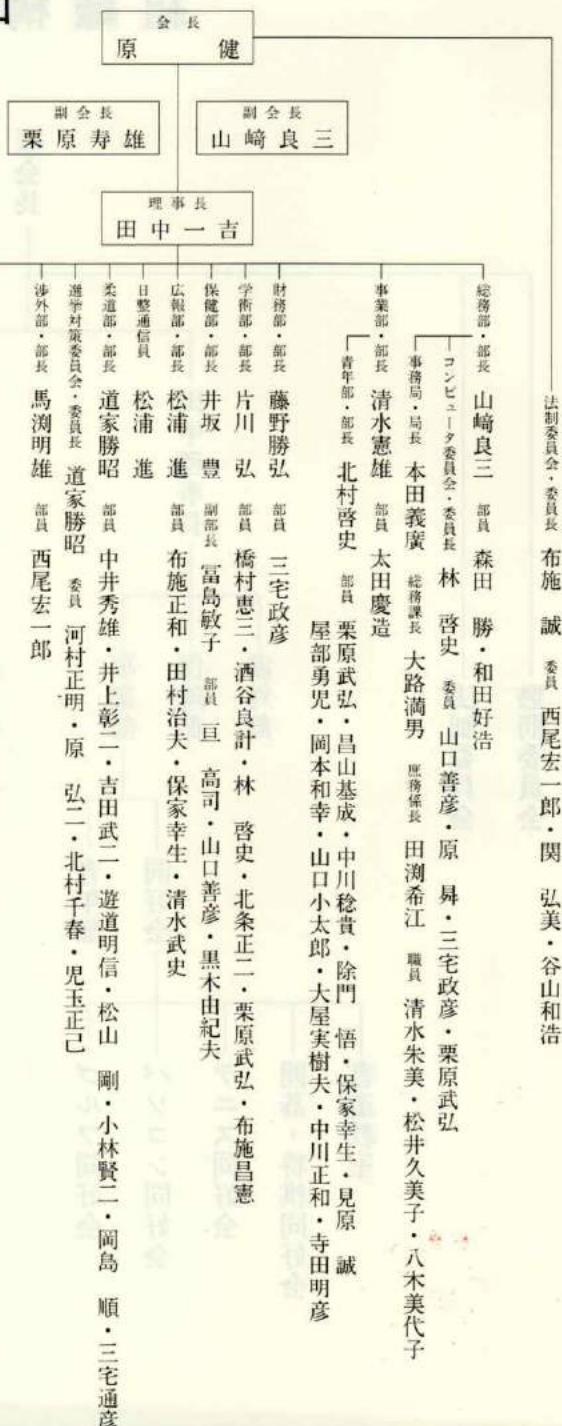
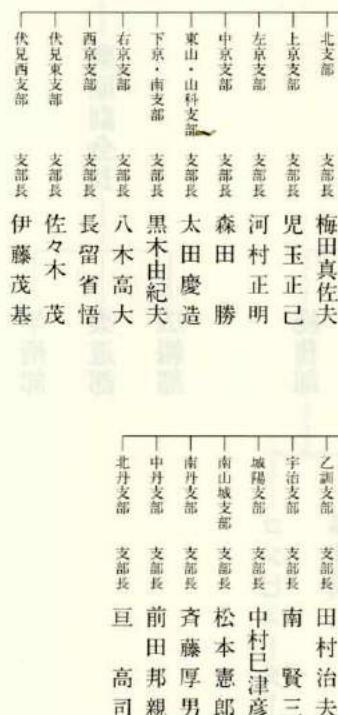
上京支部	
左京支部	
中京支部	
東山・山科支部	
下京・南支部	
右京支部	
西京支部	
伏見支部	東部
伏見支部	西部
乙訓支部	向日市、長岡京市、乙訓郡
宇治支部	
城陽支部	城陽市、久世郡
南山城支部	八幡市、綴喜郡、相楽郡
南丹支部	亀岡市、船井郡、北桑田郡
中丹支部	福知山市、綾部市、天田郡、加佐郡
北丹支部	舞鶴市、宮津市、熊野郡、竹野郡、中郡、与謝郡

## 組織構成図



# 役務構成図

名譽会長 片川吉雄  
相談役 足立幸雄  
監事 水本正夫  
監事 松浦慎夫  
監事 関閑弘美



# 地域（支部）構成図

京都市内

(平成6年4月現在)



# 京都市内 地圖

(地圖且ト平野地圖)



## 第五章

京都府柔道整復師協同組合

# 京都府柔道整復師協同組合

## 1 協同組合設立までの経緯

昭和62年3月 会長より法制委員会に、会員への福利厚生対策として、協同組合の設立について検討するようにとの諮問があった。

昭和62年4月 法制委員会で関係法令や設立申請手続を検討した。

昭和62年5月 法制委員会で設立までの事務手順、事業の永続性について検討した。

昭和62年6月 法制委員会で設立の方向で、関係行政官庁、認可基準、定款・事業計画等の作成を検討した。

昭和62年7月 京都府中小企画団体中央会に協同組合設立の意思表示を行った。同中央会から、会員の理解を得るため、充分な説明の必要性を強調され、総務部及び法制委員会と設立までの具体的路線について合同検討し、協同組合設立準備委員会を置く方向が確認された。

昭和62年8月 理事支部長会において、中小企業団体中央会から、協同組合の概要及び設立事務手順の説明が行われた。

昭和62年10月 法制委員会の答申書が、会長に提出され、準備委員会の設立及び役員構成が検討された。

昭和62年11月 第1回の設立準備委員会が開催され、設立のメリ

ット、デメリットについて検討された。

昭和63年1月 設立準備委員会で、会員に対する説明方法及び設立後の具体的事業内容が検討された。

昭和63年2月 設立準備委員会で、説明文書の作成や出資金の額、その拠出方法が検討された。

昭和63年3月 準備委員が支部会で説明に努めた。

昭和63年4月 役員候補の検討及び設立申請書の草案の作成を始めた。

昭和63年11月 発起人に理事、支部長全員がなることに決定した。

中小企業団体中央会から、定款、事業計画等の草案について指導を受けた。

平成元年2月 賦課金、出資金、役員候補等組合設立の概要が決まった。

総代制の設置が決まった。

創立総会を平成元年5月13日に開催されることに決まった。

平成元年5月13日に創立総会が開催され、設立認可申請等、全ての議案が承認された。

平成元年5月14日に京都府知事に対し、京都府柔道整復師協同組合の設立認可申請書が提出された。

平成元年7月13日に京都府知事より、京都府柔道整復師協同組合の設立認可書が交付された。

平成元年7月18日に法務局で設立登記を完了し、協同組合の事業活動を開始した。

## 2 協同組合の事業

- (1) 共同購売事業
  - (ア) 外用薬斡施販売
  - (イ) 衛生材料斡施販売
  - (ウ) 小口直轄販売（衛生材料、事務用消耗品等の小単位の直営販売）
  - (エ) 一般商品斡施販売（指定業者による。）
- (2) 保険関係事業
  - (ア) 生命保険（日本生命他 8 社の団体扱い。）
  - (イ) 損害保険（自動車保険、火災保険）
  - (ウ) 簡易保険（団体扱い。）
- (3) コンピューター関係事業
  - (ア) 指定業者によるコンピューターの斡施販売
  - (イ) コンピューター導入組合員によるユーザー会
- (4) 福利厚生事業
  - (ア) 互助事業
  - (イ) 旅行斡施（学会時他）
- (5) 広告宣伝事業
  - 指定業者の広告
- (6) デパート・サービス・カード事業
  - 高島屋、大丸、近鉄百貨店
- (7) 講習会事業
  - 手技療法、会計関係講習会の開催
- (8) 金融関係事業
  - 三和銀行、京都銀行、京都中央信用金庫のローン、オリックスのリース、日立クレジットの割賦販売
- (9) 自動車関係事業
  - (ア) トヨタ、ニッサン、ホンダの特販部との協定販売、中古車販売等の斡施

#### (イ) 車検工場の斡施

(10) 不動產關係事業

(ア) 自宅、施術所等の新築、改築の斡施

(イ) 土地、家屋等の取得、売却の斡旋

# 第六章

## 會員名簿

# 京都府柔道整復師会名簿

## 顧問

- 京都府知事 荒巻 権一 左京区岩倉中町228-38  
京都市長 田邊 朋之 西京区樺原針貫23-1  
衆議院議員 奥田 幹生 山科区西野岸ノ下町55  
衆議院議員 野中 広務 京都府船井郡園部町美園町6号  
衆議院議員 谷垣 権一 伏見区両替町3丁目323ライブタウン伏見桃山  
304号  
衆議院議員 伊吹 文明 下京区仏光寺通御幸町西入大黒町251  
参議院議員 林田 悠紀夫 右京区常磐神田町143ハイターミナル双ヶ丘308  
参議院議員 西田 吉宏 南区西九条高畠町20  
京都府医師会会长 横田 耕三 中京区御前通松原下ル  
京都府会議員 徳田 善一 西京区桂上繩町34-2  
京都府会議員 石田 昂 左京区一乗寺築田町67  
京都市会議員 福島 滋 弥 上京区淨福寺之内上ル東入

京都市会議員	
北川 あきら	西京区桂春日町58
医学博士	
川上 登	左京区川端東竹屋町60
医学博士	
室賀 龍夫	北区小山西上総町27 医療法人 室賀整形外科
医学博士	
藤田 隆生	大津市石山寺4丁目23-32
弁護士	
中田 順二	中京区麵屋町通丸太町下ル長栄ビル5階
税理士	
森 金次郎	左京区岡崎東天王町39

### 相談役

足立 幸雄	宇治市小倉町新田島10-30
水本 正夫	伏見区銀座三丁目317の5

### 京都府柔道整復師会会員(平成6年4月1日現在)順不同

#### 北支部

正会員	
室賀 雅男	北区大路新町東入ル南入ル
和田 好浩	北区大宮開町8-3
堀部 正一	北区紫野花の坊町9の4
松下 賢治	北区紫野東舟岡町59
木村 進	北区紫野十二坊町13の5
中村 一正	北区紫野東藤ノ森町14
梅田 真佐夫	北区紫野東藤ノ森町2の10
和田 守展	北区紫竹桃ノ本町59
清水 要三	北区紫野上門前町80-2
伊原 幹雄	北区等持院北町5-42
北村 啓二	北区大將軍東鷹司町21

白 川 稔	北区衣笠高橋町14
土 肥 康 人	北区鷹峰藤林町6
清 水 武 史	北区等持院南町58-44
見 原 誠	北区大宮上ノ岸町34
木 村 佳 史	北区紫野十二坊町13の5
松 本 浩 志	北区上賀茂朝露ヶ原町10-16イーストリバーサイド101
岡 本 和 幸	北区大宮南田尻町58第2池田ビル
阪 井 稔	北区紫野西御所田町24-4
準 会 員	
田 野 秀 一	北区西賀茂鹿下町74
上 京 支 部	
正 会 員	
竹 中 茂	上京区御前通今出川下ル社家長家町691
山 田 悅 男	上京区智恵光院通出水上ル金馬場町175-4
山 崎 良 三	上京区烏丸通寺之内西入上ル相国寺西門前町 647
尾 本 秀 雄	上京区大宮通り一条上ル下石橋町723
児 玉 正 己	上京区上長者町小川東入ル有春町179
佐々木 健	上京区下長者町通六軒町東入南側7番町300-3
谷 山 和 浩	上京区芦山寺千本東入ル木瓜原町81
近 松 利 光	上京区一条通御前西入三丁目西町201
橘 啓 史	上京区小川通り丸太町上ル
白 岩 利 典	上京区丸太町通日暮西入ル上ル西院町746-5
除 門 悟	上京区今出川通寺町西入ル二筋目上ル柳風呂町 190
坂 地 伊左臣	上京区一条通千本東入ル伊勢殿構町258
相 良 英 人	上京区元誓願寺通り千本西入ル松屋町379
大 屋 実樹夫	上京区新町上御靈西入コスモハイツ上御靈101

山崎立実 上京区烏丸通寺之内西入上ル相国寺西門前町  
647

左京支部

正会員

熊谷 隆男	左京区白川久保田町27の4
福島 清人	左京区田中大久保町23
河合 正史	左京区吉田近衛町銀座26
栗原 寿雄	左京区丸太町通川端東入東丸太町43-7
河村 正明	左京区下鴨松原町29-11
山本 真彦	左京区高野竹屋町27-27
橋本 昇	左京区岩倉東五反田町27
小山 松寿	左京区浄土寺下馬場町18
柴田 宗宣	左京区下鴨市東高木町25-8
昌山 基成	左京区一乗寺東杉ノ宮町18-7
栗原 武弘	左京区丸太町通川端東入東丸太町43-7
木村 貫一	左京区山端壱町田町6-3
岡田 洋明	左京区白川上池田町25-1-11
西崎 武雄	左京区岩倉花園247
神山 義弘	左京区一乗寺大原田町8リバーロードタカノ

準会員

河合 勝元	左京区吉田近衛町銀座26
-------	--------------

中京支部

正会員

片川 吉雄	中京区壬生西土居ノ内町16
岡田 昇	中京区壬生森町10
小野 黙二	中京区御前通り仏光寺角
片川 弘	中京区壬生西土居ノ内町16
山口 善彦	中京区聚楽廻り南町19-45

森 田 勝	中京区壬生東高田町16
北 浦 昭 雄	中京区三条坊城町2の2
野 村 元 一	中京区西ノ京小倉町4-3
雨 森 治	中京区釜座通り夷川下ル大黒町682
森 田 行 俊	中京区壬生賀陽御所町33
大 西 良 樹	中京区聚楽廻り東町3
森 田 博 也	中京区壬生東高田町16
酒 谷 良 計	中京区西ノ京勧学院町1-41
高 木 葉 子	中京区錦大宮町154-1
草 川 榮 一	中京区西ノ京西中合町59-3
古 閑 星 丸	中京区蛸薬師通高倉西入泉正寺町323松本ビル3 F
梅 本 靖 二	中京区西ノ京藤ノ木町3の1

### 東山・山科支部

正 会 員	
松 浦 慎 夫	東山区東大路渋谷下ル
奥 谷 喜代司	東山区本町17丁目351-3
太 田 慶 造	東山区大黒町通り松原下ル2丁目山城町285
初 田 吉 隆	東山区本町二丁目70-3
杉 山 正 義	東山区本町22丁目492-14
小 宮 定 男	山科区大宅御供田町2の4
井 上 彰 二	山科区西野左義長町26-55
橋 村 啓 己	山科区竹鼻堂の前町1の22
釜 洞 良 雄	山科区日の岡堤谷町43番地の2
福 島 光 義	山科区御陵久保町52-8
道 家 勝 昭	山科区北花山大林町8-8
三 間 義 之	山科区竹鼻西ノ口町44
目 加 田 健 二	山科区安朱堂後の町6
堀 部 正 儀	山科区川田菱尾田町19-25

橋 村 恵 三 山科区音羽稻芝町38-7  
関 弘 美 山科区大宅御供田町9-3  
本 間 利 忠 山科区勧修寺西金ヶ崎75-5  
黒 木 修 山科区小野西浦62-4  
山 本 秀一郎 山科区東野八代48-27

### 下京・南支部

#### 正会員

和 田 豊 下京区西七条北東野109  
佐 藤 隆 信 下京区下松屋町通り花屋町上ル突抜一丁目333  
林 啓 史 下京区四条烏丸西入 大平住宅ビル6階  
岡 本 正 吾 下京区大宮通松原上ル高辻大宮町112  
黒 木 由紀夫 下京区七条御所ノ内北町30-1  
北 中 隆 史 下京区中堂寺櫛筈町18-13  
保 家 幸 生 下京区朱雀宝蔵町107  
片 岡 司 下京区高辻通大宮入ル坊門町831  
松 尾 貞 幸 下京区西七条西石ヶ坪町35  
西 川 正 子 南区東九条柳下町50  
平 川 照 雄 南区西九条柳ノ内町28の5  
王 生 勝 己 南区吉祥院三の宮西町79の3  
富 島 敏 子 南区東寺東門前町32  
池 田 昭 雄 南区唐橋川久保町34-1  
藤 田 徹 南区吉祥院中河原里西町36  
奥 憲 雄 南区東九条南烏丸町35-6  
安 田 優 二 南区上鳥羽南村山町3  
和 田 重 治 南区唐橋高田町52-6  
木 下 広 次 南区東九条南岩本町14  
中 塚 靖 浩 南区久世中久世町二丁目105-1

### 右京支部

正会員

三宅 博通	右京区嵯峨天竜寺油掛町3の1
原 健	右京区西京極郡町103-1
清 水 憲 雄	右京区宇多野福王子町9の2
阪 井 徹	右京区西大路通り綾小路西入角32
福 岡 敏 勝	右京区谷口園町9の4
八木 高 大	右京区西京極南方町72
川 島 多 一	右京区常盤草木町3
藤 野 勝 弘	右京区梅津大繩場町21-15
菅 野 泰二郎	右京区太秦組石町2-80
遊 道 明 信	右京区太秦掘ヶ内町1-3
小 林 賢 二	右京区嵯峨駅迦堂藤ノ木町34
北 村 千 春	右京区花園巽南町9
太 田 雅 己	右京区西京極東町43
大 塚 良太郎	右京区鳴滝中道町10
北 条 正 二	右京区太秦垣内町6
糸 井 裕 貴	右京区太秦和泉式部町5-11
原 弘 二	右京区西京極郡町103-1
道 添 文 彦	右京区太秦川所町7-14
井 爪 英 人	右京区太秦樋ノ内町9-5
久 川 孝 範	右京区太秦面影町5
加 藤 吉 一	右京区西京極大丸町25
山 下 孝 輝	右京区山ノ内西八反田町9-9
屋 部 勇 児	右京区西院小米町35
三 宅 政 彦	右京区嵯峨天竜寺油掛町3の1
中 村 英 弘	右京区常盤西町19-27
渕 橋 一 啓	右京区嵯峨天竜寺車道町16-18
山 口 小太郎	右京区嵯峨折戸町23-8
鴻 田 全 人	右京区西京極東池田町74-75
岩 見 好 高	右京区山之内赤山町11-26

阪 井 住 江 右京区西大路通り綾小路西入角32  
三 宅 通 彦 右京区嵯峨野芝野町7  
中 川 正 和 右京区嵯峨野清水町21-18

### 西 京 支 部

#### 正 会 員

掘 康 三 西京区大枝西新林町6-9-11  
熊 谷 健 三 西京区桂坤町29  
西 尾 宏一郎 西京区樺原井戸16-12  
西 吉 德 西京区桂良町13-84  
山 村 政 男 西京区桂下豆田町41の13  
竹 尾 利 彦 西京区嵐山上海道町80-6  
井 上 芳 彦 西京区川島滑樋町46ハイツ桂B棟  
長 留 省 悟 西京区桂坤町50-22  
川 口 幹 雄 西京区松尾鈴川町84-23  
梅 本 実 西京区桂乾町4-10  
原 昇 西京区桂野里町50-47  
大 西 重 一 西京区川島粟田町36-32  
山 口 正 洋 西京区大原野上羽町12-5  
中 川 稔 貴 西京区山田大吉見町5-8  
西 村 太 一 西京区樺原水築町16-16  
綾 田 剣 一 西京区上桂宮ノ後町33-4サンモールスクウェア  
1F

### 伏 見 支 部 (西)

#### 正 会 員

村 上 隆 伏見区西大手町312  
水 本 正 夫 伏見区銀座3丁目317の5  
栗 田 幸 治 郎 伏見区海老屋町1006  
布 施 正 和 伏見区淀本町174の69

松 山 剛	伏見区桃山町養齊3の37
沢 田 哲	伏見区向島庚申町121の3
近 藤 桂 市	伏見区納所薬師堂町1-196
吉 田 輝 作	伏見区久我森の宮町2-236
鈴 木 平 和	伏見区向島善阿弥町44
伊 藤 茂 基	伏見区納所中河原16-4
大 西 辰 博	伏見区下鳥羽芦川町49-46
新 井 一 寿	伏見区向島四ツ谷池14-27向島ニュータウンセンター1-105号

### 伏見支部(東)

#### 正会員

片 桐 寛	伏見区竹田内畠町159-34
岡 村 正 秀	伏見区石田大山町4-81
加 藤 邦 男	伏見区深草芳本町671-52
佐々木 茂	伏見区石田森東町3-12
今 井 健 二	伏見区小栗栖中山田町15-13
村 田 清 春	伏見区醍醐和泉町83
村 上 秀 明	伏見区深草仙石屋敷町24-15
宮 越 良 一	伏見区墨染町725
寺 本 光 弘	伏見区醍醐南西裏町1-13
江 馬 正 弘	伏見区飯食町802
笹 川 和 幸	伏見区醍醐江奈志町10-151
高 岡 敬 一	伏見区深草直違橋4丁目367アネックス窪田103号
岡 本 善 志 一	伏見区深草小久保町407
茂 原 富 雄	伏見区醍醐下山口町21-15

### 乙訓支部

#### 正会員

田 中 一 吉	向日市寺戸町西田中瀬8番
木 村 昭 二	長岡京市神足二丁目13-19
田 村 治 夫	長岡京市長岡一丁目6-5
水 谷 忠 誠	長岡京市勝竜寺15番4号
西 野 和 弘	向日市上植野町南開61-4
中 村 圭 一	長岡京市長岡二丁目3-9
芳 田 秀 二	向日市物集女町豆尾28-12
谷 口 一 弘	向日市寺戸町東野辺64-9
田 中 善 長	長岡京市井之内下印田3-8ハイツテラオ101号
西 川 恒 彦	向日市寺戸瓜生13-16ベルメゾン1階
合 木 義 治	向日市上植野町落堀18-18
熊 川 哲 朗	長岡京市開田1丁目21-24-102

#### 宇治支部

##### 正会員

松 浦 進	宇治市小倉町神楽田38の157
広 谷 正 己	宇治市五ヶ庄二番割33
神 谷 久 雄	宇治市宇治妙葉146の5
布 施 誠	宇治市伊勢田町名木1丁目1の27
足 立 幸 雄	宇治市小倉町新田島10の30
大 槻 桂 美	宇治市木幡内畠23の13
南 賢 三	宇治市大久保町井の尻21-4
玉 置 喜 章	宇治市槇島町落合145-19
杉 山 祐 文	宇治市神明宮東103の13
国 本 清	宇治市琵琶台三丁目2-2
広 谷 元 己	宇治市五ヶ庄二番割33
中 原 志 朗	宇治市六地蔵奈良町44-12
月 村 善 幹	宇治市伊勢田町毛語109北野ハイツ
岡 島 順	宇治市神明石塚2-5
金 原 正 一	宇治市宇治半白8-87

安 本 弘 宇治市開町36-15  
松 本 猛 宇治市六地蔵町並15  
中 西 栄 一 宇治市小倉町堀池7-26  
井 上 智 司 宇治市宇治妙薬171-7  
文 森 光 博 宇治市宇治米阪15-28

### 城 陽 支 部

#### 正 会 員

井 坂 豊 城陽市寺田樋尻12-13  
中 井 秀 雄 久世郡久御山町大字林小字八幡講1の76  
吉 田 武 二 城陽市枇杷庄鹿背田104-16  
中 村 已津彦 城陽市久世北垣内1の8  
中 雅 博 城陽市平川横道7の16  
笛 岡 正 典 城陽市中樋ノ上33-6  
合 谷 純 夫 城陽市久世下大谷6の12番地  
横 林 行 治 城陽市水主南垣内5-7  
安 本 成 男 城陽市寺田水度坂15-398  
今 村 外 茂 央 城陽市平川野原33-36  
檜 崎 武 司 城陽市久世里の西26-17  
布 施 昌 憲 城陽市長池北清水64-85  
伊 藤 友 雅 城陽市寺田東ノ口17-135  
信 貴 裕 典 久世郡久御山町佐山双置47  
安 間 栄 一 城陽市寺田宮の谷29-53  
木 村 洋 治 城陽市今堀160-10  
政 田 宜 男 久世郡久御山町島田古堤防中村45-9

### 南 山 城 支 部

#### 正 会 員

松 本 憲 郎 相楽郡精華町大字南稻八妻小字森垣外13-8  
馬 渕 明 雄 八幡市八幡莊源氏垣内35の6山田ビル1階

河 本 良 一	綴喜郡田辺町大字河原小字食田10-57
大久保 洋 子	綴喜郡田辺町松井ヶ丘一丁目2の11
藤 田 浄 法	八幡市西山和氣11番地の7
鎌 田 康 則	綴喜郡宇治田原町荒木西出4
森 田 忠 彦	綴喜郡田辺町大住大坪42-11
長 井 隆 尚	八幡市八幡長町2-20
岩 井 伸 夫	八幡市八幡馬場82-8
栖 川 順 子	綴喜郡田辺町大字興戸小字南落延25-32
西 中 誠	相楽郡木津町木津殿城139-1
井 坂 敏 之	綴喜郡宇治田原町岩山沼尻22-4
鶴 忠 秋	相楽郡精華町大字下泊小字下新庄57-4
準 会 員	
井 川 正 三	綴喜郡田辺町薪城ノ内3-4

#### 南 丹 支 部

##### 正 会 員

平 井 栄	船井郡八木町八木字鹿草36
山 下 武	亀岡市篠町下北裏町36-9
齊 藤 厚 男	亀岡市安町小屋場55
長 沢 登	船井郡丹波町字上野小字中井根18
畠 吉 昭	亀岡市河原町35
森 茂	船井郡園部町小山東町溝辺35
大 塚 建 彦	亀岡市内丸町4-16
塩 井 信 夫	船井郡日吉町字胡麻小字野畑5-1
原 田 浩	亀岡市大井町土田2丁目12-28
林 哲 也	船井郡丹波町蒲生小字蒲生野27
矢 野 秀 幸	船井郡園部町美園町5号5番6
植 木 壽 雄	亀岡市北古世町2丁目2-3
山 下 恭 史	亀岡市篠町篠下北裏36-9
福 井 幹 朗	亀岡市篠町広田2丁目12-1

長尾淳彦 亀岡市大井町土田2-43-3

### 中丹支部

#### 正会員

太田富夫	福知山市堀内田町1961-1
塩見金幹	福知山市字北本町一区71-12
的場修	福知山市猪崎1393-4
水原暁	綾部市本町5丁目29
前田邦親	福知山市かしの木台1丁目77-5
大西正光	福知山市字石原小字西屋敷174-1
志津原日出海	福知山市字西19
安田基雄	福知山市前田1856
寺田明彦	福知山市子堀小字ノケ1515-14
井上真二	福知山市厚中町182
東田幸辰	福知山市字東野117-384
太田圭一	福知山市字堀内田2549-4
織田繁樹	福知山市内記1丁目10-85

### 北丹支部

#### 正会員

菅原伝寿	舞鶴市余部上14
亘高司	舞鶴市四条通朝日南入ル字浜972
小林道	宮津市万町604の2
横嶋誠一	竹野郡網野町字網野1438-1
野田清隆	舞鶴市字浜484
久保清嗣	竹野郡網野町字網野655-1
松本吉一	中郡峰山町字杉谷916
村上由一	舞鶴市字本町23-1
宮根保司	舞鶴市字引土427-3
菅原不二雄	舞鶴市余部上14

## 物故者御芳名

(昭和59年4月1日より平成6年3月31日)

明石輝信	昭和59年4月6日
羽山清次郎	昭和60年12月15日
木下末次郎	昭和61年2月15日
老田清一	昭和61年2月22日
塩見太門	昭和62年1月15日
明石勝年	昭和62年11月4日
橋村七衛	昭和63年5月26日
東田馨	昭和63年9月1日
西川雅善	昭和63年11月26日
高木音治	平成2年10月9日
上山紋兵衛	平成3年1月25日
西川洋次	平成3年5月20日
織田多四郎	平成4年3月31日
水田利明	平成5年3月1日
藤田巖	平成5年4月2日
田子武	平成5年9月24日
中村相文	平成5年10月25日

現 会 員

北 支 部



室賀雅男



和田好浩



堀部正一



松下賢治



木村進



中村一正



梅田眞佐夫



和田守展



清水要三



伊原幹雄



北村啓二



白川 稔



土肥 康人



清水 武史



見原 誠



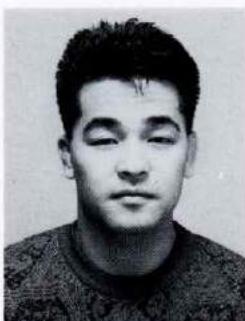
木村 佳史



松本 浩志



大西 裕二



岡本 和幸



阪井 田 稔



田野 秀一

準会員



朝 田 伸



二 楠 伸



野 伸

上京支部



竹中 茂



山田 悅男



山崎 良三



尾本 秀雄



児玉 正己



佐々木 健



谷山 和浩



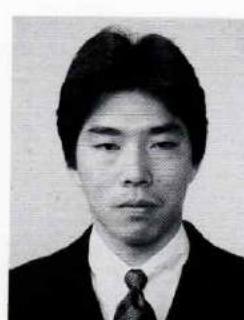
近松 利光



橋 啓史



白岩 利典



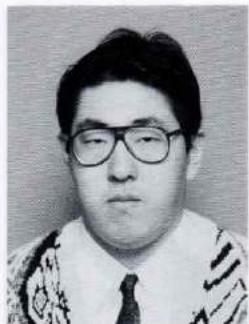
除門 悟



坂地 伊左臣



相 良 英 人



大 屋 実樹夫



山 崎 立 実



黒 木 伸



宮 田 正 駿



松 芽 本 駿



上 田 健 二



上 田 健 二



山 田 利 之



山 田 利 之



山 田 利 之



山 田 利 之

左京支部



熊谷 隆男



福島 清人



河合 正史



栗原 寿雄



河村 正明



山本 真彦



橋本 升



小山 松寿



柴田宗宣



昌山 基成



栗原 武弘



木村 貫一



岡田洋明



西崎武雄



神山義弘



河合勝元  
準会員



松原邦男



山本義美



山田栄



山本義美



山本義美



今井一貫



松原邦男



山本義美

中京支部



片川吉雄



岡田泰昇



小野勲二



片川弘



山口善彦



森田勝



北浦昭雄



野村元一



雨森治



森田行俊



大西良樹



森田博也



酒谷良計



高木葉子



草川榮一



吉閑星丸



梅本靖二



松井利三



山本直人



上田健二



松井利三



久保利信



久保利信



久保利信

東山・山科支部



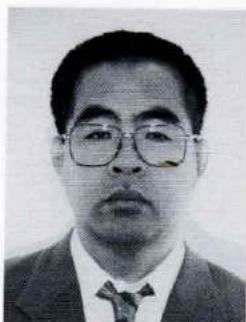
松浦慎夫



奥谷喜代司



太田慶造



初田吉隆



杉山正義



中村良輔



中村敏雄



中村利郎



中村利三



中村利本



中村利明



中村利義



小宮 定男



井上 彰二



橋村 啓己



釜洞 良雄



福島 光義



道家 勝昭



三間 義之



目加田 健二



堀部 正儀



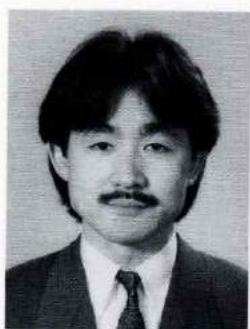
橋村 恵三



関 弘美



本間 利忠



黒木 修



山本 秀一郎



斎田 誠



安藤 中武



大庭由木男



岩谷 五本圓



李貞烈



田中 真一



佐野 雅樹

下京・南支部



和田 豊



佐藤 隆信



林 啓史



岡本 正吾



黒木 由紀夫



北中 隆史



保家 幸生



片岡 司



松尾 貞幸



西川正子



平川照雄



王生勝己



富島敏子



池田昭雄



藤田徳徹



奥憲雄



安田優二



和田重治



木下広次



中塙靖浩



山本邦浩

右京支部

右京支部



三宅博通



原田健



清水憲雄



阪井田徹



福岡敏勝



八木高大



川島多一



藤野勝弘



菅野泰二郎



遊道明信



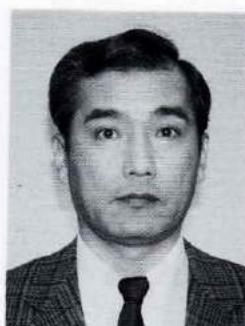
小林賢二



北村千春



太田 雅己



大塚 良太郎



北条 正二



糸井 裕貴



原 弘二



道添 文彦



井爪 英人



久川 孝範



加藤 吉一



山下 孝輝



星部 勇児



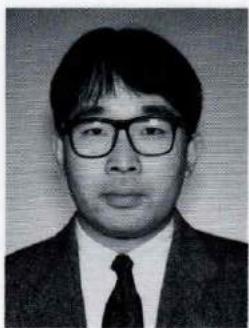
三宅 政彦



中村英弘



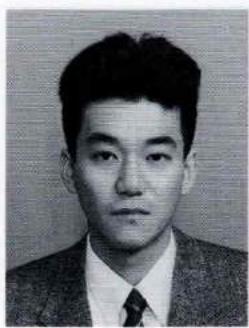
渕脇一啓



山口小太郎



鴻田全人



岩見好高



阪井住江



三宅通彦



中川正和



山本利夫



山田利夫



渡辺利夫



山田利夫

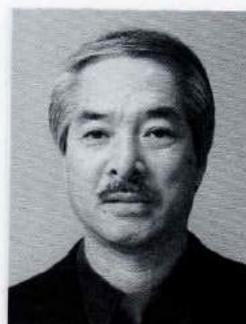
西京支部



鍾 康三



熊谷 健三



西尾 宏一郎



西 吉徳



山村 政男



井上 芳彦



長留省悟



川口幹雄



梅本 實



原 犀



大西重一



山口正洋



中川 稔貴



西村 太一



綾田 剣一



松尾トシオ、民進自由



中島直人



山田敏三



松永田正



松原啓二



山本敏三



山本敏三



山本敏三

伏見支部(西)

〔東〕研支員分



村上 隆



水本 正夫



栗田 幸治郎



布施 正和



松山 剛



沢田 永哲



近藤 桂市



吉田 輝作



伊藤 茂基



大西 辰博



新井 一寿



長谷川 伸一

伏見支部(東)

(西) 滋賀支局



片桐 宽



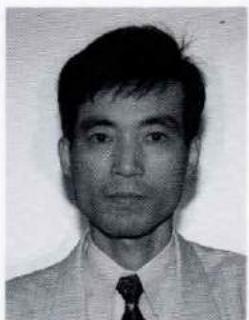
岡村 正秀



加藤 邦男



佐々木 田 茂



今井 健二



村田 清春



村上 秀明



宮越 良一



寺本 光弘



江馬 正弘



笹川 和幸



高岡 敬一



岡本善志一



茂原富雄



吉一中田



一美静平



通野義典



鮎忠谷水



道野中田



通野義容



二木田義



亂野田義



南野本義



亂野田義

乙訓支部



田中一吉



木村昭二



田村治夫



水谷忠誠



西野和弘



中村圭一



芳田秀二



谷口弘



田中善長



西川恒彦



合木義治



熊川哲朗

宇治支部



松浦 進



広谷 正己



神谷 久雄



布施 誠



足立 幸雄



大槻 栄美



南 賢三



玉置 喜章



杉山 祥文



国本 清



広谷 元己



中原 志朗



月村善幹



岡島順



金原正一



安本弘



松本猛



中西栄一



井上智司



文森光博



三宅達



松永泰夫



山田達



久保田達

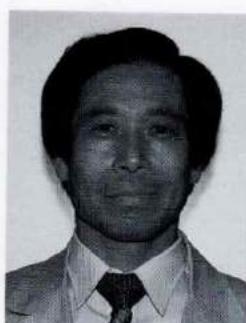
城陽支部



井坂 豊



中井秀雄



吉田武二



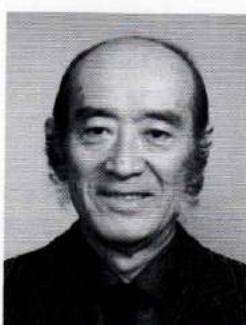
中村己津彦



中野雅博



笹岡正典



合谷純夫



横林行治



安本成男



今村外茂央



楠崎武司



布施昌憲



伊藤友雅



信貴裕典



安間栄一



木村洋治



政田宜男



中島豊



松原伸之



松永邦之



山田和夫



松永邦之



山田和夫



山田和夫

南山城支部



松本憲郎



馬渕明雄



河本良一



大久保洋子



藤田淨法



鎌田康則



森田忠彦



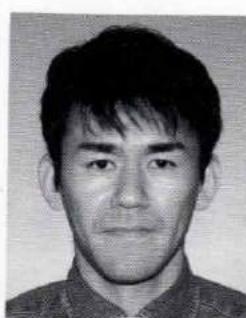
長井隆尚



岩井伸夫



栖川順子



西中誠



井坂敏之



霞 亘 忠秋



井川正三  
準会員



田中重徳



田中重徳



田中重徳



田中重徳



大曾根邦雄



大曾根邦雄



大曾根邦雄



佐藤義典



佐藤義典



佐藤義典

南丹支部



平井 栄



山下 武



齊藤 厚男



長沢 登



畠 吉昭



森 茂



大塚 建彦



塙 井 信夫



原田 浩



林 哲也



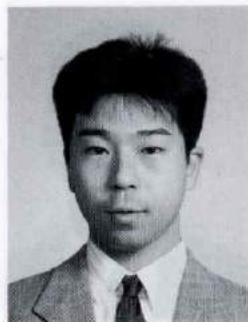
矢野 秀幸



植木 壽雄



山下恭史



福井幹朗



長尾淳彦



黒田直弘



中島利四郎



山田伸之



松原淳彦



山本淳彦



山田淳彦



中村淳彦



松原淳彦



山田淳彦

## 中丹支部



太田富夫



塙見金幹



的場修



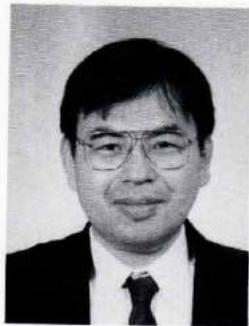
水原暁



前田邦親



大西正光



志津原日出海



安田基雄



寺田明彦



井上真二



東田幸辰



太田圭一

中 小 學 支 稚



織田繁樹



井上見龍



大庭田太



大玉西太



鷲羽田徳



鷲尾徳水



吉澤田幸一



加藤田寅



高田日出男



一星田太



堀澤田寅



二萬士夫



菅原伝寿



亘高司



小林田道



横嶋誠一



久保清嗣



松本吉一



村上由一



宮根保司



菅原不二雄



坂根秀明



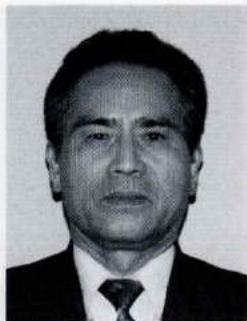
小野仁



野田清隆

事務局

事務局



本田義廣



大路満男



田渕希江



清水朱美



松井久美子



八木美代子



中島信之



山本直子



市川利輔



中島直子



小池栄子



山本直子

各 部 部 員



総務部



事業部



財務部



学 術 部



保 陰 部



廣 報 部



柔道部



選挙対策委員会



渉外部

## 京都府柔道整復師会年表

年	月・日	事項
昭和59年 (1984年)	5・20	昭和58年度定時総会(中小企業会館)
	6・17	京都府柔道整復師会館竣工
	8・26	社団法人設立30周年記念祝賀式典 新会館見学会及び柔道場開設記念紅白柔道大会
	9・3	第2回京都プライマリケア協議会総会
	11・23	第9回本府学術研修会
	12・11	沢田宗右衛門名誉会長他界
	1・16	故沢田宗右衛門先生 黙六等授賞
	2・2	京柔整会少年柔道教室開講
	3・13	コンピューター委員会開催
	4・14	第10回本府学術研修会
昭和60年 (1985年)	5・12	昭和59年度定時総会(京柔整会館)
	6・14	書道教室開講
	6・22	京都プライマリケア協議会(第4回研究集会)
	9・2	第3回京都プライマリケア協議会総会
	11・17	第11回本府学術研修会
	2・22	京都府柔道整復師会の会章決まる
	3・16	第12回本府学術研修会
	5・18	昭和60年度定時総会(京柔整会館)
	6・21/22	第9回日本プライマリケア学会(京都)
	6・27	プライマリケア市民講座
昭和61年 (1986年)	7・4	京都府柔道整復師会健康講座
	8・20	仏眼厚生学校柔整養成校問題解決
	9・7	第4回京都プライマリケア協議会総会
	10・11	プライマリケア市民講座
	11・16	第13回本府学術研修会
	12・6	京都プライマリケア協議会(第5回研究集会)
	3・10	プライマリケア市民講座
	3・15	第14回本府学術研修会
	5・10	昭和61年度定時総会(京柔整会館)
	2・6	京都府柔道整復師会健康講座
昭和62年 (1987年)		

昭和63年 (1988年)	8・30	第5回京都プライマリケア協議会総会
	9・20	第15回本府学術研修会
	11・5	プライマリケア市民講座
	3・6	第16回本府学術研修会
	4・10	衆議院議員 伊吹文明(一区) } 後援会設立 谷垣禎一(二区) }
	5・14	第1回新入会員臨床研究会開催
	5・15	昭和62年度定時総会(京柔整会館)
	5・25	プライマリケア市民講座
	5・29	鳥居良夫日整名誉会長特別講演会(京柔整会館)
	7・2	京都プライマリケア協議会(第6回研究集会)
平成元年 (1989年)	8・7	片川会長厚生大臣表彰受賞祝賀会
	9・3	第6回京都プライマリケア協議会総会
	9・18	第17回本府学術研修会
	3・12	第18回本府学術研修会
	4・2	第1回近畿ブロック少年柔道京都大会
	4・5	プライマリケア市民講座
	4・22	消費税実施に伴う諸種改正説明会
	5・13	京柔整協同組合創立総会
	5・14	昭和63年度定時総会(京都パークホテル)
	6・11	社団法人設立35周年記念式典
平成2年 (1990年)	9・3	片川会長帰一賞受賞
	10・28	第7回京都プライマリケア協議会総会
	10・29	京都武道センターにて日整柔道大会(近畿チーム優勝)
	3・18	京都会館にて第2回日本接骨学会
	4・18	第19回本府学術研修会
	5・13	プライマリケア市民講座
	5・27	平成元年度定時総会(京都パークホテル)
	9・2	第2回近畿ブロック少年柔道京都大会
	9・9	第8回京都プライマリケア協議会総会
	11・11	厚生大臣指定講習会開催
		第20回本府学術研修会

平成 3 年 (1991年)	3・2	日本柔道整復師国民年金基金説明会
	3・17	第21回本府学術研修会
	4・14	近畿ブロック文化大会京都府予選会
	5・12	平成 2 年度定時総会(京都パークホテル)
	5・19	第 3 回近畿ブロック少年柔道京都大会
	6・5	プライマリケア市民講座
	9・8	第 9 回京都プライマリケア協議会総会
	10・6	第22回京都接骨学会
	11・6	プライマリケア市民講座開催
	11・16	第 1 回京柔整シルバー事業開催
	3・15	第23回京都接骨学会
	5・17	平成 3 年度定時総会(からすま京都ホテル)
平成 4 年 (1992年)	5・31	第 4 回近畿ブロック少年柔道京都大会
	6・16	近畿ブロック文化大会京都府予選会
	7・12	京都裁判(全面勝訴確定)
	8・30	第10回京都プライマリケア協議会総会
	10・24	第 2 回京柔整シルバー事業開催
	11・8	第24回京都接骨学会
	12・9	プライマリケア市民講座
	12・12	京都プライマリケア協議会医療問題シンポジウム
	3・14	第25回京都接骨学会
	5・9	平成 4 年度定時総会(京柔整会館)
	5・30	第 5 回近畿ブロック少年柔道京都大会
	6・27	近畿ブロック文化大会京都府予選会
平成 5 年 (1993年)	9・5	厚生大臣・労働大臣表彰受賞祝賀会 (片川会長、原副会長、栗原副会長)
	11・7	第11回京都プライマリケア協議会総会
	11・20	第 26 回京都接骨学会
	1・16	第 3 回京柔整シルバー事業開催
	3・13	山崎理事長厚生大臣表彰受賞祝賀会
平成 6 年 (1994年)	4・29	第27回京都接骨学会
	5・8	平成 5 年度定時総会(京柔整会館)
		社団法人設立40周年記念式典

## 近畿ブロック・日整関係

年	月・日	事　　項
昭和59年 (1984年)	6・24	第9回近畿ブロック学会(京都)
	7・15	第10回近畿親善柔道大会(奈良)
	10・27	第9回近畿親善文化大会(奈良)
	10・28	第8回日整柔道大会(東京)
昭和60年 (1985年)	6・23	第17回日整学会(東京)
	7・28	第10回近畿ブロック学会(滋賀)
	10・26	第11回近畿親善柔道大会(大阪)
	10・27	第10回近畿親善文化大会(大阪)
昭和61年 (1986年)	6・22	第9回日整柔道大会(新潟)
	7・20	第18回日整学会(新潟)
	10・25	第11回近畿ブロック学会(奈良)
	10・26	第12回近畿親善柔道大会(兵庫)
昭和62年 (1987年)	6・21	第11回近畿親善文化大会(兵庫)
	7・19	第10回日整柔道大会(千葉)
	10・24	第19回日整学会(千葉)
	10・25	第12回近畿ブロック学会(兵庫)
昭和63年 (1988年)	6・19	第13回近畿ブロック柔道大会(大阪)
	7・17	第12回近畿ブロック文化大会(大阪)
	10・22	第11回日整柔道大会(大阪)
	10・23	第20回日整学会(大阪)
平成元年 (1989年)	6・18	第13回近畿ブロック学会(大阪)
	7・30	第14回近畿ブロック柔道大会(京都)
	10・22	第13回近畿ブロック文化大会(京都)
	10・23	第1回日本接骨学会(仙台)
	6・18	第14回近畿ブロック学会(和歌山)
	7・30	第1回近畿ブロック少年柔道大会(滋賀)
	10・28	第15回近畿ブロック柔道大会(滋賀)
		第14回近畿ブロック文化大会(滋賀)
		第13回日整柔道大会(京都)

平成 2 年 (1990年)	10・29	第2回日本接骨学会(京都)
	6・17	第15回近畿ブロック学会(京都)
	7・29	第2回近畿ブロック少年柔道大会(大阪)
		第6回近畿グローブ柔道大会(大阪)
		第16回近畿ブロック文化大会(大阪)
	10・27	第14回日整柔道大会(埼玉)
	10・28	第3回日本接骨学会(埼玉)
平成 3 年 (1991年)	11・2	(社)日本柔道整復師会 福田稔夫会長急逝
	6・23	第16回近畿ブロック学会(滋賀)
	7・28	第3回近畿ブロック少年柔道大会(和歌山)
		第17回近畿ブロック柔道大会(和歌山)
		第16回近畿ブロック文化大会(和歌山)
	8・31	第1回国際学術セミナー(大阪)
	10・26	第15回日整柔道大会(岡山)
平成 4 年 (1992年)	10・27	第4回日本接骨学会(岡山)
	6・21	第17回近畿ブロック学会(奈良)
	8・2	第4回近畿ブロック少年柔道大会(兵庫)
		第18回近畿ブロック柔道大会(兵庫)
		第17回近畿ブロック文化大会(兵庫)
	10・4	第1回文部大臣杯争奪日整全国少年柔道大会
		第1回厚生大臣杯争奪日整全国柔道選手権大会(東京)
平成 5 年 (1993年)	10・17	第2回柔整国際学術セミナー(大阪)
	12・5/6	第1回日本柔道整復・接骨医学会(東京)
	7・4	第18回近畿ブロック学会(兵庫)
	7・18	第5回近畿ブロック少年柔道大会(大阪)
		第19回近畿ブロック柔道大会(大阪)
		第18回近畿ブロック文化大会(大阪)
	10・3	第2回文部大臣杯争奪日整全国少年柔道大会
		第2回厚生大臣杯争奪日整全国柔道選手権大会(東京)
	10・17	第3回柔整国際学術セミナー(大阪)
	12・4/5	第2回日本柔道整復・接骨医学会(東京)

## 四十周年を祝う

会員三百 ヒト  
四十年の 花館  
開け放つ 診療室に 薫る風  
四十周年 蕉も花も 祝う日々  
風薫る 私語の談話は 声高に  
四十年 積み重ね来て 凍とけむ  
先達の 熱き思ひに 開く花  
花満開 京に四十路の 今昔

宇治支部

広谷麦秋

## 編集後記

思い起せば、昨年菊花薫る時期に、平成6年には本会創立70周年、社団法人設立40周年となることから、記念誌を刊行することになりました。早速、広報部が主体となって、この編集に取り組むことが了承された。前の30周年記念誌では、本会の歴史、とくに先人達のご苦労等が詳細に調べ上げられた内容でしたが、今回の40周年誌では、この10年間の本会の活動を重点的にまとめた内容にしました。

そこで各部からの原稿等を中心にして各部別に分類し、その活動状況の有りの儘の姿を後世に正確に伝える内容の記念誌にする主旨で編集致しました。

幸い本年は我が京都の平安建都1200年にあたり、その記念すべき年にこのような作業に携われたことは誠に幸運でありました。

しかし、何分にも初めてで、不慣れで、十分満足していただけない点も多々あろうかと思いますが、ご容赦下さいますように。

最後に、この短期間にここまで並々ならぬご努力を頂いた編集委員の皆様と、印刷・製本を引き受けると共にアドバイスも頂きました奥原印刷紙行 奥原憲治氏に心から感謝致します。

松浦 進

相編  
集委員會  
談委員  
役會

編集委員長  
員

" " " "

栗 和 清 保 田 布 松  
原 田 水 家 村 施 浦  
寿 好 武 幸 治 正  
雄 浩 史 生 夫 和 進

社団法人設立四十周年記念誌 (非売品)

平成六年四月二二五日 印刷

平成六年五月八日 発行

発行者

京都市東山区大和大路五条下ル東入ル芳野町七九ノ二  
社団法人 京都府柔道整復師会

会長 原 健

印刷所

京都市西京区松室北河原町二五  
奥原印刷紙行

